ISSN 0912－5698

秋田県埋蔵文化財センター

研 究 紀 要

Bulletin of the Akita Archaeological Center

第 27 号 2013

秋田県漆下遺跡出土縄文時代後期土器群の変遷案について
－入組文とそれに類する文様変遷－……菅野美香子……1

昭和前期高梨村における「拂田柵阯」の史蹟指定について
……高橋　務……21

資料紹介：「麻生」と注記された遺物……山田祐子……39

平成24年度企画展講演会＋座談会『小谷地遺跡の灌漑堰』講演録
「小谷地遺跡の灌漑堰」……村上義直……45
「五所川原市十三盛遺跡の発掘調査について」……藤原弘明……54
「東アジア的視点でみる古代日本の低地灌漑」……小山田宏一……62
「埋没家屋と灌漑堰」……黒崎　直……70
座談会……黒崎　直・村上義直・藤原弘明・小山田宏一……74

秋田県埋蔵文化財センター
Akita Archaeological Center

シンボルマークは、北秋田市浦田白坂（しろざか）遺跡出土の「岩偶」です。
縄文時代晩期初頭、1992年8月発見、高さ7㎝、凝灰岩。

秋田県埋蔵文化財センター

研 究 紀 要

Bulletin of the Akita Archaeological Center

第　27　号

２０１３

秋田県埋蔵文化財センター
Akita Archaeological Center

序

当埋蔵文化財センターは、秋田県の埋蔵文化財の公的調査研究機関であり、主要な業務の一つとして開発事業等に伴う緊急発掘調査を実施し、調査の記録である報告書を刊行しております。こうした業務を遂行するにあたっては、担当する職員の日常的な研究が必要であり、発掘調査から報告書作成までの業務はそうした基礎の上に成り立つものと考えます。

本誌は、このような職員の研究成果や業務に有益と思われる資料を紹介し、職員及び業務の質的向上をはかる目的で設けられました。

本号では、漆下遺跡発掘調査報告書で提示した土器変遷案について型式学的に連続性を検証した「秋田県漆下遺跡出土縄文時代後期土器群の変遷案について」、昭和恐慌という社会的背景の中で払田柵跡の史跡指定の意義を捉え直した「昭和前期高梨村における「拂田柵阯」の史蹟指定について」、秋田の郷土史家東山多三郎が入手した可能性のある縄文時代晩期の遺物を中心に紹介した「資料紹介：「麻生」と注記された遺物」、平成24年度企画展における講演会＋座談会『小谷地遺跡の灌漑堰』講演録を掲載しております。

御一読の上、当埋蔵文化財センターの業務と担当職員の研究活動に、なお一層の御指導と御鞭撻をいただけますようお願いいたします。

平成 25 年 3 月

秋田県埋蔵文化財センター
所長　高　橋　　務

秋田県埋蔵文化財センター

研　究　紀　要　第 27 号

目　　次

序

秋田県漆下遺跡出土縄文時代後期土器群の変遷案について
　－入組文とそれに類する文様変遷－……菅野美香子……1

昭和前期高梨村における「拂田柵阯」の史蹟指定について
……高橋　務……21

資料紹介：「麻生」と注記された遺物……山田祐子……39

平成24年度企画展講演会＋座談会『小谷地遺跡の灌漑堰』講演録

「小谷地遺跡の灌漑堰」……村上義直……45

「五所川原市十三盛遺跡の発掘調査について」……藤原弘明……54

「東アジア的視点でみる古代日本の低地灌漑」……小山田宏一……62

「埋没家屋と灌漑堰」……黒崎　直……70

座談会……黒崎　直・村上義直・藤原弘明・小山田宏一……74

秋田県漆下遺跡出土縄文時代後期土器群の変遷案について
－入組文とそれに類する文様変遷－

菅野美香子*

はじめに

漆下遺跡は、秋田県北秋田市（旧森吉町）に所在する（第１図）。森吉山の北麓を西流する小又川左岸の独立台地上に形成された遺跡で、縄文時代後期を主体とする集落遺跡である。森吉山ダム建設工事に伴い2001・2002・2008年の３か年にわたり秋田県教育委員会により遺跡全面17,860㎡の発掘調査が行われた。その結果、５か所で確認された捨て場では、後期前葉から後葉にかけての土器が多量に出土し、さらに斜面堆積であったものの、層の逆転や大きな撹乱は認められず、比較的良好な堆積状況であることも確認できた。このことから、筆者は発掘調査報告書（秋田県教委2011）において、捨て場から出土した後期の土器群について、出土層位に基づく後期前葉から後葉にかけての土器変遷案を作成した（第３図）。

１　研究史

東北地方北部の縄文時代後期の土器については、これまで多くの研究者により研究が進められてきた。その基礎となっているのが、磯崎正彦がⅠ～Ⅵ群に分類した青森県十腰内遺跡出土の土器群であり（今井・磯崎1968）、その妥当性も含め、現在まで様々な研究が行われている。鈴木克彦は東北北部の土器資料を幅広く集成し（鈴木克2001）、「丹後平式」（鈴木克1996）、「風張式」（鈴木克1997）、「家ノ後式」（鈴木克1997）、など時期や地域を細分した数々の型式を提唱している。後期初頭については、葛西勵や成田滋彦、本間宏により大木10式と十腰内Ⅰ式を繋ぐ土器群について変遷が検討されたが（葛西1979・2002、成田1986・1989、本間1987）、児玉大成がまとめているように、いまだ統一見解をみるに至っていない（児玉2003）。児玉は小牧野遺跡から出土した土器群を用い、後期初頭の土器群を単位文様の変遷から５期に分類している（児玉2003）。後期前葉～中葉では、金子昭彦が青森県出土の一括資料を用い、十腰内Ⅰ式の細分を試みているほか（金子1995・1996・1997）、岩手県新山権現社遺跡出土の土器群を用いて後期中葉の土器型式として新山権現社１～３式を提唱している（金子1994）。このほか後期中葉では、村木淳が風張（１）遺跡の住居址から出土した土器群について、住居址の切り合い関係に基づいて変遷を提示した（八戸市教委2008）。後期中葉～後葉では、関根達人が十腰内編年の不備を指摘し、北海道から関東地方の広域編年のなかに位置づけ、６段階に区分している（関根2005）。

秋田県内では、高橋忠彦が秋田県内出土の後期の完形土器について、十腰内Ⅰ～Ⅴ群土器に対比させてその特徴を述べている（高橋1989）。後期初頭では、森吉山ダム関連遺跡の日廻岱Ｂ遺跡で出土した資料に基づき、菅野が型式学的観点および住居址の重複関係から３期の変遷を提示した（秋田県教委2005）。後期前葉では、十腰内Ⅰ群設定に先駆けて、江坂輝弥により大湯環状列石周辺から出土する土器群に対して「大湯式」が設定された（江坂1957）。この「大湯式」は、80年代以降の調査で

* 秋田県埋蔵文化財センター文化財主任

出土した土器群を加え、秋元信夫により新たに大湯Ⅰ～Ⅲ式に分類されている（鹿角市教委1986）。また、榎本剛治は伊勢堂岱遺跡を主体として、秋田県北部で出土した土器を用い、「隆帯による文様表出」→「地文縄文の文様描出」→「多重沈線文」という施文技法の変遷を軸に、十腰内Ⅰ式土器を６段階に分類している（榎本2008）。

以上のとおり、東北地方北部の縄文時代後期の土器編年は、多くの研究者により研究が行われてきたものの、層位的な出土例が少ないこともあり、いまだ確定的な結論には至っていない。このため後期の土器、とりわけ前葉から中葉については、その不備が指摘されつつも、一般的に磯崎の分類に基づく「十腰内式」に比定される傾向にある。後葉については「十腰内式」のほか、小林圭一により再考された瘤付土器編年（小林2010）に対比される場合もある。

２　目的と方法

土器の研究にあたっては、層位学的観点と型式学的観点の双方から相互に検討を加えることが望ましいとされている（田中1978）。この点で、漆下遺跡の発掘調査報告書で示した変遷案は、層位学的観点を主眼とした考察となっており、型式学的観点については特徴的なものについて副次的に触れるにとどめている。このことから、本稿では層位に基づいて作成した先の変遷案について、型式学的な観点から検討を加え、検証することを目的とする。

型式学的な検討を試みるに当たり、その対象となり得る要素は「形態」・「材質」・「技法」・「装飾」などの諸特徴が挙げられる（鈴木公1988）。本来ならば、それら複数の要素について検討し、多角的に検証を行うことが望ましいが、本稿では特に装飾に着目することとし、他の要素については別稿で扱うものとする。

「装飾」は、口縁部突起など土器成形段階で表現されるものと、土器成形後に土器の表面に施文することにより表現される文様があり、さらにそれぞれに「構成」・「技法」・「要素」・「単位」などの特徴をもつ。本稿では、論点が散漫になることを防ぐため、土器に施文された文様のうち、視覚的に変化を捉えやすい「文様要素」に重点を置き、あわせて「文様構成」にも言及することとする。また、「単位」や「技法」については、明らかに特徴的な様相を示す際には提示することとした。

先述したとおり、本稿は漆下遺跡発掘調査報告書で提示した土器変遷案について、型式学的に連続性を検証することを目的とする。このことから、連続した変化が追える入組文及びそれに類する文様に限定して提示する。他の単発的な文様については、本稿の目的に沿わないため、ここでは扱わない。

３　秋田県北秋田市漆下遺跡の概要

漆下遺跡は、３か年にわたり秋田県教育委員会により発掘調査が行われ、2011年に発掘調査報告書が刊行された（秋田県教委2011）。遺跡は縄文時代前期・中期・後期、弥生時代、中世にわたる複合遺跡であるが、特に縄文時代後期には、前葉から後葉まで集落が営まれており、豊富な資料が残されていた。遺構では、環状に配置された掘立柱建物跡群や、その外側の斜面を利用して形成された捨て場５か所、竪穴建物跡群、土坑墓を含む土坑群、２か所にまとまって構築される配石土坑群の他に、Ｘ字状や列状などの配石遺構や、川へ向かう石積みの階段など特異な遺構も検出されている。遺物も捨て場を中心に多量に出土し、復元した土器約2,000点（破片資料を含めた土器類総重量約8,380kg）、

石器約10,000点（剥片資料を含めた石器類総重量4,340kg）、土製品757点（土偶155点、環状土製品103点、鐸形土製品70点など）、石製品約300点（石棒59点、有孔石製品70点など）が出土した。他に漆製品製作のための道具や材料もまとまって出土しており、漆液容器約80点などが出土している。漆液容器の時期が後期前葉から後葉にわたることから、後期全般を通して遺跡内で漆製品が製作されていたことも明らかとなっている。

４　資料について

本稿で使用する資料は、漆下遺跡の捨て場及び遺構外から出土した土器のうち、報告書に掲載されたものを対象とする。本稿で使用した土器実測図は発掘調査報告書に掲載された図を任意の縮尺で転載し、土器の分類や図に付した土器の番号は発掘調査報告書に準じた。また、時期区分も発掘調査報告書で用いられているⅣ１期～Ⅳ８期に準ずる。

漆下遺跡から出土した後期の土器群はⅣ１期～Ⅳ８期に対応するⅣ１群～Ⅳ８群に分類される。このうちⅣ１群は竪穴建物跡に設けられた土器埋設炉の炉体土器として用いられていたものが多数を占め、捨て場からの出土量は極めて少ない。このため、Ⅳ１群とⅣ２群以降の土器群との連続性は明確には捉えがたいことから、本稿ではⅣ１群は対象としないこととした。

５　文様変遷

本稿ではⅣ２段階で多く見られる入組文及びそれに類する文様に注目し、その変遷を辿る。これらの文様以外にも各時期に様々なモチーフが用いられるが、先述したとおり、入組文及びそれに類する文様系統に連続しないものについては、対象としていない。

文様の各段階は、系統を示す大文字アルファベットと時系列を示す数字の組み合わせ（「Ａ１段階」など）で呼称する。大文字アルファベットは、文様が分化して別系統となる場合にＢ、Ｃ･･･と変化する。数字は系統の最初を１とし、１→２→３･･･と変遷したことを示す。なお、文様は漸移的に変化することから、前後する複数の段階の文様が同時期に使用されていたものと考えられる。

文様系統は、Ⅳ２期からⅣ８期まで連続して変化が追えるものを、本土器群の主流となる系統と位置づけ、Ａ系統とした。それ以外のＢ・Ｃ・Ｅ・Ｆ系統は、Ⅳ８期まで連続せず途中で完結するため、分派と捉えた。Ｄ系統はＡ６段階から派生してＡ10段階に連続するが、並行するＡ系統の各段階よりも類例数が少ないため、これも分派と捉えた。

以下、各段階について特徴を記述する。

≪Ａ系統≫Ⅳ２期からⅣ８期まで連綿と文様変化が追える系統である。

【Ａ１段階】Ⅳ２期

縦位に強調された入組文や巴文とそれを繋ぐ直線文で構成される。２本一対の沈線で描かれた巴文や入組文が複数の沈線で肉付けされ、５本以上が一組となることが多い。文様は横位に連続し、文様の単位は６単位以上のものが多い。文様は施文範囲を区画する沈線に接するように描かれ、土器の法量が大きい器種は２段構成となることもある。沈線は細く、沈線間は狭い。施文範囲は胴部下半まで及び、縄文地もしくは無文地に描かれる。口縁部文様帯と胴部文様帯は、異なる文様が用いられたり、

無文帯を挟むなど、比較的明確に分離できる。口縁部文様帯には、長楕円形や横位に並走する沈線文のほかに、隆線文が併用される例が多く、基本的に口縁の波頂部に対応して短い縦位の隆線文や円形の隆線文が施される。

【Ａ２段階】Ⅳ２期

２本一対の沈線で描かれる入組文や巴文の沈線間の幅が広くなり、肉付けの沈線は両側に１本ずつになる。その結果、４本一組が基本となる。文様は横位に連結し、文様の単位は４～５単位のものが多い。入組文の入組が弱く、波状になる例も認められる。施文範囲は胴部中位までとなり、深鉢では文様帯が２段構成の例は認められなくなるものの、壺では２段構成をとる例も見受けられる。縄文は沈線間にのみ施されるものが主流であるが、文様帯を区画する沈線を超えて、胴部下位まで縄文が施される例も若干認められる。口縁部文様帯と胴部文様帯は、分離しているものと一体となっているものがある。分離しているものは、前段階にも認められた長楕円形や横位に並走する沈線文が口縁部に施文されるほか、円形の隆線文から変化したと考えられる円形の沈線文が波頂部に対応して施文される例が多い。

【Ａ３段階】Ⅳ２期

２本一対の沈線で描かれていた入組文や巴文が１本の沈線で描かれるようになり、３本一組が基本となる。そのため主文様の縦幅が狭くなり、文様帯を区画する沈線に接しないものが多くなる。その場合は、両者を繋ぐ文様が描かれることが多い。施文範囲は胴部上位～中位で、縄文は沈線間にのみ施される。文様の単位は５～６単位のものが多い。口縁部文様帯は胴部文様帯と一体化するものが主流となり、前段階で多く認められた円形の沈線文はほとんど認められなくなる。

【Ａ４段階】Ⅳ３期

前段階と同様に沈線は３本一組が主体であるが、前段階と比較して沈線間の幅は狭くなる。そのため主文様の縦幅はさらに狭くなるものの、施文範囲が胴部上位までとなり文様帯自体が狭くなるため、文様帯を区画する沈線と主文様が接するものが再び多くなる。縄文は前段階と同様に沈線間に施されるほか、文様帯を区画する沈線を超えて胴部中位まで施される例が主流である。文様は３単位もしくは６単位のものが多い。口縁部文様帯は胴部文様帯と一体化し、口縁部に刺突を充填する例も認められる。

【Ａ５段階】Ⅳ４期

３本一組の中央の線が省略され、両端の２本の沈線で文様が構成されるようになる。中央の線が省略されるため、巴文は入組文に集約される。文様単位は３単位が主流である。施文範囲は胴部上位～中位であるが、器形が小さい場合は下位に至る。壺では２段構成の例も認められる。縄文は沈線間のみに施される例と、文様帯を区画する沈線を超えて胴部下位まで施される例がある。口縁部に文様が描かれる例はほとんどなく、描かれる場合でも沈線１本程度の簡易なものである。

【Ａ６段階】Ⅳ４期

入組文の頂部が突出して波頭文になる。文様帯を区画する沈線は施されないものが主流となる。施文範囲が胴部下位まで広がり、少数ながら２段構成となる例も認められる。縄文は沈線間のみに施される。類例が少ないため、口縁部文様帯の様相は単純には類型化できないが、確認できる範囲では、口縁部に独立して文様が施される例は認められない。

【Ａ７段階】Ⅳ４期

縄文の施文帯が反転する。類例は少ないものの、口縁部と胴部にそれぞれ描かれるものや、上下に連結して複雑な文様となるものなど、前段階と比較して器面全体に波頭文が展開する傾向がある。施文範囲や縄文施文部分は前段階と同様である。

【Ａ８段階】Ⅳ４期

前段階で器面全体に展開していた波頭文が横長になり、縦位に連結するようになる。そのため、これまで横位に展開していた文様が、本段階では縦位になる。施文範囲は胴部下端まで及ぶ。縄文は前段階と同様に沈線間に施される。口縁部に文様が描かれる例も見受けられるが、沈線１本を巡らす程度の簡易なものである。

【Ａ９段階】Ⅳ５期

波頭文の頂部の抉りがなくなり、なめらかな蛇行状やクランク状の文様になる。口縁端部や頸部に刻み目列を併用する例が多い。施文範囲は再び胴部下位となり、施文範囲を区画する沈線を持つものも、再び認められるようになる。縄文は沈線間のほかに、胴部下位にも全面に施され、多条縄文や羽状縄文が多用される。なお、羽状縄文は同一の縄文原体を異方向に転がすものと、異なる撚りの縄文原体を使用するものの、両者が認められる。口縁部文様帯は、頸部が括れる器形に認められるが、沈線１本を巡らす程度の簡易なものである。

【Ａ10段階】Ⅳ５～６期

文様が肥大化し、弧線の組み合わせにより文様が構成されるようになる。前段階のクランク状の文様が肥大化したものが主体となるが、弧線の組み合わせにより様々な文様が表現される。文様は横位に連続もしくは連結する。本段階では口縁部文様帯にも施文される例が認められ、胴部と同じ文様が用いられる場合と、異なる場合がある。前段階と同様に刻み目列を併用する例が一定数認められるほか、胴部に貼瘤を伴う例や、口唇部に小突起が施される例も認められる。施文範囲と縄文施文部分、使用される縄文原体は前段階と同様である。

【Ａ11段階】Ⅳ６～７期

Ａ10段階の要素が扁平になり、階段状に連結する。連結部は縦方向に間伸びする。前段階で多様化した文様は、本段階では集約されて画一性が強まる。口縁部にも文様が施される場合は、基本的に胴部と同じ文様が用いられる。貼瘤や小突起を伴う例が前段階より増加する一方、刻み目列は認められなくなる。また、施文範囲と縄文施文部分は前段階と同様であるものの、多条縄文は認められなくなる。

【Ａ12段階】Ⅳ７期

文様がさらに扁平になり、連結部の間伸びがなくなる。貼瘤が多用され、口縁端部や頸部に巡らせる例が多い。文様は口縁部文様帯のみに施文されるようになり、胴部は無文となる。縄文は沈線間のみに施され、羽状縄文は認められなくなる。

【Ａ13段階】Ⅳ７～８期

連結部が枝分かれし、双方向に連結するようになる。貼瘤はⅣ８段階では３個一対のものや、短い隆線状を呈するものなどが認められる。前段階と同様に、文様は口縁部文様帯のみに施文され、縄文は沈線間にのみ施される。

≪Ｂ系統≫Ａ５段階の変型として始まり、Ｂ３段階で完結する。

【Ｂ１段階】Ⅳ４期

Ａ５段階の変型であり、入組文と入組文の間を鋸歯状にクランクさせる。器形の大きいものに施される傾向が認められる。文様単位はＡ５段階と同様に３単位であるため、胴回りの大きい器形では、入組文と入組文の間隔が広くなり、その空間を埋めるために鋸歯状に繋いだものと推定される。文様範囲は胴部上位までである。その他はＡ５段階に準ずる。

【Ｂ２段階】Ⅳ４期

文様帯が胴部中位から下位まで広がり、これまで入組部と入組部の連結に用いられていた直角状の文様要素が入組部に取り込まれ、角をもった入組文となる。縄文は沈線間のみに施される例と、文様帯を区画する沈線を超えて胴部下位まで施される例がある。類例が少ないため類型化はできないが、口縁部文様帯を持つ例があり、胴部と類似する文様が描かれるものと、Ａ５段階の文様が用いられるものが認められる。

【Ｂ３段階】Ⅳ４期

これまで横位に連結していた直角状の文様が独立し、菱形や連続するＶ字状の文様となる。施文範囲は胴部下位までである。縄文は沈線間のみに施される。類例が少ないため、口縁部の文様施文の有無については定かではない。

≪Ｃ系統≫Ａ５段階から分化して始まり、Ｃ３段階で完結する。特に台付深鉢に施文され、台付深鉢が用いられなくなると同時に、衰退する。

【Ｃ１段階】Ⅳ４期

Ａ５段階で用いられていた入組文が肥大化する。類例は少なく、台付深鉢と壺にのみ認められる。施文範囲は胴部下位までである。台付深鉢には口縁部文様帯が設けられ、類似する文様が施される。縄文は沈線内にのみ施文される。

【Ｃ２段階】Ⅳ４期

肥大化した入組文が分離する。前段階と同様に台付深鉢と壺にのみ施文される。施文範囲や縄文施文部分も前段階と同様である。

【Ｃ３段階】Ⅳ４期

沈線の内側に刺突が伴うようになり、装飾性が強くなる。台付深鉢にのみ施文される。施文範囲や縄文施文部分も前段階と同様である。

≪Ｄ系統≫Ａ５段階から分化して始まり、Ａ10段階に連続する。主に壺に施文される。

【Ｄ１段階】Ⅳ４期

波頭文の頂部がのび、抉りがなくなる。類例が少なく、壺のみ認められる。施文範囲は胴部下位までであり、縄文は沈線間に施される。文様帯を区画する沈線は用いられない。なお、Ａ６段階の波頭文の頂部がのび、抉りが無くなったとも考えられることから、Ａ６段階から派生している可能性もある。

【Ｄ２段階】Ⅳ５期

縄文の施文部分が反転する。主に壺に認められる。施文範囲は前段階と同様であるが、再び文様帯を区画する沈線が用いられるようになる。縄文は沈線間のほか、文様帯を区画する沈線の下部にも施される。口縁部に文様が描かれる例はほとんどなく、描かれる場合でも沈線１本程度の簡易な例が多い。

【Ｄ３段階】Ⅳ５期

下端が連結する一方、上部は分離するものもある。壺の施文範囲は前段階と同様に胴部下半までであるが、深鉢は口縁部～頸部である。縄文は沈線間に施される例が一般的であるが、文様帯を区画する沈線が描かれないものは、胴部下端まで縄文が施される例もある。前段階と同様に口縁部に文様が描かれる例はほとんどなく、描かれる場合でも沈線１本程度の簡易なものである。

≪Ｅ系統≫Ａ７段階から分化して、一段階で完結する。注口に施文される。

【Ｅ１段階】Ⅳ５期

Ａ７段階で縄文の施文部分が反転した波頭文が、大きく巻き込まれ矮小化する。刻み目列や貼瘤も併用される傾向が認められる。施文範囲は胴部下半までであり、縄文は沈線間のほかに文様帯を区画する沈線の下部にも施される。

≪Ｆ系統≫Ａ10段階から分化して、Ｆ３段階で完結する。

【Ｆ１段階】Ⅳ６期

肥大化した文様の内側に、沈線が加えられる。刻み目列は認められず、貼瘤や小突起を併用する例が認められる。施文範囲は胴部下半までである。口縁部に文様が施される例はほとんどなく、施文される場合でも沈線１本程度の簡易なものであるが、例外的に口縁部のみに文様が施される例も認められる。縄文は沈線間のみに施文され、羽状縄文が多用される。

【Ｆ２段階】Ⅳ６期

前段階の文様が分離し、襷掛状の文様になる。弧線の組み合わせにより様々な文様が表現される。文様は横位に連続もしくは連結する。前段階と同様に貼瘤や小突起を併用する例が認められる。施文範囲は胴部下半までである。口縁部に文様が施される例は少なく、施される場合でも沈線１本程度の簡易なものが主流であるが、胴部と同様の文様が施される例も認められる。縄文は沈線間のみに施文されるが、文様帯を区画する沈線が１条の場合は、胴部下端まで縄文が施文される。前段階に引き続き、羽状縄文が認められる。

【Ｆ３段階】Ⅳ６期

襷掛状の文様が縦位に連結し多段化する。前段階に比べ、貼瘤や小突起を併用する例が増加する。施文範囲は胴部下半までである。口縁部にも同様の文様が施される例と、沈線１本程度の簡易な文様が用いられる例がある。縄文は沈線間のみに施文されるが、前段階と同様に文様帯を区切る沈線が１本の場合は、胴部下端まで縄文が施文される。

６　結語

以上、述べてきたとおり、本土器群の入組文及びそれに類する文様は、段階によって分化し、系統によっては消滅・合流をしながら、最終段階まで断続することなく、その系譜を辿ることができる。今回は入組文及びそれに類する文様のみを対象としたが、本土器群においてはこれらの文様が主体をなし、それ以外の文様要素は単発的に認められる程度である。今回検討を行った本土器群の文様変遷は、発掘調査報告書において作成した土器変遷案と矛盾点は認められないことから、土器変遷案の妥当性を示す傍証となり得ると言えよう。

なお、今回検討を加えたのは文様のみであり、これは型式学的な特徴の一側面に過ぎない。今後は、他の観点からも検討を加え、土器変遷案の検証をさらに進めていく必要がある。その上で、本土器群の様相を総合的に提示し、近隣地域の土器群と比較検討を行うための基礎資料となり得るよう、多角的に検討を加えていきたい。

引用文献

今井富士雄・磯崎正彦 1968「第16節 十腰内遺跡」『岩木山』岩木山刊行会 378－386頁
江坂輝彌 1957「東北－各地域の縄文式土器」『日本考古学講座３』河出書房
榎本剛治 2008「十腰内Ⅰ式土器」小林達雄編『総覧　縄文土器』『総覧　縄文土器』刊行委員会
葛西　勵 1979「十腰内Ⅰ式土器の編年的細分」『北奥古代文化』第11号 北奥古代文化研究会
葛西　勵 2002「第３編 再葬土器棺の編年と文様」『再葬土器棺墓の研究－縄文時代の洗骨葬－』「再葬土器棺墓の研究」刊行会
金子昭彦 1994「十腰内Ⅲ式とⅣ式の境界」『岩手考古学』第６号 岩手考古学会
金子昭彦 1995「十腰内Ⅰ式と大湯式における型式としての諸問題－細分、組成、併行型式の問題－」『岩手考古学』第７号 岩手考古学会
金子昭彦 1996「十腰内Ⅰ式の三細分についての考え方－新しい部分と最も新しい部分の分離－」『岩手考古学』第８号 岩手考古学会
金子昭彦 1997「十腰内Ⅰ式と「大湯式」における壺型土器の変遷」『岩手考古学』第９号 岩手考古学会
児玉大成 2003「小牧野遺跡における縄文後期前半の土器編年」『東北・北海道の十腰内Ⅰ式再検討－資料集－』海峡土器研究会
小林圭一 2010「亀ヶ岡式土器成立前史－瘤付土器の概要－」『亀ヶ岡式土器成立期の研究－東北地方における縄文時代晩期前葉の土器型式－』早稲田大学総合研究機構先史考古学研究所
鈴木克彦 1996「東北地方北部における十腰内式土器様式の編年学的研究」『考古学雑誌』第81巻第４号 日本考古学会
鈴木克彦 1997「東北地方北部における十腰内式土器様式の編年学的研究・３」『北奥古代文化』第26号 北奥古代文化研究会
鈴木克彦 2001『北日本の縄文後期土器編年の研究』雄山閣
鈴木公雄 1988「第２章 考古学の方法」『考古学入門』東京大学出版会
関根達人 2005「「十腰内Ⅲ・Ⅳ・Ⅵ」群土器」に関する今日的理解」『葛西勵先生還暦記念論文集　北奥の考古学』葛西勵先生還暦記念論文集刊行会
高橋忠彦 1989「秋田県の縄文時代後期の土器」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第４号 秋田県埋蔵文化財センター
田中　琢 1978「型式学の問題」大塚初重・戸沢充則・佐原眞 編『日本考古学を学ぶ（１）』有斐閣
成田滋彦 1986「後期の土器　青森県の土器」『縄文文化の研究』４ 雄山閣
成田滋彦 1989「入江・十腰内式土器様式」『縄文土器大観４　後期・晩期・続縄文』小学館
本間　宏 1987「縄文時代後期初頭土器群の研究（１）」『よねしろ考古』第３号 よねしろ考古学研究会
秋田県教育委員会 2005「第６章 まとめ」『日廻岱Ｂ遺跡－森吉山ダム建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書ＸＶ－』秋田県文化財調査報告書第394集 311－313頁
秋田県教育委員会 2011『漆下遺跡－森吉山ダム建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書ＸＸⅢ－』秋田県文化財調査報告書第464集
鹿角市教育委員会 1986「第Ⅶ章 分析と考察」『大湯環状列石周辺遺跡発掘調査報告書（２）』139－143頁
八戸市教育委員会 2008「第Ⅵ章 まとめ」『風張（１）遺跡Ⅵ』八戸市埋蔵文化財調査報告書第119集

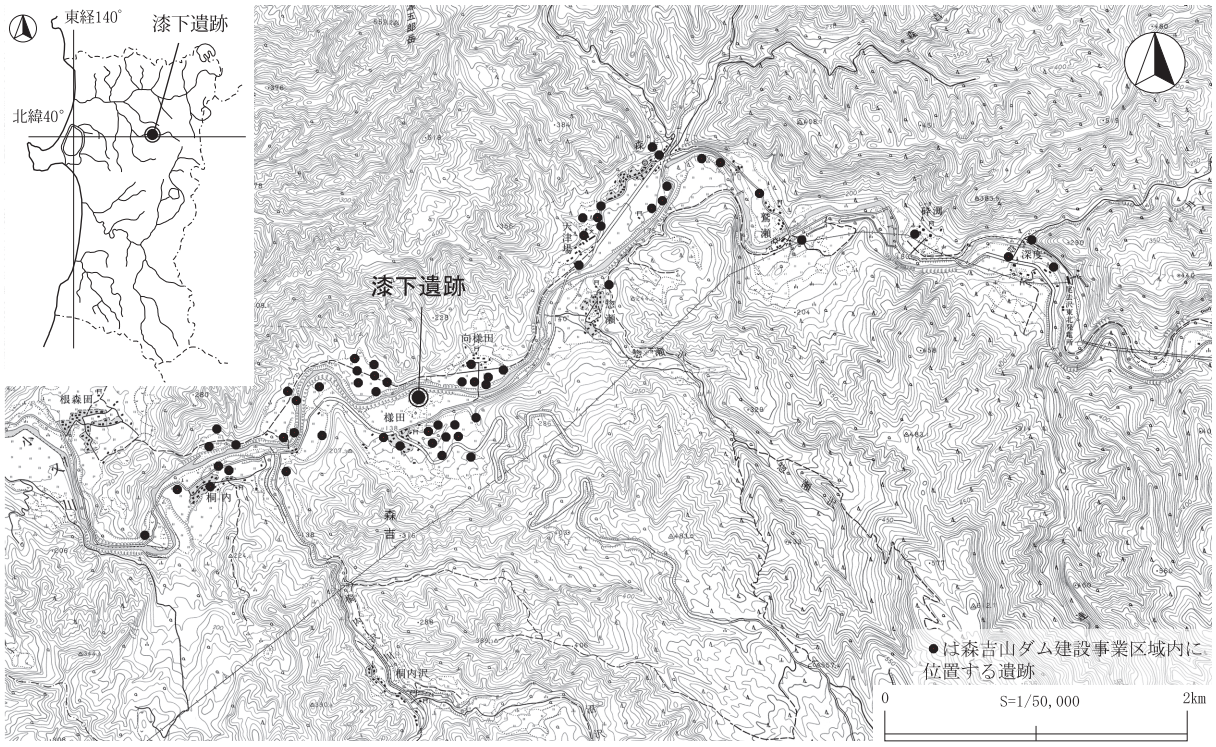

第1図　漆下遺跡位置図

第2図　漆下遺跡遺構配置図

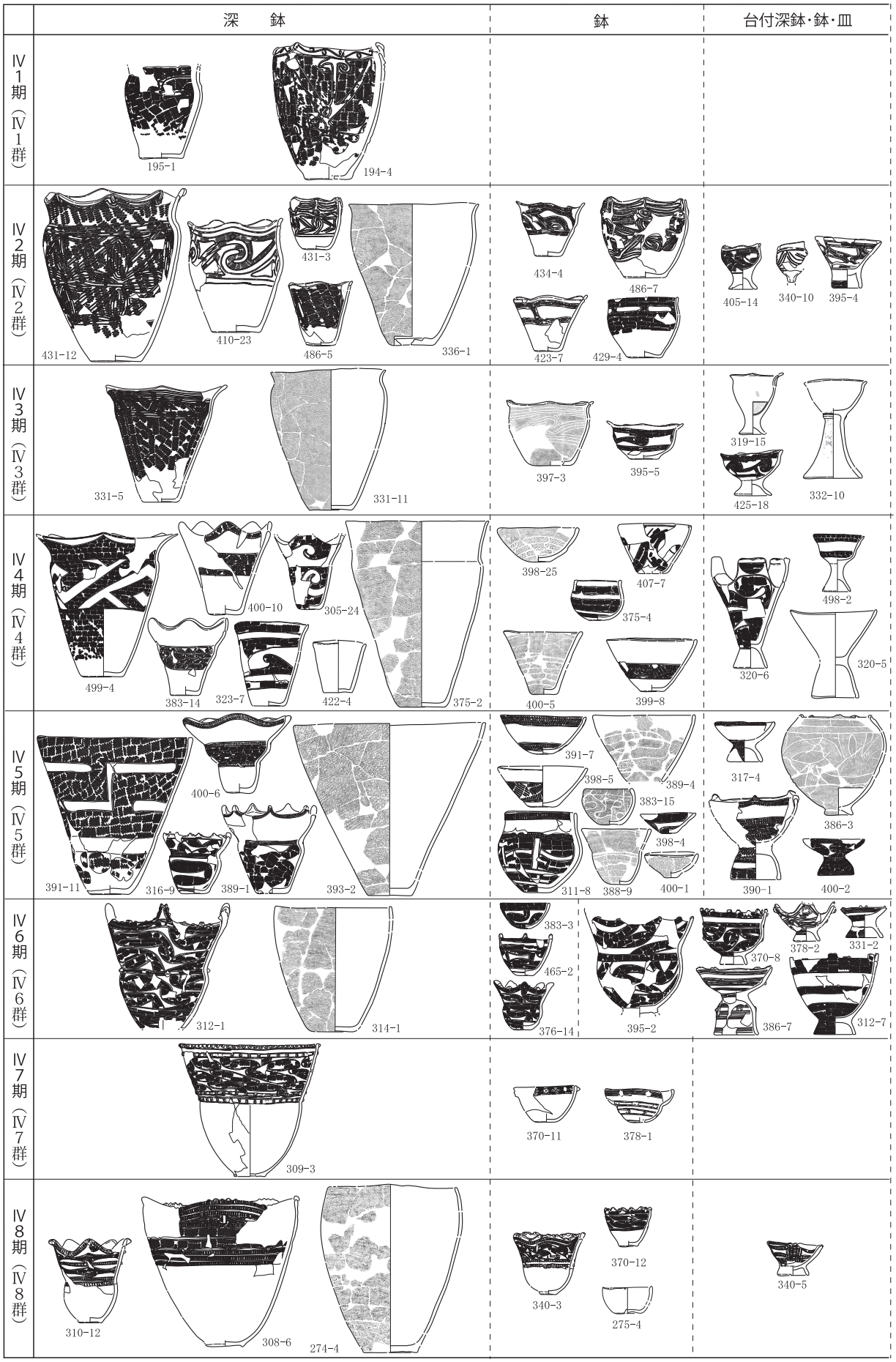

第３図　漆下遺跡出土Ⅳ期土器変遷図１　※秋田県教委(2011)第576図転載

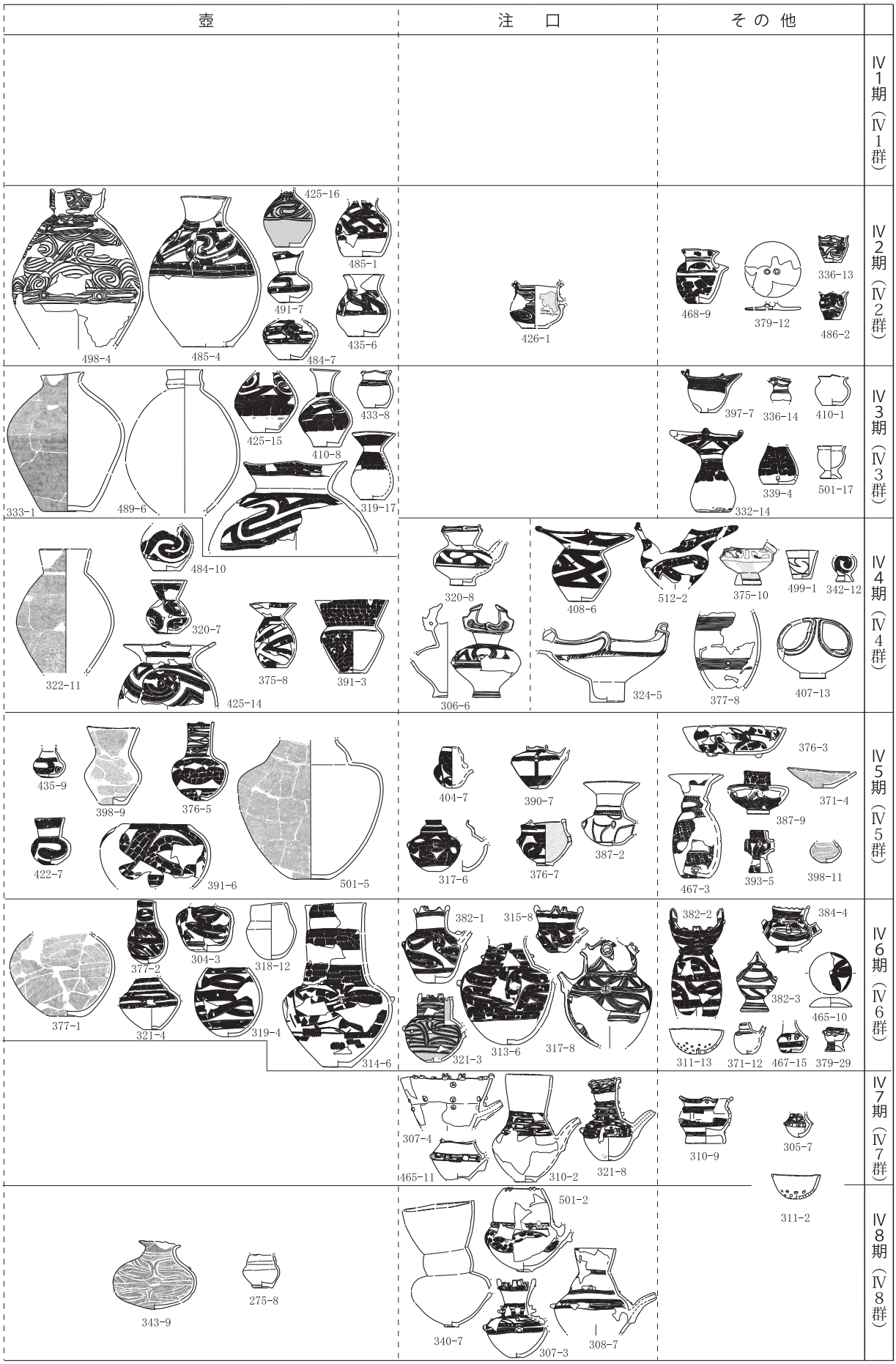

第３図　漆下遺跡出土Ⅳ期土器変遷図２　※秋田県教委(2011)第576図転載

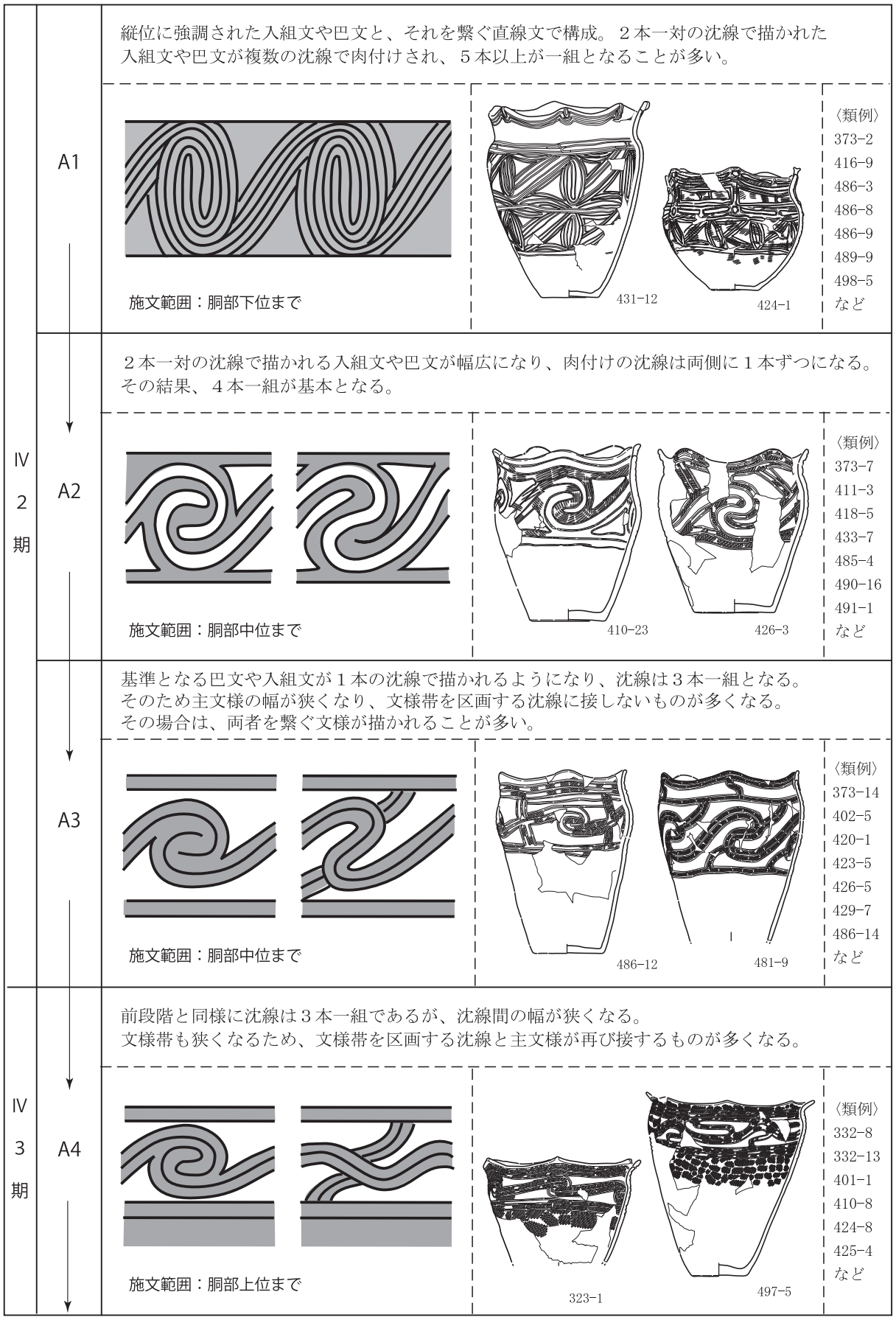

第４図　文様変遷概念図１

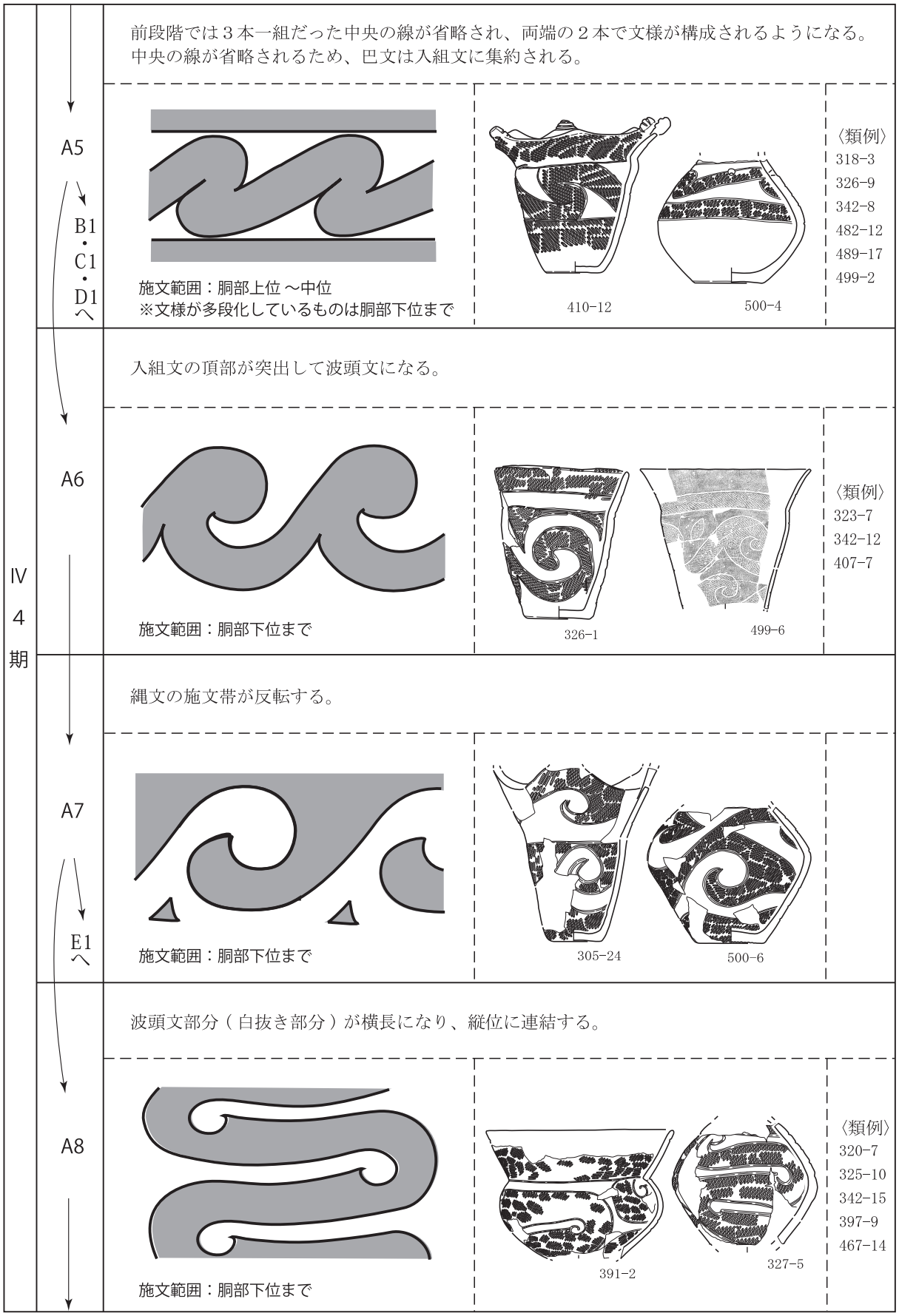

第５図　文様変遷概念図２

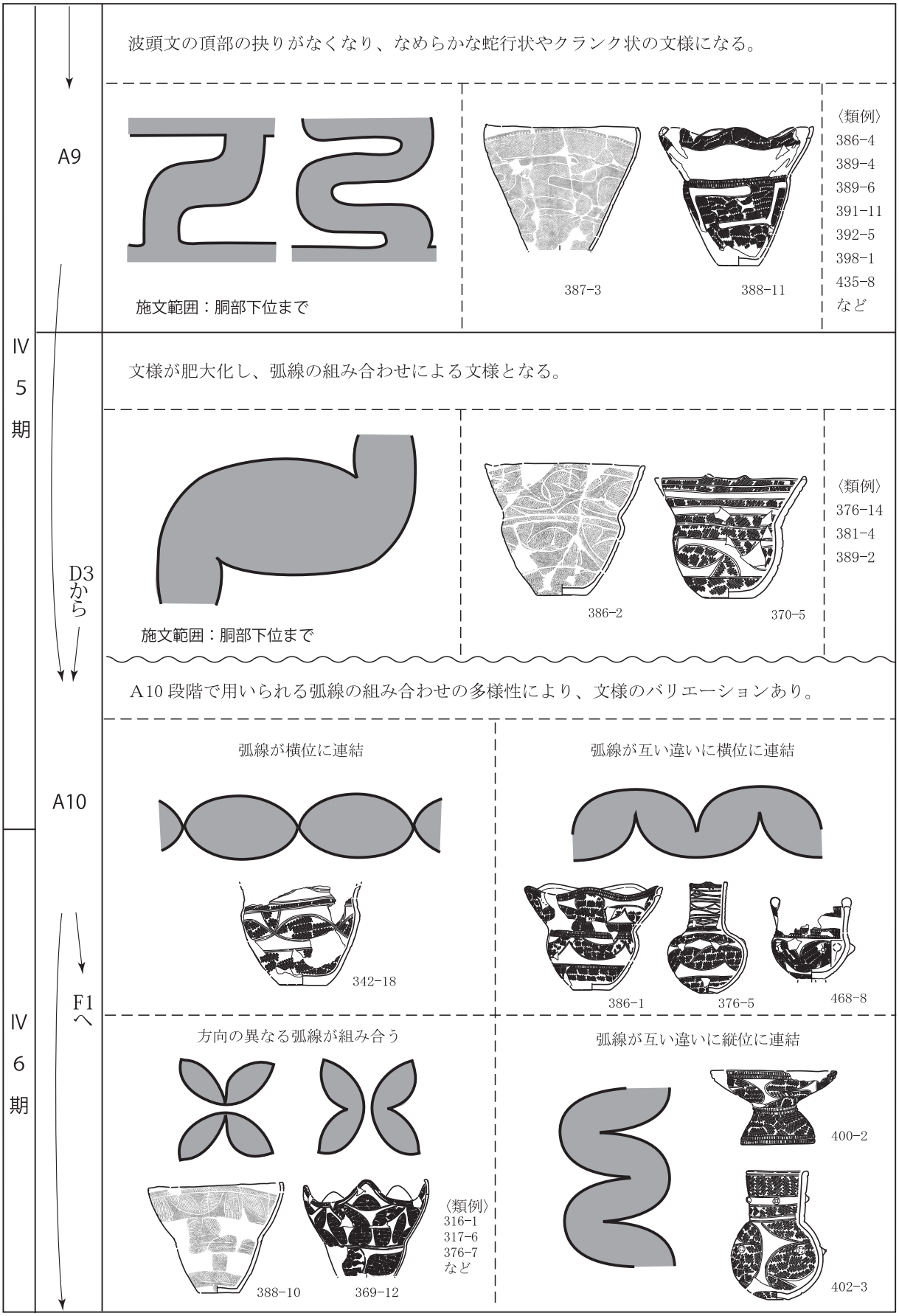

第6図　文様変遷概念図3

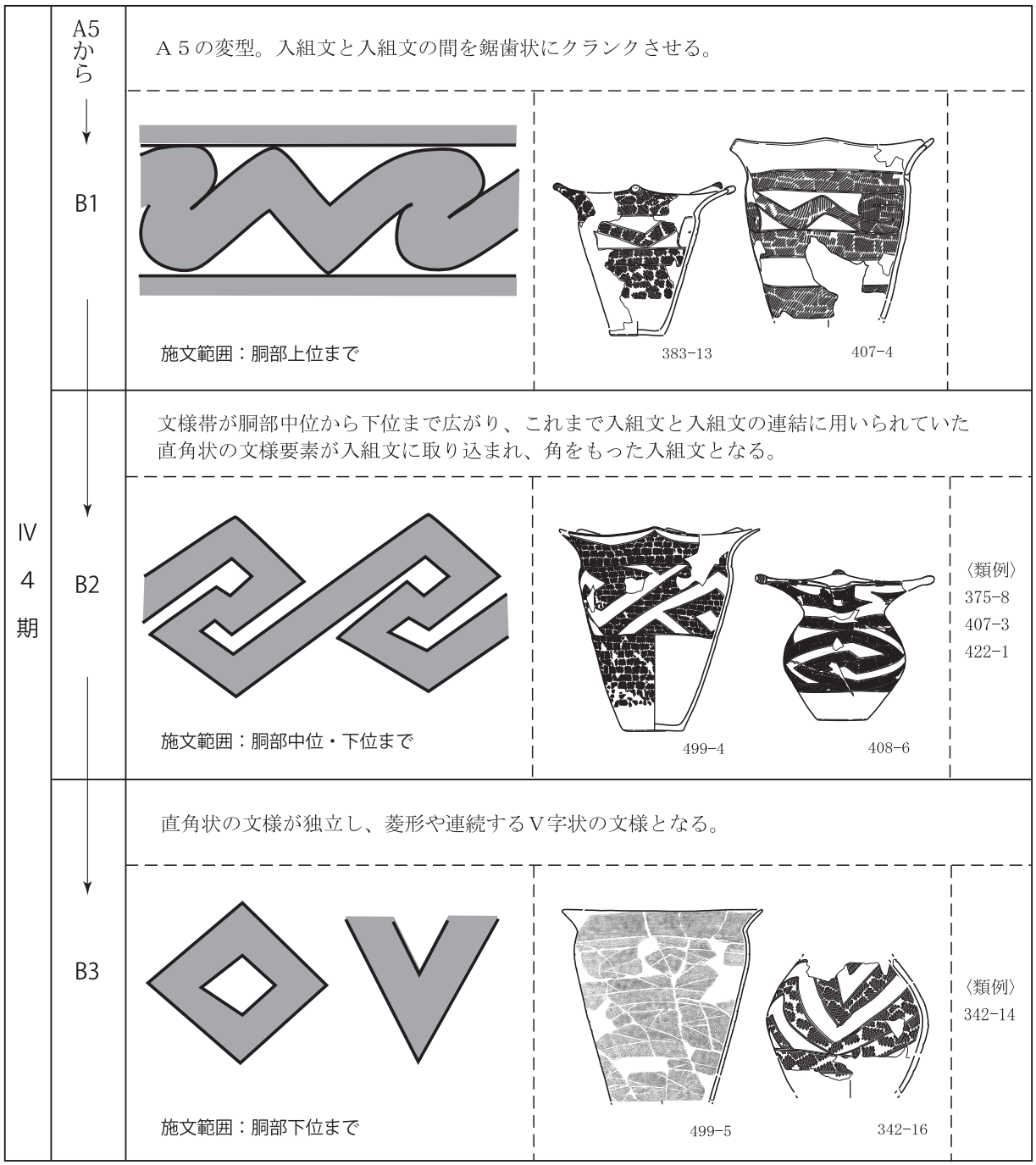

第８図　文様変遷概念図５

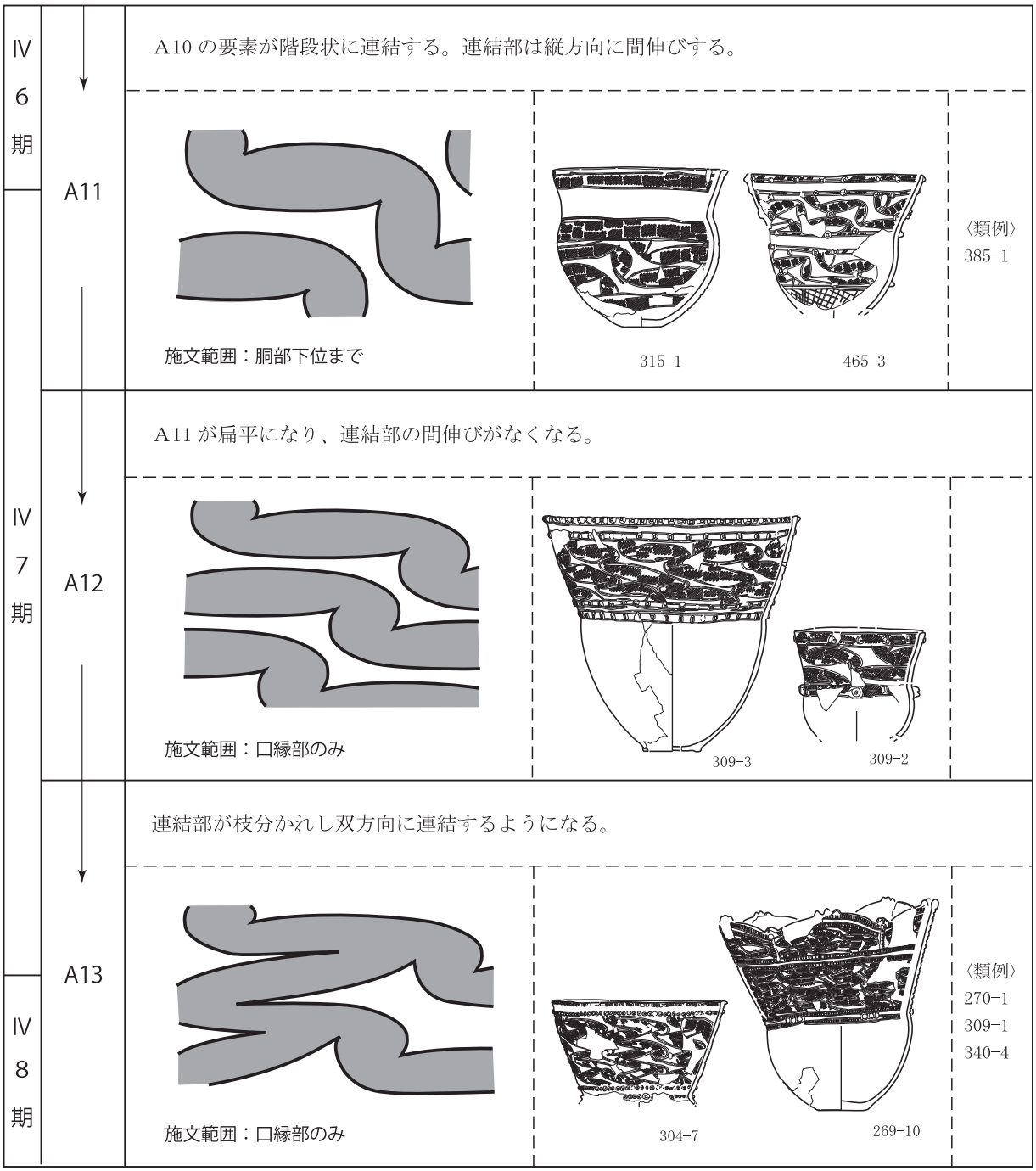

第7図　文様変遷概念図4

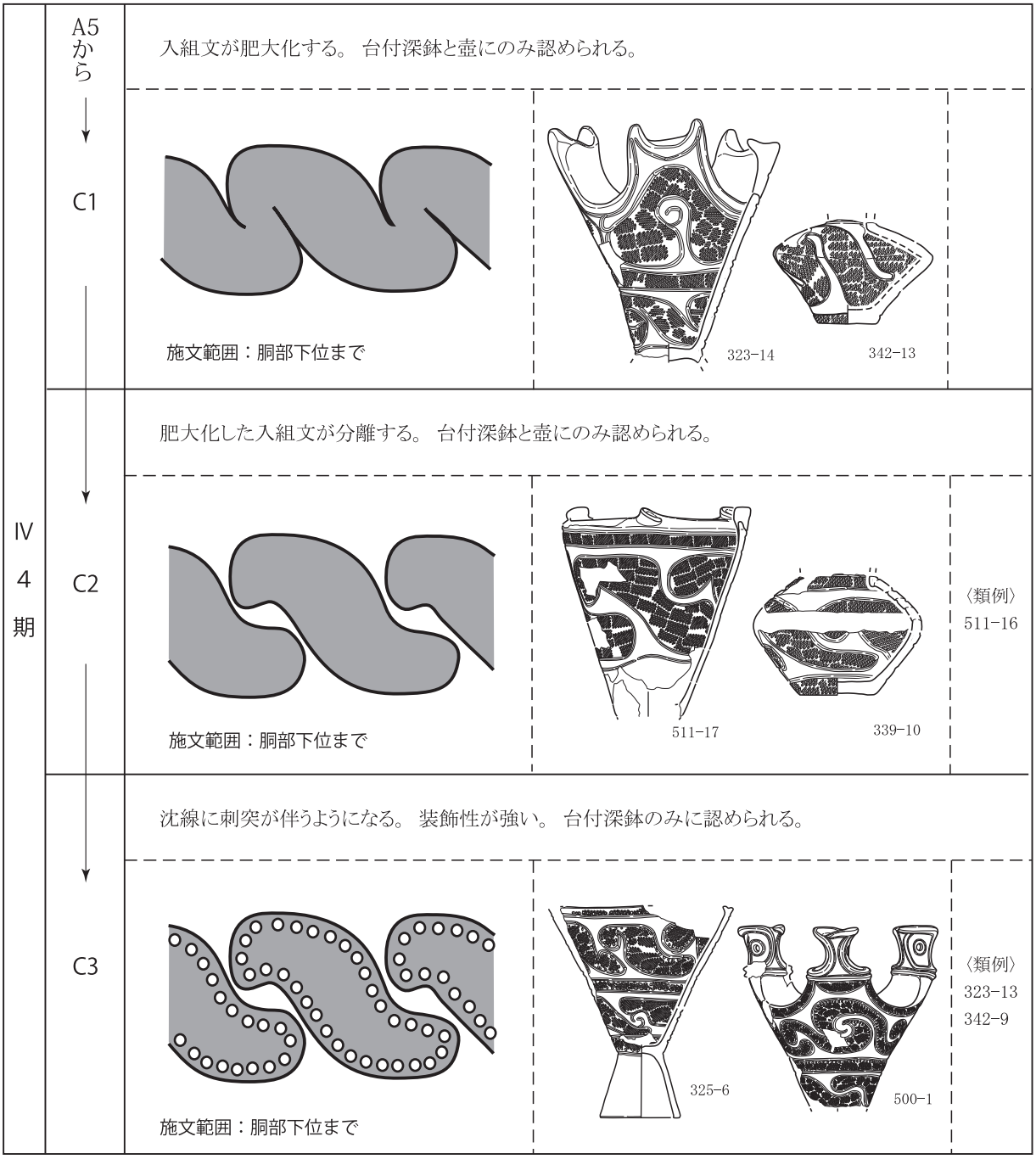

第９図　文様変遷概念図６

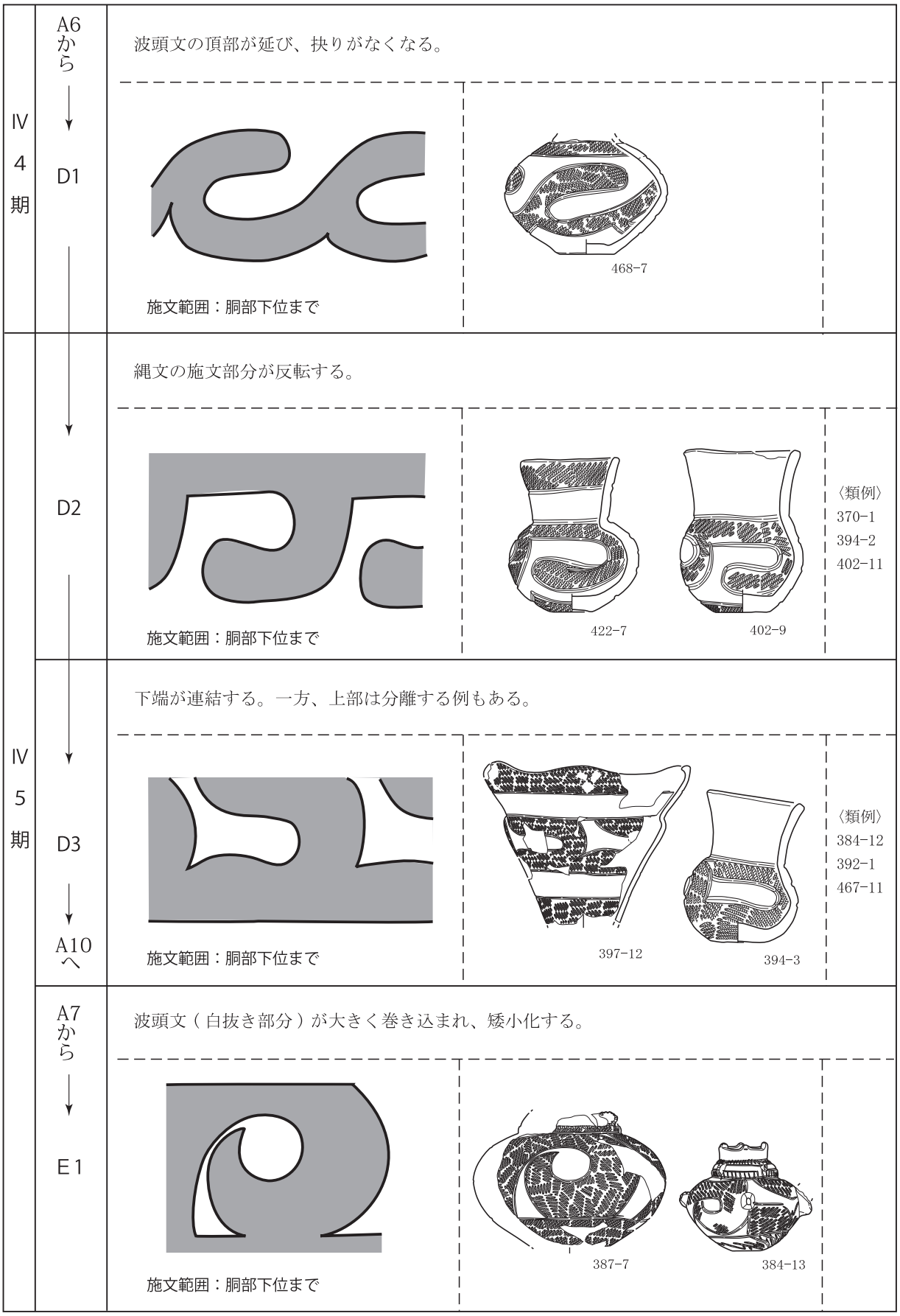

第10図　文様変遷概念図7

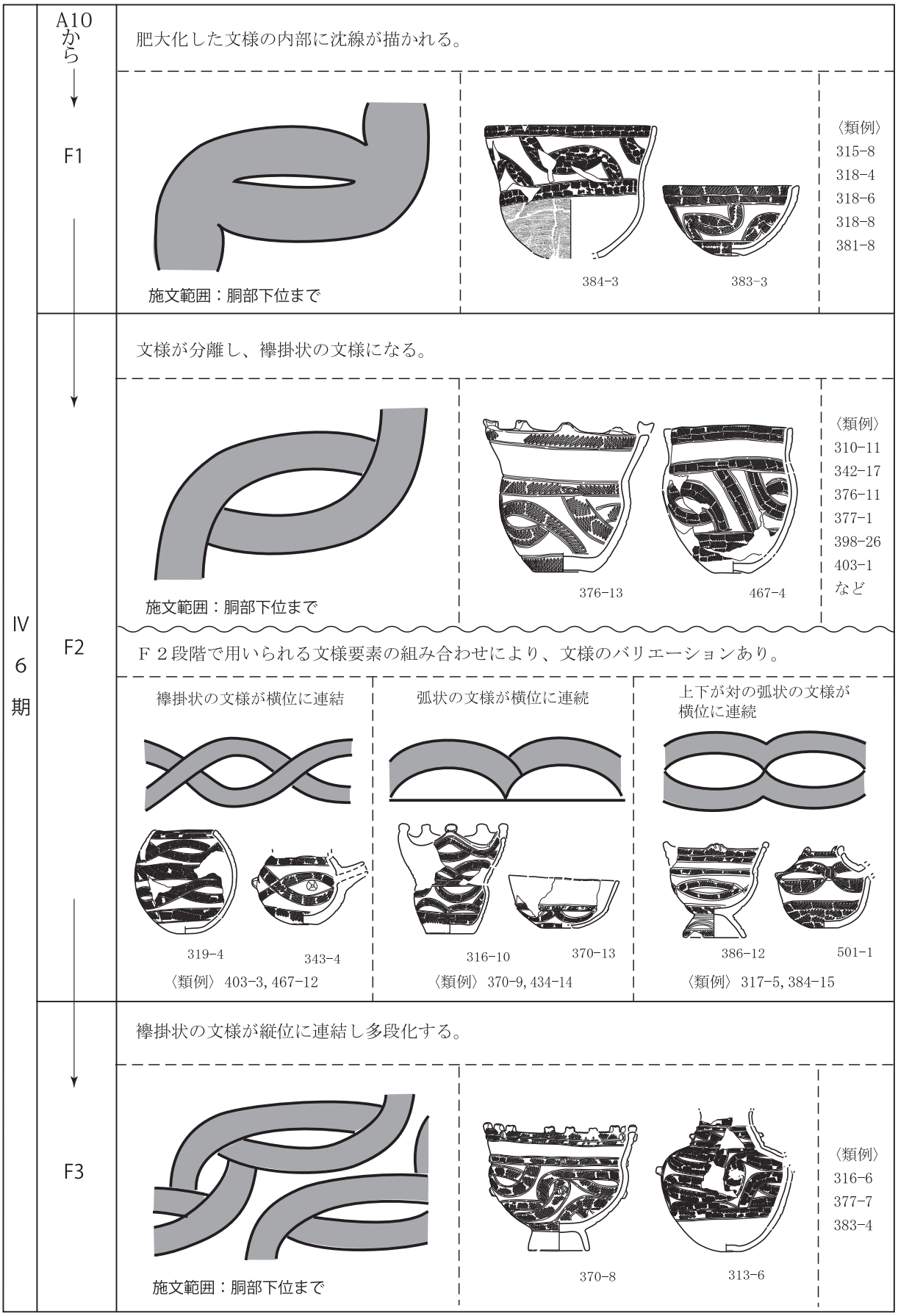

第11図　文様変遷概念図８

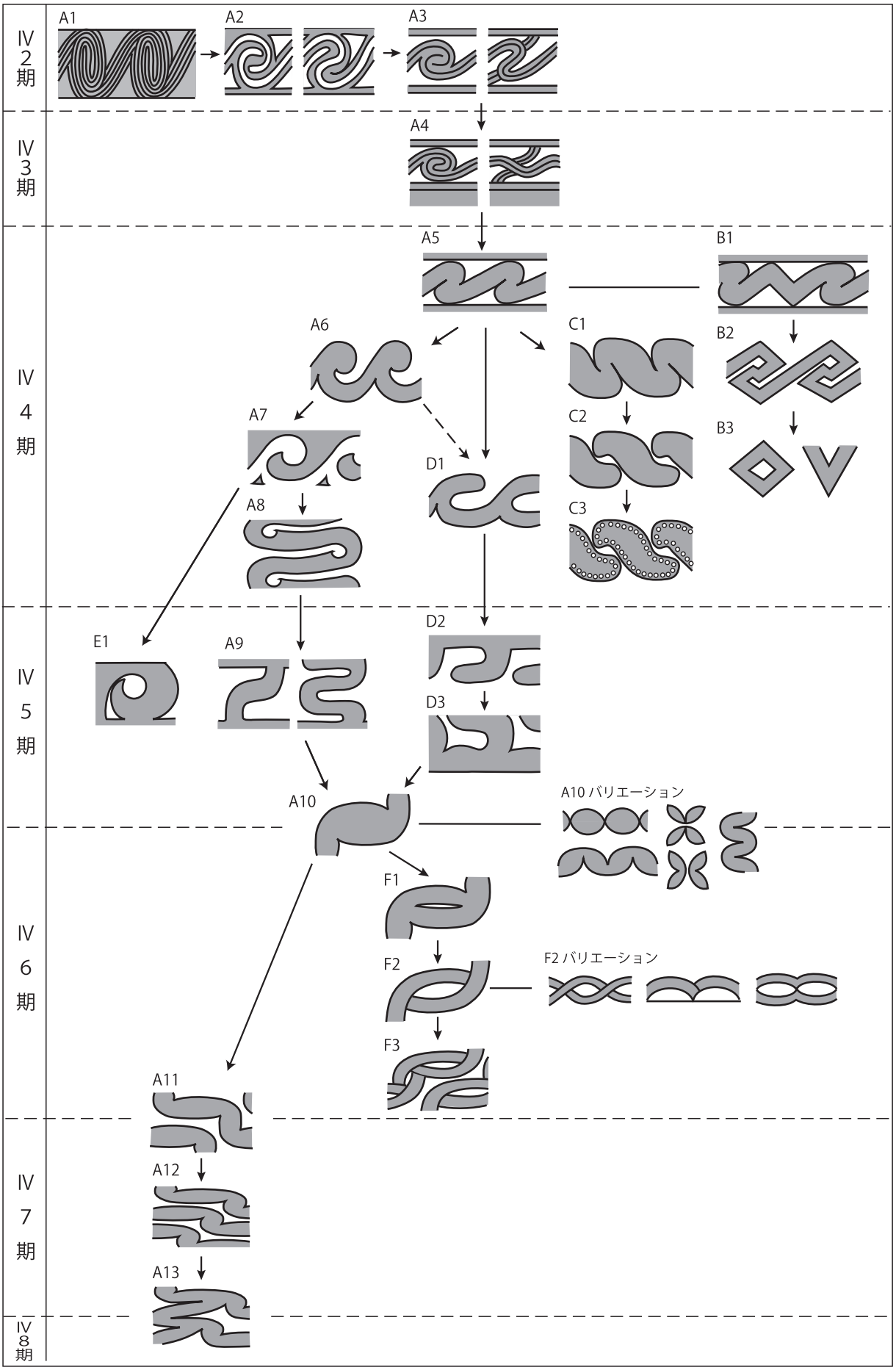

第12図　文様変遷模式図

昭和前期高梨村における「拂田柵阯」の史蹟指定について

高橋　務*

はじめに

「拂田柵阯」は昭和６年（1931）３月に秋田県で最初に史蹟として指定された遺跡である。昭和49年（1974）４月、指定地域を含む農村基盤整備事業等の再開発事業に伴い、秋田県教育委員会が現地に払田柵跡調査事務所を設置し、遺跡保護のための調査活動を行うようになってまもなく40年を迎えようとしている。この間地道な学術的な発掘調査が積み重ねられ、その成果は毎年報告されるとともに保存整備に生かされ、史跡として全国的に見ても一定の評価を受けていると考える[(1)]。

しかし、本県におけるこの史跡の位置付けは、考古学や古代の城柵官衙研究の対象ばかりで終わるものではない。とくに史蹟指定が昭和恐慌の激動の時代に行われ、東北有数の巨大地主池田家で支えられていた高梨村で発見された意味については、秋田の近現代史上で取り上げられるべき内容のように考えられる。また、昭和前期の地域と史蹟指定に関わった人々に対する一定の理解、さらに昭和恐慌期の社会状況の理解は、今後「拂田柵阯」関連史料を扱う上で必要である。むしろこの史蹟指定に関する事情を詳しく辿ることによって、当時の秋田県の文化財保護行政の在り方や時代性、昭和恐慌下の地方自治の具体的姿を垣間見ることができ、秋田県の考古学史の理解に有益であると考える。

本稿においては、当時の地域と「拂田柵阯」と史蹟指定された経緯を再整理するとともに、昭和恐慌時の時代の推移の中で具体的に指定の意義を捉え直したい。

１　高梨村について

史蹟「拂田柵阯」は、当時仙北郡高梨村払田（現、大仙市）と同郡千屋村本堂城回（現、美郷町）との２村にまたがった史蹟であった。この史蹟の大部分が高梨村の村域の中に所在し、高梨村主導で発見や指定等が推進された。そのため高梨村の大字名である「拂田」が史蹟の名称に採られるとともに、千屋村から高梨村が史蹟の保存と管理に関する一切を委任された[(2)]。以来一般には高梨村の史蹟という位置付けで周知されている。

はじめに昭和初年の高梨村を概観し、地理的位置から確認していこう。高梨村は横手盆地東側の扇状地の扇端の平坦部で、仙北平野の中央に位置する。明治22年（1889）の町村制施行に伴い、高梨・橋本・戸地谷・払田・上野田の５ヵ村が合併した村である。これらの村々は、大きくは丸子川と川口川の両河川とその支川に沿って成立した集落である。丸子川は奥羽山脈に発して村の中央を西に流れ、西側に隣接する大曲町で雄物川に合流する。川口川はその丸子川と村の西部で合流し北東方向から流れる川である。東は千屋村、西は花館村、大曲町、南は畑屋村、北は四ツ屋村、横堀村に接していた。このころ既にかなりの原野が切り開かれ、典型的な稲作単作地帯の景観をなしていた。

このうち払田地区は村東部にあたり、「拂田柵阯」に当たる土地は、北に烏川（現、矢島川）と南に丸子川の２つの河川に挟まれたところであった。その中に真山と長森との２丘陵がある。遺跡はこの平野部にわずかにある２つの丘陵部を取り巻くような形で発見された。

* 秋田県埋蔵文化財センター所長

遺跡が発見された昭和５年（1930）当時の村の人口について、ちょうどこの年に実施された国勢調査結果によれば、高梨村の人口は世帯数664戸、人口4,515人（男2,321、女2,194）、うち外来者193人（男112、女81）である。さらに高梨村議会に報告された「昭和五年事務報告」[3]によって、すこし具体的に実態を概観しよう。これによれば全戸数は657戸で、その76％にあたる501戸が農家である。表１から分かるように、自作農の割合が23戸で4.6％ときわめて少なく、小作割合が高く、うち全くの小作が69.3％を占めている。また、表２の耕地所有別地主戸数から、農家のうち耕地所有地主は164戸と約３分の１で、内訳区分をみると一町未満の地主が82戸でちょうど半数を占めている。その反面10町以上が８戸、その上の区分が大きく離れ50町以上で５戸である。少数の巨大地主の存在が確認できる。著しく土地所有の差、すなわち貧富の差が顕著に見られる村であると推測できる。表３はそれを裏付け、これら少数の村内の巨大地主が他の町村の田や山林を集積していることも分かる。この寄生地主制の顕著な発達が高梨村の特徴である。その巨大地主の頂点に立っていたのが池田家である。

表１　自作・小作別農家内訳　（単位：戸）

年＼内訳	自作	小作	自作兼小作	合　計
昭和５年（1930）	23	347	131	501

出典：「昭和五年事務報告」［昭和六年『高梨村會々議録』（大仙市仙北庁舎蔵）］

表２　耕地所有別地主戸数　（単位：戸）

年＼内訳	５反未満	５反以上	１町以上	３町以上	５町以上	10町以上	50町以上	合　計
昭和５年（1930）	35	47	34	17	18	8	5	164

出典：同上

表３　高梨村の土地所有区分　（単位：町．反畝歩、但し宅地は町．坪．合勺）

地目＼区分	村内土地	自村民の所有地	内他町村民の所有地	自村民の他町村の所有地
	町	町	町	町
田	948.4109	939.1114	9.2925	892.8520
	坪	坪	坪	坪
宅地	144.341.61	142.146.45	2.195.16	93.575
畑	53.0802	52.4806	0.5926	135.0807
山林	32.7621	32.5402	0.2219	739.7805
原野	49.1127	48.2212	0.8915	99.2717

出典：同上

２　高梨村の池田家について

高梨村の池田家は、史蹟「拂田柵阯」に直接・間接に関わる大地主であった。まず指定地の土地は大部分池田家が所有していた。そこで高梨村と池田家との関係について取り上げたい。

池田家は「千町歩地主」とも「奥羽三大富豪」とも称された秋田県を代表する大地主で、高梨村大嶋に屋敷を構えていた。池田家当主であった池田甚之助、文太郎、文一郎の三代について簡単にふれておきたい。江戸期には肝煎を務めた家柄といわれ、明治期既に県を代表する大地主であった。池田甚之助は、高梨村の村長であり、しかも多額納税者として初代の貴族院議員に選出されていた人物であった。その長男が文太郎で、甚之助のあと明治34年（1901）に34歳の若さで高梨村長となり、亡くなる昭和２年（1927）までの26年間村長であった。中央政界には進出しなかったが、この間町村会・

農会・郡内の耕地整理事業・農事改良・学校教育・社会事業等のリーダーとして県内の要職に就き、死亡時には資産総額900万円という巨額の富を蓄積し、池田家の全盛期を築いた人物である[4]。いわゆる「千町歩地主」とは文太郎の時代の池田家に対する呼称である。

この文太郎の代に分家が行われた。明治41年、甚之助の二男禮治が払田に分家して「払田池田家」となった。さらに三男直之助も麻生田に大正２年（1913）に分家して「中の池田家」と呼ばれた。本来四男の純吉郎も分家を予定していたが、大正８年に亡くなった関係で、本家に住んだ。高梨村地主の本家からの分家の分出の調査と上高梨の大西家の地主経営については、鹿股壽美江の調査事例がある[5]。大西家同様、池田家の場合も分家が本家を支えて経営基盤固めを行ったと考えられる。

「拂田柵阯」の発見は、次の文一郎の代であった。文太郎の死後、父と同じ年齢で長男文一郎が高梨村の村長を引き継いだ。父文太郎の社会的立場をほぼ継承し、当時県の町村会長はじめ県や郡の各種団体の要職を引き継ぐ若き有力者であった。「高梨の池田」といわれたが、池田家が高梨村を支えていることを、昭和５年度の村の予算等から具体的に見てみたい。

村長は現在と違い無給で、村会で選出される名誉職であった。昭和５年１月21日からは伯父禮治もまた無給の名誉助役に就いた。助役を池田一族から出す例は初めてである。文一郎が県町村会の会長等の多くの郡や県の各種要職についていることで不在がちになったり、普通選挙の実施に伴う村会運営の対応、病気で患ったため等も考えられるが、最大の理由は、有力な樫尾良助名誉助役の死亡により補佐役を失ったためである。結果としては昭和恐慌の極度の経済不況の時期に直面し、米価の低落により地主経営の舵取りの難しい状況を迎えたため、村政は池田一族で担った形となった。なお、助役にはもうひとり有給の高橋治助がいた。この人物は文太郎の代からの助役で、村長不在時は代理となって事務処理する村行政の実務家であった。収入役後藤賢助も文太郎の代からの人物で文一郎を支えていた。

池田家の存在が村の財政をどれほど支えていたか確認してみよう。表４は昭和４年度から６年度までの高梨村の歳入決算であるが、推移を見ると経済状況が悪化し、年々歳入が減少していることが分かる。次にその中で村の主たる財源が村税で、村税の内訳から地租付加税と特別税戸数割が大きな比重を占めていることが分かる。表５は同じく三カ年の歳出の決算である。昭和恐慌下でも村自体は毎年黒字経営である。また、当時の村にとって小学校の経費負担が大きいことが分かる。

昭和５年度予算の村税の割付から具体的に見てみよう[6]。昭和５年２月25日の第二回村議会で次年度の予算方針と戸数割負担について説明している。まず手続きとしては、表４の村税における各付加税の村の税課率の割合を提案して認めてもらう。それが決まってから次に村会で具体的な戸ごとの特別税戸数割で徴収するという手順で進められる。村税の必要分から各付加税の徴収分を引き、不足分の総額14,168円83銭を各戸に割当てることになる。次の６月27日の第三回村議会では、具体的に戸数割の各納税義務者と年税賦課額が提案されている。この負担の在り方で村における池田家の存在が明確になる。大筋の説明を議会で高橋治助助役は次のように賦課額を説明している。

> 本村ノ条例ニ基キ、総額ノ六割ハ各納税義務者ノ所得ニ、総額ノ四割ハ資産ノ状況ニ依リテ各課額ヲ定メタルモノニシテ、見立額ノ内総額ノ三割三分ハ池田家外九名ノ五千円以上ノ所得ヲ有スル者ノ前年度所得額ニ按分シ、残リ七分ハ其ノ他義務者全部ニ対シ老幼ノ他ヲ控除セサル所得額ニ比例シテ算定シ、課額ヲ定メタルモノ

表４　高梨村財政歳入決算額（昭和４～６年度）

（単位：円）

	昭和４年度	５年度	6年度
使用料・手数料	0	0	0
交付金	3,278	3,044	2,301
国庫下渡金	6,064	6,762	6,634
国庫補助金	40	35	188
県補助金	536	326	1,495
寄付金	0	0	1,050
繰越金	9,125	9,165	9,860
雑収入	62	154	24
村税	25,325	23,310	19,084
地租付加税	6,561	6,557	6,563
特別地税付加税	118	124	123
営業収益税付加税	522	484	344
県税家屋税付加税	463	0	654
県税営業税付加税	108	0	38
県税雑種税付加税	2,348	1,980	1,436
特別税戸数割	15,204	14,164	9,925
繰入金	0	142	0
歳入合計	44,432	42,930	40,636

出典：昭和５～７年度の「高梨村会々議録」
（大仙市仙北庁舎蔵）

表６　昭和５年予算の村税負担の上位10名

氏　名	所　得	所得課額	資　産	年税賦課額
池田文一郎	214,057	4,996.33	4,119.29	9,115.62
樫尾喬蔵	18,497	431.74	145.63	577.37
池田禮治	16,658	388.81	97.60	486.41
後藤三左衛門	13,295	310.32	95.11	405.43
大西忠之助	7,877	183.85	37.01	220.86
後藤直治	7,741	180.68	44.74	225.42
松本惣之助	7,386	172.39	46.20	218.59
樫尾報三	7,225	168.63	39.13	207.76
池田直之助	6,946	162.12	30.89	193.01
藤肥市左衛門	6,170	144.01	19.70	163.71

出典：昭和４年「高梨村会々議録」（大仙市仙北庁舎蔵）

表５　高梨村財政歳出決算額（昭和４～６年度）

（単位：円）

	昭和４年度	５年度	６年度
神社費	30	30	30
会議費	125	88	131
役場費	8,488	8,146	7,572
土木費	360	400	401
高梨小学校費	19,033	18,701	16,355
農業補習学校費	645	514	－
青年訓練所費	915	929	－
青年訓練所充当農業補習学校費			1,344
学事諸費	220	328	299
衛生費	399	621	483
伝染病予防費	271	72	82
隔離病舎費	72	47	38
火葬場費	68	37	20
勧業諸費	0	0	0
救助費	15	24	31
警備費	308	320	148
財産区造成費	200	200	200
財産費	135	112	117
諸税及負担	204	218	158
雑費	67	8	15
感化救済費	0	0	0
地方改良費	370	269	356
救護費			232
予備費	0	0	0
経常部合計	31,928	31,071	28,012
役場費	94	－	－
土木費	450	192	272
高梨小学校費	296	444	244
衛生費	190	－	－
財産費	300	－	－
警備費	497	－	－
寄付金	209	55	38
補助金	600	500	487
村是調査費	0	0	0
御大礼奉祝費	0	－	－
記念事業費	97	345	487
農業調査費	307	－	－
国勢労働調査費		263	－
臨時部合計	3,039	1,800	4,788
歳出総額	34,967	32,871	32,800

出典：昭和５～７年度の「高梨村會々議録」
（大仙市仙北庁舎蔵）

すなわち、村の条例で戸数割額は６割は所得で、４割は資産状況による課税と規定されていた。提案では前年度所得分と資産状況の二つに分けて算出し、合計金額が各戸の課額となる。所得分は池田家外の９名の5,000円以上の所得の者で３割３分、それ以外の村民は７分負担であるから、残る６割

は池田家に依存した負担になるということである。一般村民の所得税源としてはほとんど期待されていないことが分かる。表６は、実際に個人ごとに割当てたときの村税負担上位10名をあげたものである。上位10名と11人目とは所得差が3,870円以上あるため、そこで人数を限ったと推測されるが、池田家は他の富裕村民とも桁違いの別格である。実態としては池田家単独で村税の64.4％を納入している。上位10名には「払田池田家」の池田禮治と「中の池田家」の池田直之助も入っているため、３名を池田一族ととらえた場合、全く池田一族でもつ高梨村といわれる村税負担の割合となる。とりわけ池田家の存在が村財政を黒字とし、納税成績優良な「模範村」、国税27年間完納で昭和10年仙台税務監督局長表彰、県税44年間完納で昭和８年県知事表彰を受けるように働いている[7]。

しかし、やがてこの村財政にも次第に陰りが出てきて、昭和６年度予算では池田家の所得が昭和恐慌のため、昭和５年の所得が138,551円で約35％減で、村税も2,771円余減となる。その後は所得が低迷する。また富裕層の所得基準が3,000円以上になるなど、高梨村における村税の富裕層負担の比重は下がり、一般村民負担が増大していく。大地主経営は試練を迎えるようになっていく[8]。

したがって、「拂田柵阯」の指定を見ていく上で、池田家の存在を理解しておく必要がある。発掘調査に当たった上田三平が「池田文一郎氏の所有地が多く、自由に水田の発掘が許され」たと回想したことば[9]の意味が了解できよう。当時の発掘調査報告書には表れない、歴然とした財力の違いが存在した人の土地で遺跡が発見され、県内でも地主と小作人との差が顕著な、いわば特殊な村で発掘が行われたわけである[10]。

３　史蹟指定までの経緯

（１）後藤宙外の村史編纂の史料調査

「拂田柵阯」は発見から指定まではわずか一年余であるが、この史蹟指定に至るまで期間を調査段階に分けて整理すると、はじめに後藤宙外（寅之助）による高梨村の調査がある。後藤宙外の遺跡調査は、これまで個人的歴史研究と思われがちであるが、これは高梨村の村史編纂事業の活動というほうが適切である。

高梨村では昭和天皇の御即位御大礼記念事業として、昭和３年11月19日に開会された第６回村議会で、千屋村の大台野原野５町歩にアカマツ15,000本を植林する造林事業に加え、あらたに追加予算300円を計上し、郷土誌編纂をこの記念事業にする決定をしている[11]。村はそのための史料調査を後藤宙外に委嘱している。六郷町在住の宙外は、払田生まれで前六郷町長であった人物である。周知のように東京専門学校文学科を卒業し、中央文壇で小説・評論の作家、文芸雑誌編集等の文学の世界で活躍した経歴をもつ文筆家である。この村史編纂を依頼されたときのことを、『高梨村郷土沿革紀』の「小引」冒頭で次にように記している[12]。

> 資料蒐集が如何なる程度に出来るお見込みであるかを先ずお尋ね致した。然るに助役さんのお答へは、編纂し得るだけの資料は必ず集めるから引き受けよ、と云ふ仰せであった。

このことを冒頭に記した理由は、資料収集の村の全面的支援が宙外の引き受けの第一の条件であったとみられ、助役高橋治助が文一郎の意向を受けて折衝に当たり、村の全面的協力を約束したから引き受けたという意味である。宙外による「拂田柵阯」調査に村関係者が立ち会い、村の協力の下に行われる理由である。村史編纂事業の資料収集活動する中で柵木の意味を考えたわけである。

それでは村史編纂事業は何に由来するかといえば、同３年５月、宙外が池田文太郎翁記念会から池田文太郎の伝記の執筆依頼に始まる。この二つの依頼により宙外が頻繁に高梨村に来るようにもなり、池田家及び高梨村とより深く関わるようになったわけである。単に宙外の誕生の地であるということではない。伝記についていえば、宙外は池田翁略伝と池田翁詳伝の二つを昭和４年６月14日と７月28日に脱稿し、記念会に渡したことが分かる[13]。昭和５年９月22日付けで発刊された『池田文太郎翁』がその詳伝であろうと考えられる。宙外自身池田翁伝記資料から郷土誌編纂の委嘱の話につながったと記録している[14]。

おそらく池田文一郎村長は、文筆家として中央でも名の通っている宙外に伝記を依頼するとともに、昭和２年に刊行した宙外の『六郷町郷土史一班』を見て、高梨村の歴史は池田家発展の歴史でもあるため、大礼を機会に一区分とし、歴史を纏めようと考えたのであろう。宙外は六郷町長当時から文太郎と付き合いがあったと思われる。また、池田家が払田にあった宙外の土地を買い上げた関係にあるともいわれれている。文太郎の業績を叙述できる人物として、文一郎及び記念会の人々が適任であると判断して人選したと思われる。宙外自身は村史編纂事業の中で行われている点を意識していないかのように振る舞っている。しかし、村は村史編纂の史料収集の一部として宙外の行動を支えていた。池田一族は前六郷町長でもあり、伝記の叙述者としての宙外に対して深く敬意を表し、支援する状況にあった。この関係性は見落としできない。また、宙外の文には、池田家の名誉を重んじた「拂田柵阯」関係の記述に努める配慮が感じられる。

具体的にいえば、池田文太郎は明治35年に創立した高梨村耕地整理地区（のち高梨村耕地整理組合）の整理委員長となって耕地整理事業を推進し、やがて雄勝・平鹿・仙北の三郡の耕地整理事業の連合研究会を実施し、舘合の土田萬助、飯詰の江畑新之助らの大地主のリーダーとなって県南部の耕地整理事業を推進している。耕地整理による畔の耕地化、耕地の大規模・河川改修や用排水路の整備等、時代に即した農事改良が大地主となる大きな要因でもあった。明治40年代には仙北郡農会長として乾田馬耕も大いに奨励し、深耕競犂会を実施している。これら事業に支障ある柵木等の除去は当然行われたはずである。しかし、池田家による遺跡破壊の行為には一切触れず、耕地整理による柵木の抜き取り例で引き合いに出されるのは、大規模だったとはいえ、明治30年代の千屋村の地主坂本理一郎による「拂田柵阯」東端の森崎地区の柵木抜き取りばかりである。実際柵木が昭和５年頃に発見され、問題となった原因は、このとき大規模な払田地区を含む高梨村内の新たな耕地整理が進行中であったためで、地中の柵木の発見が相次いで報告されたからである。鹿股壽美江氏によれば、明治43年に発表した宙外の「誕生地」[15]という作品には、「耕地整理の為めに、道路は全く改まって、昔とは殆ど別の村へ来たような心地がする」というように、耕地整理による高梨村の変容を描いているという。払田地区は見渡すかぎり碁盤の目のような田地になり、本センターの前、すなわち南門前を通る高梨村と千屋村とを結ぶ直線道路は、長らく「三間道路」と呼ばれた。明らかに耕地整理事業による計画路線の呼称である。文太郎を引継ぎ、文一郎もまた仙北郡農会長、高梨村耕地整理組合長、大曲耕地整理組合長、大曲町飯田耕地整理組合長を引き継いで土地改良の先頭に立つ立場にあった。これらを十分に配慮し、池田家による柵木等の抜き取りには触れないでいる。

『秋田考古會々誌』の「編輯後記」[16]には、「池田文一郎氏邸内庭園の四阿亭にある腰板なども此の埋木を使ったもので、編輯子が現物拝見したのは大正十年だと記憶する」と深澤多市は書いてある。

耕地整理が行われるようになると、程度の差はあれ、高梨村でも支障となる柵木は引き抜かれ、加工材料として利用されたと考えたほうがよい[17]。

さて、宙外が「拂田柵阯」発見と古代城柵であること確信した経緯を、昭和５年４月18日から同月22日までの５日間､「秋田魁新報」に連載している。また､後日「平安朝初期の古柵址と決定する迄」（高梨村払田の史蹟発掘記）と題して『秋田考古會々誌』に再録している[18]。内容は菅野義之助の調査とその経緯のまとめである。

昭和５年１月、後藤宙外は払田の古柵を想定した縮尺約5,000分１の略地図を調製し、解説を作成して同好の学者等に十数通を送付した。それに興味をもって最初に実地踏査のため訪れたのが岩手県史蹟調査委員の菅野義之助であった。同年３月28 ～ 29日の２日間、遺跡全体を回り、須恵器や鉄滓を採集し、西門跡の門柱や外郭北門跡等柵木の一部を発掘調査で発見した。宙外は、このとき高梨村と払田池田家に協力を求め、「近隣の同好の諸君」にも臨地調査を呼びかけている。その実地踏査には、県史蹟調査員細谷則理、横手の郷土史家大山順造、小西宗吉・高橋哲之助・沢口写真師・払田池田家の支配人藤井東一・高梨村役場書記後藤耕之助も加わっていたことが確認できる。

志波城研究者として知られた菅野義之助の調査結果と、宙外の「平安初期夷地開拓時代の古柵地」という予想が一致した点で確信を深め、菅野との議論の様子や議論内容を紹介するとともに、秋田県と東北古代史を解明への深い意義を訴えている。

おそらく郷土史を叙述するにあたって、宙外は、どうしても佐竹氏秋田入部以前の高梨村のことを記述をしたいと考えたと思う。しかし、なんら史料がないという現実と中央から見た古代東北史でかなり苦心し、苦闘したのであろう。それは先の六郷町の場合も同様で、一人古代史料を丹念に読むだけでは展望が開けず、大正12年ころから隣村の千屋村出身の深澤多市と知り合いになったり、大正14年８月に当時の岩手教育会江刺郡部会主催の江刺郡岩谷堂町で開催された奥羽史談講習会に参加し[19]、喜田貞吉や高橋健自の講演を聴き、考古学と民俗（族）学等の新しい方向からの東北古代史を知る機会に求め、進んで参加する理由になったと思われる。また、同時に他県の史蹟調査員との付き合いが生まれる機会になったと考えてよい。そういう機会に知り合った「同好の学者」との関係を高梨村郷土史編纂で生かし、まず略地図を送付して遺跡としての評価を探ったといえる。宙外はそれ以前の昭和４年11月６日、岩手県史蹟名勝天然紀念物調査会委員の小田島禄郎を柵址周辺に案内し、意見を求めたり、高梨神社の御神体をみてもらったりしている[20]。実はそれが地図作成の機縁となっている。また、深澤多市に払田の発掘をもちかけていた事実もわかる[21]。このように昭和３年11月からから同５年４月までの宙外の行動は、村の予算と協力に裏付けられた村史叙述のための史料収集と調査活動であった。

（２）秋田県史蹟名勝天然紀念物調査会の調査

次に宙外の村史編纂調査から県の史蹟調査の段階に移るのは、同年４月25日、秋田県史蹟調査員深澤多市が「実査」（実地踏査の意）を命ぜられてからのことである。これは宙外の先の秋田魁新報の連載や大山順造の秋南時事への連載記事はじめ、払田の遺構が相次いで報道されたため、県としても正式な調査を行う必要があったからである。このとき県の史蹟調査員深澤多市・大山宏・細谷則理の三人の調査員を後藤宙外が案内した。しかも東北大学の喜田貞吉・同大学生室谷精四郎、横手の大山

順造が同行した。実際的には喜田貞吉の来県調査の機に県の史蹟調査員が同行したと考えられるわけであるが、５月10日付け知事宛の深澤多市からの復命書[22]を見る限り、主体は県の史蹟調査員による調査である。この時点で宙外・大山の新聞連載記事に加え、藤井東一の「拂田柵址研究日誌」によれば、東京時事新報には菅野義之助が上京して文部省宗教局保存課に出向き、調査報告・調査員派遣要請した報道、菅野による遺跡の新発見報道がある[23]。ことによると県や深澤多市にもこの記事内容が伝わっていたかもしれない。

深澤は最終的に「平安時代前後ニ於ケル蝦夷ニ対スル防備トシテ史蹟トシテ最モ有意義ノモノニ属ス。適当ナ場所ヲ選定シテ、史蹟名勝天然紀念物保存法ニ依リ、指定スルノ必要アリ」とし、史蹟指定にふさわしいという復命をしている。また、喜田の指摘に「柵ノ正面ニ南大門アルヘク、而ラハ桝形様ノモノナキカ、又天理教会ノ前ノ石垣ハ昔時ノ工作物ト思フ、調査セラルヘシ」という内容があった旨を最後に付している。現在の外柵の南門の探査の必要性と外郭南門の石塁に着目した指摘がそのときあったことがわかる。

ところで秋田県史蹟名勝天然紀念物調査会という組織について、若干触れる必要があろう。大正８年４月９日、原敬内閣のときに史蹟名勝天然紀念物保存法が成立した。内務省のもとで調査・指定・現状変更・保存等、これらいわゆる文化財保護の規定が生まれた。そのための史蹟名勝天然紀念物調査会官制が作られ、指定などの保存のための調査審議機関がつくられた。施行細則等の法整備もできた大正10年６月１日、秋田県では秋田県史蹟名勝天然紀念物調査会規程がつくられた[24]。知事のもとで調査審議、諮問に意見開申する秋田県史蹟名勝天然紀念物調査会という機関が設置された。秋田県では内務部長を委員長とし、教兵課長を幹事とし、教兵課が管掌した。昭和３年11月５日、国の行政改革によってこの事務は内務省から文部省に移管された。文部省では宗教局が担当した。県ではその以前の大正15年から、学務部長が委員長となり、社寺兵事課がこの事務を担当するように改正されている。秋田県の調査会は二部に分かれ、史蹟名勝を第一部、天然紀念物を第二部としてそれぞれの分野の専門家を選んで委員を任命して指定物件の調査をさせている。表７は毎年７月時点の昭和初期の県職員録に掲載された委員である。深澤多市と大山宏はこの調査会の草創よりの委員である。細谷則理は今回の調査のため選定された臨時的な委員と考えられる。

なお、昭和５年当時の文部省宗教局保存課には「史蹟名勝天然紀念物保存協会」という外郭団体が置かれ、『史蹟名勝天然紀念物』という機関雑誌を毎月発刊し、全国的な情報を共有するとともに、各県に支部を置いて保存思想の普及につとめていた。喜田貞吉はこの協会草創以来の評議員である。

先の復命を受けて、同年５月25日の県の学務部の現地視察が行われた。この時も宙外が先導し、学務部長松岡四郎・学務課長熊谷美登利・高橋熊五郎視学・幡江豊太属と県史蹟調査員の深澤多市・武藤一郎が視察した[25]。高梨村からは高橋治助助役と後藤耕之助書記が出て対応している。先の調査に加わらなかった、武藤一郎も草創以来の史蹟担当の委員である。

この日の視察で県としての「払田柵址標杭」の設置を決め、地方長官が行う仮指定とはせず、一定の範囲の杭を打ち、史蹟の範囲を明示するような保存措置を決定している。そのための経費の見積書を社寺兵事課と高梨村がやりとりし、金額は具体的にわからないが、支出額を決定している。その上で県は文部省へ調査員の派遣申請を決めている[26]。

表７　秋田県史蹟名勝天然紀念物調査会の構成

役職	氏名	官職等	大正15	昭和2	昭和3	昭和4	昭和5	昭和6
委員長	松岡四郎	学務部長				○	○	○
委員長	尾池秀雄	学務部長	○					
委員長	二見直三	学務部長		○				
委員長	崎山省吾	学務部長			○			
幹事	奥田茂造	社寺兵事課長	○					
幹事	高山直通	社寺兵事課長		○		○	○	
幹事	澤口士郎	社寺兵事課長			○			
幹事	和田秀夫	社寺兵事課長						○
委員	倉林清吉	林務課長	○	○	○	○	○	○
委員	大橋良一	秋田師範学校教授	○	○	○	○	○	○
委員	東山多三郎		○	○	○	○		○
委員	安藤和風	秋田魁新報	○	○	○	○	○	○
委員	曲木光弼	池田家の支配人	○	○				
委員	武藤一郎	河辺郡郡会議員	○	○	○	○	○	○
委員	岡忠精	秋田図書館長		○			○	○
委員	大山宏	秋田中学校教諭	○	○	○	○	○	○
委員	小林謙吉	秋田中学校教諭	○	○	○			
委員	石田直太郎	同教授嘱託	○	○	○	○	○	○
委員	深沢多市		○	○	○	○	○	○
委員	伊藤直純					○		
委員	後藤寅之助						○	○
委員	岩田友記		○	○	○	○	○	○
委員	田口謙蔵			○			○	○
委員	和田喜八郎	秋田師範学校長				○	○	○
委員	小野進		○	○	○	○	○	○
委員	佐賀徳治		○	○	○	○	○	○
書記	笠井徳蔵	社寺兵事課属			○			
書記	幡江豊太	社寺兵事課属		○	○	○	○	○

出典：大正15～昭和６年の「秋田県職員録」による

（３）文部省の発掘調査

秋田県からの正式な派遣依頼の以前の４月26日、岩手県盛岡高等女学校長でもあった菅野義之助が、先の新聞記事だけでなく文部省の史蹟調査室を訪問して調査状況を報告した記事が、『史蹟名勝天然紀念物』五月号の「雑報」に「羽後払田柵阯の発見」という見出しで掲載されている[27]。「此の珍しい史蹟に関しては、何れ文部省から調査員を派遣し十分調査進めた上で、更めて其の詳細が本誌上で発表せられることゝ信ずる」とし、これが概略の速報記事であることを断っている。「拂田柵阯」が注目すべき発見例で、本調査すべき史蹟であるという扱いであることが分かる。なお、発見者は東京時事新報のように菅野義之助ではなく、「同地の出身者で六郷町の前町長後藤宙外氏」とし、当初から名称を「拂田柵阯」としている。４月末の喜田貞吉の調査予定にも触れ、内容は的確である。

早速同年６月16日、文部省宗教局嘱託の荻野仲三郎と上田三平とが高梨村に来て、遺跡視察があった。このとき県の史蹟名勝調査委員に就任していた宙外の翌17日付けの報告[28]によれば、「全国的ニ稀有ニシテ貴重ナル此ノ史蹟ヲ如何ニ保存スベキカノ方針ヲ決定スル」ための予備調査であると説明している。秋に再来して必要な部分の発掘調査等を行い、調査研究するようになるという見通しを

語ったという。この日は半日程度の視察で、当日のうち秋田市に出立して県庁に向かっている。この視察には県の「史蹟名勝調査委員」の後藤宙外と深澤多市、秋南時事の大山順造と秋田魁新報の蛭田という記者も同行した。村からは高橋治助助役が出て対応した。秋の発掘の村側の協力体制について話合われた。その後同月18日、両人は六郷町の後藤宙外宅を訪れ、六郷町の本覚寺の古写経を調査し、帰京している[29]。

同年７月13日には、秋田考古会の春季総会が高梨村の払田柵址で開催され、会長に和田喜八郎を決めるとともに、大山順造の提案で文部省と秋田県に対し、文部省が調査費を投じて専門家によって徹底した発掘調査が行われるように陳情することを満場一致で決議している[30]。９月８日付けで総会決議に沿った陳情書が秋田県知事稗方弘毅宛に提出されたことがわかる[31]。このような支援の動きもあって同年10月１日付けで村長から文部大臣田中隆三宛に調査員派遣申請が提出された[32]。この場合、村側からは、調査実施にあたっての調査地の所有者からの許諾、調査に要する発掘調査面積60坪、一坪４人で総計延べ240人分の人夫賃、発掘用具は地元で負担し、写真撮影したものは原版を文部省に提供する。測量技術員は県から派遣するという条件が記されている。おそらく文部省の要求があり、それに応ずるという前提で発掘調査の条件整備が行われたと考える。調査員上田三平から深澤多市を通じて高梨村にこの条件が伝えられ、その条件を飲んだ形で申請が提出されと考えてよい[33]。深澤が文部省の意向を伝える役割を果たす担当であったのであろう。上田の出張旅費については、県知事稗方弘毅出張の折、文部省から要求されたが、県には余裕がない旨を文部省側に伝え、地元高梨村が負担する方向で考えられたことが分かる[34]。昭和恐慌時下の高梨村に依存した調査であった。

10月20日から上田三平の発掘調査が開始される。それでは当時の高梨村としては、今回の発掘調査をどう位置付けて臨んだのであろうか。大正14年にいわゆる普通選挙法が成立し、昭和２年からの県議会議員選挙、昭和３年の衆議院議員選挙、昭和４年の町村会議員選挙と、普通選挙制のもとで村議会が開催されるようになり、村の経営も変化してきていたと推測できる[35]。とくに不景気の中では合理的な村の経費負担が必要であった。村では今回の発掘調査を教育勅語渙発四十年記念事業と関連付けて村会の同意を得て事業化している。文部省と県の指導が入った結果と推測される。

田中義一から浜口雄幸政権となり、立憲民政党が圧勝したのは昭和５年２月20日の第17回衆議院総選挙である。この選挙にあたって同年１月28日に浜口雄幸は立憲民政党十大政綱を発表している。その二番目にあるのが次の「国民精神作興」という内容である[36]。

> 輓近世相の変遷に伴ひ民心漸く軽佻放縦に流れ、思想動もすれば中正を失する者を生ずるに至れるは深憂に勝へざる所なり。政府は益々国体観念の涵養に留意して国民精神の作興に力め、経済政策の確立と相俟つて時弊の匡救に努め、民心の一新を図らむとす。

すなわち、第一次世界大戦後の日本の置かれた状況を国難の時期ととらえ、それを乗り切るために経済諸政策とともに教育勅語を基本にした国民思想の建て直しが必要である。しかし、今の世相は本来の国民精神を忘れ、華美で浮ついた状態にあり、またマルクス主義などの危険思想に影響されている。一大事に対処できるように精神を引き締めないと、難局は乗り切れないという意味である。

前年８月、浜口内閣成立まもない民政党政権下の文部省は、「教化動員ニ関スル計画」[37]を発表し、「国民精神の作興と財政経済の整理緊縮とは、当面緊急の問題」として、大正12年11月10日に発表した「国民精神作興ニ関スル詔書」の実践によって、日本人は本来の「勤倹力行の美風」を取り戻す必

要があると考えていた。これまであまり注目されてこなかった内容であるが、実は政権の政策実施上重要な位置付けを受け、これを具体化したのが教育勅語渙発四十年記念式である。浜口政権の一面を表す諸政策の前提になる施策である。したがって、文部大臣田中隆三は、昭和５年５月24日の地方官会議で次のように訓示している[38]。

近時往々ニシテ偏倚ナル思想ヲ懐抱スル者ヲ出スノ傾向ガアルノハ、 聖訓ヲ十分ニ奉體セシムルノ方法ニ於テ未ダ盡クサザル所アルガ為ト信ジマス。本省ニ於テハ今秋十月ヲ期シ　勅語渙発四十年記念ノ事業ヲ行ハントスル計劃デアリマス。地方ニ於テモ　聖勅渙発ノ日ヲ期シ官公署学校等ニ於テ厳粛ナル奉讀式其ノ他適當ナル記念事業ヲ行ヒ国民道徳の涵養ニ資セラレンコトヲ望ミマス。

高梨村は文部省の方針に呼応して、この記念行事を予算化した。７月29日の第４回村議会の第二号議案として、10月30日は教育勅語渙発四十年にあたるので、①払田柵址道路の改修と②教育勅語奉読式と記念講演会の開催を提案し、原案を可決している。その経費として記念事業費250円の追加更正予算を計上している。内訳は①の道路改修に150円、②の奉読式・講演会に50円、共通雑費に50円である。道路改修について高橋助役は、払田柵址が全国的に考古学の研究題材となり日々多数の参観者が来ている。これら一般人や研究者の便益を図るために実施したいと説明している[39]。翌６年の「事務報告」[40]には、10月30日に高梨小学校で教育勅語奉読式を行い、記念講演会は文部省嘱託上田三平氏を招聘して実施した、とある。また道路改修については「拂田部落一同本事業ニ賛助セラレ、多数人夫出場シ、工事援助セラレタル結果、頗ル良好ナル実績ヲ見ルニ至レリ」と記述している。上田三平の旅費と人夫賃等をこの予算で賄い、記念事業に参画するという形で人夫賃等の不足分は、払田地区住民を動員して賄ったという意味であろう。かなり考えられた費用捻出であった。

また、池田文一郎の経歴を見ると、10月30日に秋田県教化事業連合会中央教化団体連合会評議員に就任している[41]。文部省は、この発掘調査と教育勅語渙発四十年の記念事業とをうまく組み合わせて村から旅費等の経費を合法的に引き出し、「教化動員ニ関スル計画」関わる事業として実施団体の村長に評議員を引き受けてもらい、政治的にも活用したわけである。

10月20日午前大曲駅に到着した上田三平は、池田家で打ち合わせ、午後に直ちに真山と長森を一周した。その中で発見したのが長森の運動場に通じる道路の西脇で発見した外柵の南門址であった。翌21日にさらにこれを調査し、「拂田柵阯」に共通に見られる八脚門の12本の門柱を完全に掘り出している。この南門は先に喜田貞吉の指摘した南大門というべき存在であった。調査初日の発見が上田自身にとってもかなり感動的であったと思われ、東側から撮影した南門址付近の写真が、雑誌『史蹟名勝天然紀念物』の翌６年３月号の口絵となり、「秋田縣拂田柵阯」として全国的に紹介された。写真解説で上田は「眞山、長森の二丘陵を繞ぐる環状木柵阯の東西南北に各一個の門阯があり、それが明瞭に柵列に連絡して居る點が、一層過去の計劃的な工事の跡であることを立證したもの」と解説している。さらにその写真には高さ20数尺の写真撮影するための櫓が写し込まれている。この写真撮影の仕方は「日本の史蹟調査事業としては前例はなかろう」と記事を結んでいる。現場写真撮影史上初めて櫓を組んでの遺跡撮影の試みであることも併せて伝えている[42]。

調査終了は10月31日で、31日当日は秋田市に向かい秋田県立図書館で秋田史談会の招請による講演を行っている。また前日の30日は先の教育勅語渙発四十年記念講演会、同じく29日は秋田師範学校専

攻科の生徒39名にほぼ一日案内している。さらに26日は秋田史談会会員一行が見学し、中野榮吉が「午前十時頃より午後三時に至るまでに五時間熱心に上田先生の指導講演を聴いた」と記しているから、上田が陣頭指揮した調査自体は一週間程度で、史蹟の範囲を決めるため大枠を確認する程度であった。原型は後藤宙外の図面をもとに、払田池田家の支配人藤井東一がボーリング棒のような探査棒を使用して柵列を追い、柵木を引き抜いた場所については現地の住民の話をもとに詳細に作成した図面に従い、柵列の探査が正確か否かを確認したものであった。それと西門址から推測して、その他の門を探し出すにことに精力が注がれた。最初に外柵の南門址が判明したため、残る東門と北門の見当を付けて探し当てることと三重柵の発掘に集中している。６月に荻野・上田が視察したときに宙外が復命したように、本当に遺跡の保存をいかに行うかを決める目的での部分的発掘調査であった。全体を概観できるやや正確な実測平面図を入手するための調査ともいえる。先の中野榮吉が上田三平の話として次のように伝えている[43]。

> かゝる調査事業は實に障害の多いものであるが、幸にして発掘上の功勞者としての藤井東一氏、然して此の事業の大なる後援者としての高梨村の諸氏、就中池田文一郎、池田禮治の両氏、又発掘に勞役せる三百名の村人は、全く奉仕的の作業をされたので、思ひの外早く出来上がった。天も亦幸あらしめて約二週間の間殆んど雨なく存外に進捗したのであった。

上田三平は藤井東一を発掘上の功労者と評価した理由は当然で、地元の東一の調査がきわめて忠実に三平の指導を守り、丹念にそれを行って、効率的に進捗できたことに感謝しているからである。三班編成の村人達を差配も彼の役割であった。ただ、この頃になると以前と比較して、上田と現地の秋田県の史蹟名勝委員となった後藤宙外との関係はきわめて険悪であったようで、中野榮吉の記事は宙外にあまり好意的でない雰囲気が伝わる内容となっている。文部省の調査で専門職員だからといって特に敬意も表さず、対等に様々な形で持論を各紙に発表する宙外の態度が無礼と写ったのではないかと思う。宙外は文献重視で、「拂田柵阯」の古代東北史にとって通史上の意義や意味が問題で、上田のように手堅すぎ中央からの視点でみた調査では、東北史や地域史に得る成果が少なく、秋田考古会が要求した本格的調査でもなかったため、期待薄と見たからであろう[44]。

さて、上田三平は帰京後の12月７日、一橋學士會館で開催された史蹟名勝天然紀念物保存協会の総会の談話会で「秋田拂田柵阯に就て」と題し、反射幻灯を使用した報告を行っている[45]。翌６年３月30日には史蹟「拂田柵阯」の指定を受けている関係で[46]、指定が正式な調査報告をもとに審議が行われたわけではない。上田による調査報告の公刊は、昭和13年７月に「城輪柵阯」とともに行われている[47]。ただし、昭和６年７月発行の『史学雑誌』の「説林」に上田が発表した『拂田柵阯及「柵」に関する考察』[48]には、同年「五月十二日了」と記しているわけであるから、指定時に報告書が書ける程度に準備は整っていたと考えられる。報告書の遅れは文部省予算縮減の関係かも知れない。

史蹟「拂田柵阯」として官報に掲載され、指定された所在地は高梨村拂田の小字眞山・長森・森合・早坂・森崎・舘前・鳥ノ木・谷地中・仲谷地・念仏谷地・大谷地・荒関・百目木、千屋村本堂城回の小字森崎・百目木の二村に亘る、指定面積を342筆40町４段２畝21歩４合４勺の土地を指定地域とした。なお、この指定地域内には道路と水路の敷地も含んでいる。真山と長森の丘陵部とそれをドーナツ状に囲む外柵と門跡を指定したしたもので、中間地帯の水田・宅地等は含まれてはいない。この指定地域内に高梨村と高梨神社を除くと21名の土地所有者がいたが、全体の実に272筆分の土地は池

田文一郎ただ一人の所有地である。

この史蹟指定が決まった当日、上田三平が秋田県学務部長の松岡四郎に認めた書簡に、「予期以上の速度を以稀有の史蹟を指定するを得、欣喜至りに候」(49) と書いている。例外的に順調で指定が迅速であった点に自身が驚いている。また、上田の報告書には、昭和５年６月の予備調査のことを「越えて荻野仲三郎氏視察に至り」(50) とある。「越えて」と表現されるように通常以上の扱いで発掘調査が行われる道筋ができ、「予期以上」に史蹟指定されるに至るまでの迅速さに驚いている。遺跡自体の稀少さもあるが、その背景を次に政界の動向から考えてみよう。

４　政治状況から見た高梨村

昭和２年９月25日に実施された第21回秋田県会議員選挙は、仙北郡場合議員定数５で、高梨村を地盤とする藤肥良治が立憲民政党から立候補し、当選している。藤肥は高梨村の投票総数776票のうち実に726票を獲得している。同６年９月25日の第22回選挙も795票のうち得票は若干減少したが656票の獲得し、圧倒的に村内から得票して当選している (51)。高梨村は当時の政権を担当していた立憲民政党議員を支持する村であった。この藤肥について、宙外は「明治四十五年（大正元年）二月より同九年二月まで助役の任にあった藤肥良治氏の如きは、翁の最も元氣旺盛で活動された期間の補佐役として働いた」(52) と記している。翁とは池田文太郎のことであるが、まさに右腕的存在であった。当時は村会議員と県議会議員の兼務は可能であり、村会でもまとめ役となって池田文一郎村長を助けた人物である (53)。

次に同５年２月20日実施の第17回衆議院議員選挙では、立憲民政党が過半数をとり浜口雄幸内閣を組閣するわけであるが、秋田一区から鈴木安孝、田中隆三、町田忠治、信太儀右衛門、同二区から片野重脩、塩田団平、猪股謙二郎が当選している。うち田中・町田・猪股・塩田・猪股の５名が立憲民政党で、県内候補者の全員当選を果たしている。田中は文部大臣、町田は農林大臣で、猪股は県党幹事長で、県会議員からこのとき代議士となり、田中文部大臣の秘書官となっている。なお、沼館の塩田団平は民政党の県の党支部長、ほかに舘合の貴族院議員土田萬助が民政党側に立っていた。池田・塩田・土田はともに秋田県を代表する県南の巨大地主で、揃って民政党支持であった。

藤井東一の六月十二日の「拂田柵址研究日誌」には「高橋助役より猪股代議士出、藤肥県議宛の書状を送らる」(54) という記載も見える。何の用件かわからないが、「拂田柵阯」の件についての村側が何らかの用件で藤肥を通じて猪股へ連絡をとったと考えてよい。したがって、高梨村から藤肥を経て秘書官へ、そして文部大臣へと機能する連絡経路が想定できる。実際藤井の「拂田柵址日誌」(55) によれば、昭和５年８月25日の遺跡訪問者に文部省宗教局長西山政猪と同省の七戸吉三、同10月５日の訪問者の中には文部大臣田中隆三、秘書官猪股謙二郎、県会議員藤肥良治の名前が確認できる。文部省の西山・田中は史蹟名勝天然紀念物調査委員会の主要な関係者である。指定案件の事前審査は終わったも同然であった。文部省から上田三平だけではなく、「越えて」荻野仲三郎の派遣が決まった経緯は、村及び池田家と当時の政権との政治的なつながりの強さが関係すると考えてよい。

もちろん貴族院議員池田甚之助以来、文太郎、文一郎という三代に亘る地方名望家の池田家と政府とのつながりは、藤肥を介しなくとも直接的に農業、政治、金融、軍事等にわたり深いものがあったことは容易に想定できるところである。

また、農林大臣町田忠治と宙外とは、町田が３年年長で東京での寄宿舎が同じだったことを機縁に、終生友人として交際した関係にある[56]。宙外の存在は実に大きいと思う。いわゆるこの時期「拂田柵阯」を取り巻く政界人脈に恵まれていた。とくに当時の政権を担当した立憲民政党と秋田県関係者のつながりがきわめて深かったことで、有利に働く政治状況であったことは否定できない。

５　郷土史編さんと文化財保護の動き

国安寛氏は「一九三〇年代郷土研究・教育と秋田県の動向」で1930年代前後に多くの戦前の郷土史（誌）関係の刊行が行われていることをあげている。宙外の『高梨村郷土沿革紀』もこの時期の所産である。昭和３年から取りかかり同12年８月に脱稿している[57]。大礼記念事業との関わりも考えられるにしても、郷土史の編纂事業がなぜこの1930年代前後に行われたのであろうか。

文部省が師範学校に郷土研究施設費の補助を開始したのは昭和５年度からで、小学校地理の地方研究の中に郷土研究が位置付けられ[58]、当時文部省の嘱託として秋田県出身の小田内通敏が画一的教育から教育の地方化実際化を推進する原動力となった。その結果秋田県師範学校・秋田県女子師範学校による『綜合郷土研究』の編纂等が行われた。1930年代後半はこの影響による動きも確かにある。しかし、それとは別に編纂事業に熱心な人材豊富な時代であった。上田三平は「拂田柵阯」で文部省の調査が実施された理由に「従来この地方には何ら史蹟もなかったので地方有志が極めて熱心であったからである」[59]と後日振り返って書いている点に注目したい。史蹟にするために熱心であった「地方有志」とは具体的にはどういう人達であろうか。

昭和９年に死去した深澤多市の『秋田考古會々誌』追悼特集号[60]に、栗田茂治は「深澤多市氏を悼む」を寄せている。その冒頭部分には、秋田県の郷土史家は「團體としては秋田考古會があって、有名な人は大抵これに名を列ねてゐる」といったように、秋田考古会の会員が、考古学に限らず当時全県下で活躍する各地域の郷土史研究の中心者であった。個人名としては秋田市の大山宏、武藤一郎を挙げているが、「然し郷土史研究においては、横手町に一籌を輸するように思われる」と書いているように、横手町の人々が一つ抜けた存在であった。当時『横手郷土史』が編纂中で、編纂委員深澤多市、細谷則理、大山順造、沼田平治、須田勇吉らが揃っており、横手町郷土史編纂会員の活躍が高く評価されている。その指導者は、秋田考古会の顧問の喜田貞吉と柳田國男の両人である。史蹟では喜田貞吉である。大正15年の横手郷土史編纂会の発会式にも喜田貞吉が迎えられている[61]。宙外は組織的活動家ではなく、独自性の高い人間である。しかし、秋田考古会に参画した秋田市や横手市の郷土史家とは交流があり、深澤多市・大山順造・武藤一郎らとの付き合いはあった。したがって、「拂田柵阯」史蹟指定の実現は、全体としては秋田考古会の郷土史家といわれた人々による一定の活動成果であるという見方もできる。また、喜田貞吉の下で県内研究者が育ったとも見える。今後注視して研究すべき関係のように思われる。

当時の客観的な県内の郷土史研究への取り組み状況は、澄宮（三笠宮崇仁親王）の東北旅行の応対の中で見出すことができる。昭和６年８月13日から25日にかけて澄宮が東北地方を旅行された。秋田県での滞在は19日から22日までである。その訪問２日目に高清水公園（秋田市）の展望、最終日に「拂田柵阯」と「金沢柵阯」の見学を県は設定している。そのため「秋田城阯に就て」（大山宏）と「拂田柵阯並金沢柵阯に就て」（後藤寅之助・深澤多市）という二つの説明資料を準備している。秋田県

の初の史蹟指定直後で、池田家もある高梨村であるため、「拂田柵阯」が選ばれたのは当然であった。説明には後藤宙外あたり、高梨村史蹟保存会は上田三平の『史学雑誌』の「説林」に掲載した研究ノートを写真と見出しを付して小冊子『史蹟指定　払田柵阯』に仕立てて準備している。また、郷土史に関わる献上の申出としては、和田喜八郎秋田考古会会長からは『秋田考古會々誌』（拂田柵址号）、横手町からは深澤多市の『秋田叢書』と『横手郷土資料』があった。その時点で史蹟指定や郷土史で活躍した人達の社会的評価があらわれている。翌７年の『秋田県史蹟調査報告書』第一輯の刊行も、おそらく澄宮の見学を機会に予算が付き、深澤多市は金沢柵と金沢八幡神社、大山は秋田城の調査結果の刊行が、緊縮財政中にもかかわらず実現したのであろうと思う。

次に「拂田柵阯」の史蹟指定が、いわゆる文化財保存に与えた影響を最後に指摘したい。地域の文化財を関心のある「地方有志」の保護意識を高め、県の担当者には指定に向けて持って行き方を学ばせることに繋がったと考えられる。その具体的事例として、仙北郡藤木村にある、現在の秋田県指定史跡「四十二館跡」の保存の動きをあげてみたい。

経過を簡単に纏めると次のようになる[(62)]。藤木村には清原武則の居城という伝承のあった四十二舘があった。この遺構周辺の溜め池が飯田耕地整理組合（組合長池田文一郎）の水源で、現状を維持していたが、昭和３年雄物川岸に電動揚水機を設置したため、その必要がなくなり耕地化される計画が持ち上がっていた。しかし、藤木村の村長高階秀和は、価値を確かにして史蹟として永久に保存したいと考えた。昭和６年４月に大山順造・細谷則理など横手大曲の有志による踏査が行われた。先に言われていた水城址ではなく、戦争の備えの舘とは推定されないと評価した。翌７年３月、藤木村は県知事内田隆に古蹟調査を願い出て、県の史蹟調査委員の派遣を願った。県は武藤一郎を派遣し、この遺構が保存の価値を有するか否かの調査を行うことになった。武藤の四十二舘遺跡の実地踏査は同年10月に行われた。武藤は現状では性格を明確にする立証史料が十分でないため、今後のためこの方面の専門家の調査を行う必要性を望んだ。この間村側では耕地整理組合と折衝を行い、現状維持の承諾を得ている。県は喜田貞吉が来県した同年11月、実地踏査をお願いした。喜田は四十二舘は平地に蝦夷が築城した全国的にも珍しい「沼舘」であると語ったという。昭和８年２月、高階村長は四十二舘図面、喜田博士の所見書、縁起書、村会議事録を添えて、県を通じて文部大臣鳩山一郎に文部省による史蹟保存指定を願い出た。同年８月文部省から荻野仲三郎が派遣されて実地調査し、翌同９年10月に文部省宗教局長名で下した判断は、「古代文化研究上重要ナルモノト認メラルモ、尚調査講究ヲ要スル」として、現状変更される虞れもあるため、取りあえず知事が仮指定という措置をされたいというものであった。これを受けて知事は同年10月16日発行の「県報」で秋田県告示第524号で史蹟「四十二舘阯」として仮指定した。指定には至らなかったが、文化財保護関係者にとってはひとつの成果となった。

この地域にある古代史蹟をいわゆる文化財保護の立場から、民間有志の調査、県の調査、喜田貞吉の所見、さらに指定申請、そして文部省の荻野仲三郎の調査というように進められ、調査や県の事務方の手続きがテンポよくきわめてスムーズに行われているように思う。これは「払田柵阯」指定の経験が活かされているからと思う。それをさらに次の高階秀彦と宙外との書簡史料から裏付けたい。

Ⅰ　（昭和６年３月12日付）

御発掘の古への弓御保存の由珍しきものと存候。いづれ消雪後機会をえて罷出て拝見願申度存候。

御村内四十二館のこと新聞に見え候が、水城云々というようなことは先づ問題外として、遺物の採集をなさる方、労少なくして功多しと存候。

Ⅱ　（昭和９年９月13日付）

錦地四十二館の遺跡、荻野博士御調査の結果仮指定に相成候由、大慶の至に奉存候。珍しき遺蹟なれば十分御研究願上申度存候。荻野博士払田柵址再御視察後の御意見、大体のところ仙北新報にて拝見仕候。老生従来の考えと殆ど符節を合するが如くに有之、斯道権威者の裏書を得たる感有之、窃かに心うれしく存じ居る次第に有之候。

Ⅲ　（年代不明）

秩序的専門的に研究被遊候やうのお考へならば、先づ黒板勝美氏の『国史之研究』などを手引として、それぞれの時代に依り、それぞれの根本的史実をさぐるやうにして進まねばなるまいと存じ申候。特に東北史は中央の学者も頗る閑却致し居り、寧ろ今後東北の篤志な学徒が研究せねば、真の成績は挙がるまじく、我々が奮発せねばなるまいと存じ申候。

このⅠからⅢの史料（Ⅰ～Ⅲの句読点は筆者が付す）は、一連の「宙外資料」として、大河喜栄が紹介した藤木村の高階秀彦に宛てた宙外の各書簡の一部である[63]。藤木村の村長であった祖父秀和とではなく、その孫秀彦との歴史や文学について書簡での交流が紹介されている。Ⅰは横手大曲の有志が四十二舘を調査した時点の新聞報道された内容について講評し、「払田柵阯」での体験をもとに遺物の収集の重要性を伝えている。Ⅱは文部省から派遣された荻野仲三郎の調査が行われ、10月仮指定の正式決定の前であるが、それ以前に仮指定が内々宙外にも伝えられていることがわかる。新聞紙上で荻野仲三郎が「拂田柵阯」について語った内容について、これを読んだ宙外の喜びが伝わる。Ⅲは宙外が勧める学習方法を具体的に伝えた部分である。このように、宙外と藤木村の「地方有志」の一人秀彦との間には、年齢を超えた深い交流が認められる。「御祖父様及び厳君へも可然お伝え下さるべく候」と追伸のある書簡もあり、宙外は秀彦とだけではなく、高階家の人々とそれぞれ深い交流を窺わせる。宙外が町長であった六郷町と藤木村は地理的に近く、首長同士の付き合いもあったと思われるが、年代を超えて教養や興味・関心をもつ者同士の率直な心を開いた交流を知ることができる。したがって、史蹟指定に関して村長や父親とも、高階家の人々とは立場に応じた内容が宙外から当然伝わっていると推測する。少なくとも、社会的に厳しい状況にあっても、地域でいわゆる文化財保護、歴史研究を考える人々同士のつながりが確認できる。宙外が仮指定の報に「大慶の至」と表現したことに、「拂田柵址」の経験を伝えてそれが生かされて喜ぶ宙外の姿を想像する。

おわりに

昭和５年から６年にかけての時期は、確かに昭和恐慌により、東北の窮状は目を覆うばかりであるといわれるが、その最中に史蹟「拂田柵阯」の発見から指定に至るまでの出来事があった。後藤宙外はじめ東北史の研究や郷土史に関係する人材が揃い、史蹟指定に向けて熱心に活動した。土地所有者にも理解が得られた。池田家を代表とする巨大寄生地主が支えた高梨村と見た場合、やがて迎える戦時体制の社会から考えると、戦前の古きよき時代の最後の出来事であったといえる。

昭和６年になると、当初史蹟「拂田柵阯」の指定後、保存施設として史蹟標柱石４本、門阯標柱石５本、柵阯標石35本を男鹿石や稲田石で作り、檜材で制札５個所を建てる費用を合わせ総額1,000円

の予算で、国庫補助と高梨村の負担でこれを作ろうとした。しかし、史蹟調査費や澄宮の見学費用で村からの支出が増大し、頼みの地主等有志の寄付も農村不況で思うほど集まらず、県から150円の補助を受けてやっと昭和７年７月に完成させている[(64)]。巨大地主といえども、その時期に「拂田柵阯」に対してためらいなく支援できる対応は難しかったわけである。史蹟指定後ただちに４月１日に「拂田柵阯保存会」が組織されているが[(65)]、ほとんど機能しなかったように思われ、上田三平の講演も行われず[(66)]、この史蹟の研究が進展した形跡はなかったと考えられる。

高梨村から仙北村、その後の仙北町となるが、役場が発行した広報[(67)]を見る限り、首長の挨拶にも、学校教育からも地域を語る住民の話にも、「拂田柵阯」に一切触れる言葉は見られない。説明板の建設以外、昭和40年代後半に至るまでは、ほぼ忘れられたかのような有様であった。ちなみに昭和49年調査事務所が設置された年、組織の拡張充実を求め、当時の新野直吉・岡田茂弘両顧問から当時の知事小畑勇二郎宛に出された「要望書」[(68)]書き出しは、「指定以来四十余年放置されたと言ってよい」からはじまる。現在では「旧池田氏庭園」が国の名勝に指定され、県内でも「郷土の文化遺産」の整備が進んだ地域になっているが、実は最近のことにすぎない。

史蹟「拂田柵阯」についていえば、基本は古代城柵として究明すべき調査対象ではあるにしても、必ずしも考古学や古代東北史ばかりの史跡ではなく、土地に刻まれた歴史を考えたとき、寄生地主制下で乾田馬耕や耕地整理等の土地開発が行われた近現代史の史跡でもある。地域開発として公文書や地主史料等と照応させてそれ自体で十分解明されるべき対象である。今後さまざまな視点から研究を進める研究者が現れうる素材に見える。必ずしも観光資源には寄与しなくとも、特徴ある地域像が叙述できる可能性が秘められているように思われる。

註

(１)現在調査は払田柵跡調査事務所、保存整備等に関しては管理団体の大仙市が行っている。なお、最近美郷町も管理団体となる意向を示している。

(２)昭和６年４月25日付けで千屋村長坂本龍太郎から高梨村長池田文一郎に保存・管理の一切を委任する旨が回答され、同年５月18日付けで文部大臣から管理者に指定されている。県の学務部長が経費の関係で２村での管理は事務進捗上支障があるので、高梨村が引き受けるように勧め、高梨村は２村が管理者になると種々の支障が出ることを憂慮した。最終的には２村が協議した結果である（冨樫泰時監修 2007『秋田県教育委員会所蔵等拂田柵址関係史料集』仙北町史談会 史料番号32－39、以下『史料集』と略記)。藤井甫公「拂田柵址研究日誌」と合冊で『史談会叢書』第８集として発刊されている。

(３)昭和６年「高梨村會々議録」(大仙市仙北庁舎蔵)、議事録は年単位に綴られている。国勢調査結果もこれによる。

(４)昭和２年「秘書」(整理番号930103－8718)秋田県公文書館蔵。昭和２年２月16日に池田文太郎死亡時にその功績に対し、勲七等に位追賜される際の功績調書等が綴られている。金額は助役高橋治助からの提出された「資産調」による。

(５)鹿股壽美江 1970『大地主の成立過程とその生活』古今書院、同 1972『農村の変容と農民像』古今書院、前著は高梨村及び上高梨部落、地主の大西家について、後著では仙北村の人々と生活を取り上げて研究したもので、戦前のこの地方の生活を知る入門書ともなる優れた研究である。

(６)昭和５年「高梨村會々議録」、昭和５年度予算関係についてのことはこの議事録による。

(７)2010『高梨村郷土沿革紀』(「高梨村郷土沿革紀」復刻版刊行会、以下『沿革紀』と略記）382－383頁

(８)昭和６、７年の「高梨村會々議録」による。

(９)上田三平 1950『史跡を訪ねて三十餘年』(謄写印刷）53頁

(10)前掲鹿股壽美江 1972 ４頁には「小作が親方のところへ伺うときには、くねっこ（垣根のこと）の外から腰っこまげたもんだす」という古老の言葉を紹介している。文面だけでなく、歴史史料として発掘報告書を使用するにあたっては、地主と小作の身分差など、当時の社会状況を理解して使用する必要がある。

(11)昭和３年「高梨村會々議録」。なお大曲町でも御大礼記念事業として大曲郷土誌編纂を考え、後藤宙外に依頼して年度内に完成させる計画を立てていたことがわかる（大曲市教育委員会 1984『大曲市史』第１巻資料編 史料番号804)。

(12)『沿革紀』の冒頭にある「小引」という部分で、特に頁数は振られていない。

(13)大河喜栄 1978「高梨村郷土誌に関する書簡」『うもれ木』第６号 仙北町史談会 2－5頁

(14)同上３頁

(15)鹿股壽美江 1970 ９頁 。明治43年発行の後藤宙外「誕生地」『新小説』155頁にあるというが、今回この小説本文を入手できなかった。

(16)深澤多市 1930「編輯後記」『秋田考古會々誌』第２巻第４号 114頁

(17)昭和６年の澄宮行啓の献上品として、高梨村から柵木製硯箱１個、昭和９年の東伏見宮妃殿下の視察時も村から柵木製硯箱１個を献上しているから、高梨村の特産とは言い切れないが、柵木は木工品や家具等の材料として使用されていたことがわかる。

(18)後藤宙外 1930「平安初期の古柵址と決定する迄」『秋田考古會々誌』第２巻第４号 77－100頁
(19)千葉三郎 1980『後藤宙外　目で見るその生涯』後藤宙外翁顕彰会 95頁掲載写真。船木義勝の執筆記事を参照されたい。
(20)藤井甫公「払田柵址研究日誌」（以下「日誌」と略記）、藤井甫公とは藤井東一のことで、昭和４年11月６日の小田島禄郎の柵址調査を研究日誌の最初に記載し、昭和５年12月25日までの分が記録されている。2000年に発刊された「小田島コレクション　その４」『岩手県立博物館収蔵資料目録』第16集には、宙外からの江刺郡講習会の礼状と払田柵の地図を送った書簡があることがわかる。小田島とは深澤多市・武藤一郎からの書簡もあり、秋田県の史蹟研究者との交流が確認できる。前掲『史料集』には、その写真と解読写真が一部収録されている。
(21)深澤多市は「二三年前から後藤氏より発掘を慫慂されたが、五七圓の金で眞相を確かむる事の出來ない大事業であるから、寶の山と知りつゝ遂に着手しかねていた」と書いている（「編輯後記」『秋田考古會々誌』第２巻第４号 114頁）。したがって、発掘の話は宙外から他へも呼びかけていたことであったことがわかる。
(22)前掲『史料集』史料番号１
(23)前掲「日誌」14－15頁。なおこの「日誌」は藤井東一が最初からこの表題で書いたものではなく、上田三平の「発掘日誌の記述を最も重んじ、必ずその日に作業終了と共に日誌をつけて置く」（上田三平 1950 69－70頁）という方針のもとに書いたもので、遡って書いた部分もある日誌ではないかと考えている。
(24)この制度の開始時の法規をまとめものには「史蹟名勝天然紀念物保存ニ関スル法規」（秋田県公文書館蔵 ＡＨ462.9－2）、「史蹟名勝天然紀念物保存要目解説」（同 ＡＨ462.9－1）、公文書には大正10年「史蹟名勝天然紀念物関係書類」（同 岡995）など数点ある。
(25)前掲「日誌」12頁
(26)前掲『史料集』史料番号2－5
(27)2005 復刻版『史蹟名勝天然紀念物　昭和編』第16巻第５集第５号 不二出版 477頁
(28)前掲『史料集』史料番号11
(29)前掲藤井甫公「日誌」28－29頁
(30)前掲「拂田柵址に於ける本會総會」『秋田考古會々誌』第２巻第４号 112－113頁
(31)前掲『史料集』史料番号14
(32)前掲『史料集』史料番号15
(33)前掲『史料集』史料番号16
(34)前掲『史料集』史料番号18
(35)例えば藤井東一は昭和４年までは払田池田家の支配人で村会議員であったが、普通選挙後は議員に選出されなかったように、議員構成に変化が見られる。新規の議員が定員12名のうち７名、５名は再選されている。しかし、昭和４年中に２名、同６年１名再選議員が死去する。実質的には議員の大幅な入れ替えの時期を迎えている。米価の低落による大地主の所得減とともに、一般村民への税負担が拡大傾向にあった。次第に村税の使途についても議会での合理的説明が求められる時代に変化したと考えている。
(36)浜口雄幸「強く正しく明るき政治」（川田稔 2000『浜口雄幸集』論述・講演編 未来社 203－228頁）
(37)1974『資料日本現代教育史』４ 三省堂 340－342頁
(38)1984『歴代文部大臣演説集』文教資料編纂会 371－374頁
(39)昭和５年「髙梨村會々議録」
(40)昭和６年「髙梨村會々議録」
(41)前掲『沿革紀』375頁
(42)2005 復刻版『史蹟名勝天然紀念物　昭和編』第19巻第６集第３号の口絵、写真解説は227頁
(43)中野榮吉「奥羽拓殖史上の大発見柵址見學記」（復刻版『史蹟名勝天然紀念物　昭和編』第19巻 228－240頁）
(44)藤井東一に宛てた昭和６年９月22日付けの上田三平の葉書の内容に心底が明かされている。詳細は大河喜栄「髙梨村郷土誌に関する書簡」（『うもれ木』第６号 4－5頁）参照。
(45)「昭和五年十二月七日總會順序」（復刻版『史蹟名勝天然紀念物　昭和編』第19巻第６集第１号 92頁）
(46)昭和６年３月30日付け文部省告示第115号で史蹟「拂田柵阯」で指定されている。
(47)文部省『史蹟精査報告』第３
(48)1931『史学雑誌』第42編第７号
(49)前掲『史料集』史料番号22
(50)前掲『史蹟精査報告』第３ ３頁
(51)伊藤寛崇「秋田県会議員選挙の結果について」と題するインターネット公開論文及び掲載史料による。
(52)前掲『沿革紀』348頁
(53)「髙梨村會々議録」では最初に案件に対し「異議なし」の声をあげ、議事を進行させている記録が多い。
(54)前掲「日誌」25頁
(55)「拂田柵址日誌」『秋田考古會々誌』第２巻第４号 108－112頁、藤井東一が記録していたものを編集者が掲載した日誌。
(56)千葉三郎 1980 5－6頁参照。
(57)宙外は刊行を見ないまま猪苗代湖畔の別荘で同13年６月12日に逝去している。刊行は同15年９月15日であるから、太平洋戦争間近の厳しい時期に田口松圃氏が校正を行い、刊行に尽力したという。刊本の配布も限られた範囲のみであったという。
(58)伊藤純郎 1998『郷土教育運動の研究』思文閣出版
(59)上田三平 1950 53頁
(60)栗田茂治 1935「深澤多市氏を悼む」『秋田考古會々誌』第３巻第２号
(61)横手郷土史編纂会 1976『横手郷土史』（復刻版）東洋書院
(62)「史跡保存御指定願書」（秋田県埋蔵文化財センター、資料番号3794）、いつの頃か不明であるが、県庁保管文書の関係部分をコピーし、一冊に綴った資料である。
(63)大河喜栄 1935「其四　高階秀彦氏への書簡」『うもれ木』第７号 仙北町史談会 6－9頁
(64)前掲『史料集』史料番号40－68
(65)前掲『史料集』史料番号24ほか
(66)前掲『史料集』史料番号22、25－31　昭和６年４月11 ～ 13日にかけて上田三平を迎えて県内での講演会実施の計画案がある。
(67)1979『広報せんぼく』縮刷版　仙北町
(68)払田柵跡調査事務所保管資料

資料紹介：「麻生」と注記された遺物

山田祐子*

はじめに

本稿では、秋田市在住の藤島幹男氏[1]が所有する６点の遺物について紹介する。これらは、藤島氏が東山多三郎氏[2]の孫から譲り受けたもので、元は東山氏が入手した遺物と考えられる。そのうち３点には「麻生」、１点には「男鹿樽澤」と墨書きされている。詳細な出土状況・出土地点は不明である。

秋田県能代市二ツ井町麻生は、古くから縄文時代の土器や石器が出土する地として名が知られており、明治20年に真崎勇助が東京人類学会雑誌で発表した「秋田県鏃石産地一覧表」にも「麻生」の地名が記載されている[3]。ただしこれは、現在の遺跡台帳に記載されている麻生遺跡の範囲を含めた麻生の地名を示したものと思われ、遺跡台帳の範囲内かどうかは不明である。「男鹿樽澤」は秋田県男鹿市脇本樽沢で、数畑遺跡・立石遺跡・夏張遺跡の３遺跡があり、いずれも縄文時代の遺物包含地である。

遺物について

第１図に実測図を掲載した。注口土器、台付鉢台部、土偶、土製装飾品、ボタン状石製品、磨製石斧が各１点である。

第１図１は注口土器である。器高8.3㎝、口径11.8㎝、最大径16㎝、厚みは平均４㎜、丸底である。注口部が先端から半ばまで欠損しており、口縁部の突起が２箇所剥落している。口縁は開いており、頸部で屈曲し、肩部は外反しつつ最大径の胴部に向かって張り出している。胴部で頸部と逆に屈曲して、丸い底部へ至る。口唇部と胴部には粒状粘土の貼り付けとＹ字形やＴ字形の沈線で突起の列が作り出されている。肩部の文様帯は上下を列点文で区画されており、横位に展開する４単位の文様が磨消縄文で施されている。底部は胴部に沿って玉抱き三叉文に似た文様が、これも磨消縄文で施されている。使われている縄文はＲＬ原体である。胎土は緻密で暗灰黄色だが、焼成ムラによるものか、底部の一部が黒色に変色している。縄文がない部分はよく磨かれている。磨消縄文が施されている肩部の文様帯と底部の磨り消し部分は削り込まれ、縄文部分との間に明瞭な段差がある。口縁部と胴部の突起列や底部の文様モチーフは大洞ＢＣ式に多く見られるが、胴部の狭小化が進んでいることと、頸部を区画しているのが羊歯状文ではなく列点文であるという新しい時期の要素から、大洞Ｃ１式古段階に相当する。内面底部に「麻生」と墨書きされている。

２は台付鉢の台部で、鉢部分は欠損している。器高は残存で３㎝、台部のみの高さは2.5㎝、鉢部底径5.4㎝、台部接地部分の径7.9㎝、厚みは平均５㎜である。台部は鉢部との境から接地部分まで直線的に開いた形をしている。５単位の玉抱き三叉文が沈線で描かれており、玉の部分は貫通孔である。玉抱き三叉文と接地部分は横位の沈線で隔てられており、沈線と接地部分の間にはＲＬ原体による縄文が横位回転で施されている。胎土は１より若干粗くにぶい黄橙色で、磨きはかけられていない。玉

* 秋田県埋蔵文化財センター文化財主事

抱き三叉文自体は大洞Ｂ式段階で存在し、大洞ＢＣ式以降も台部に古い文様モチーフとして残る[4]。台部の直線的な形や2.5㎝の高さがある点は大洞ＢＣ式より新しい時期を指示する。注口土器と同じく縄文時代晩期、大洞Ｃ１式古段階の土器と考えられる。鉢部分の内面底部に当たる部分に「麻生」と墨書きされている。

３は中実土偶で、右腕と左手先端が欠損している。高さは9.3㎝、頭部の幅は４㎝、腰の張り出し部分の幅は3.7㎝である。厚みは頭部で2.3㎝、頸部で1.2㎝、乳房の部分で1.6㎝、へその部分で1.4㎝である。乳房は粘土の貼り付けで表現されており、腰部は横に張り出し、腹部は若干膨らんでいて、乳房の間から臍の周囲にかけて刺突で文様が描かれている。顔は、眉と鼻が粘土の貼り付けによって表現されており、目と口は沈線で描かれている。頭頂部から後頭部にかけて大きく窪んでいる。左目のあたりに赤い顔料を塗布していた痕跡がある。胎土は２よりも粗く褐灰色で、磨きはかけられておらず、表面は細かなひび割れがある。縄文時代晩期の土偶だが、詳細な型式は不明である。背中に「麻生（火中セシモノ）」と墨書きされている。「（火中セシモノ）」とは、表面の細かなひび割れを見て焼成の後に火中で焼かれたと考えたものと推測される。

４は土製装飾品である。高さ2.9㎝、幅は突起がない部分で0.9㎝、突起がある部分で２㎝である。縦に貫通孔が通っており、貫通孔に対して直角の方向に４つの突起が貼り付けられ十字形を成していたようだが、突起の１つは欠損している。胎土は２に似て若干粗くにぶい黄橙色で、磨きはかけられていない。５はボタン状石製品である。平面形は楕円で、長径２㎝、短径1.8㎝である。研磨によって椀形に削り出されており、長径方向に２つの穿孔が並んでいる。穿孔は表裏両面から空けられている。４と５は墨書きされていない。６は磨製石斧である。長さ11㎝、幅は最小で2.7㎝、最大で4.9㎝、厚みは最大で2.7㎝である。刃部に刃こぼれのような小さな剥離がある。裏面に「男鹿樽崎」と墨書きされている。

おわりに

麻生の地は1887（明治20）年にその名が知られて[5]以降、著名な研究者の研究対象となってきた。特に1897（明治30）～1902（明治35）年は佐藤初太郎氏や大野延太郎氏が遺跡や出土遺物についてたびたび報告し、大正から昭和初期にかけては吉田吉助氏が能代市二ツ井町の遺跡の一つとして研究調査を行った。1962（昭和37）年には村木悦也氏によって行われた分布調査により麻生遺跡が遺跡台帳に記載された。1977（昭和52）年には宮腰陸奥男・安保彰両氏による遺跡確認調査が行われ、二ツ井町教育委員会から報告書が刊行されている[6]。この調査によって、麻生遺跡の遺物包含層から縄文時代晩期前半、大洞ＢＣ式～大洞Ｃ２式の遺物が出土したことが報告された。

本稿で紹介した土器１・２は大洞Ｃ１式に相当すると考えられ、麻生遺跡の遺物の時期と一致している。３の土偶の型式は不明だが、大野延太郎氏と吉田吉助氏が記録した麻生出土遺物の図に、類似した土偶がある[7・8]。５のボタン状石製品も、大野延太郎氏の記録の中に類例がある[9]ことから、麻生で出土した可能性が高い。４・６については、現在のところ時期や出土地の特定が困難である。

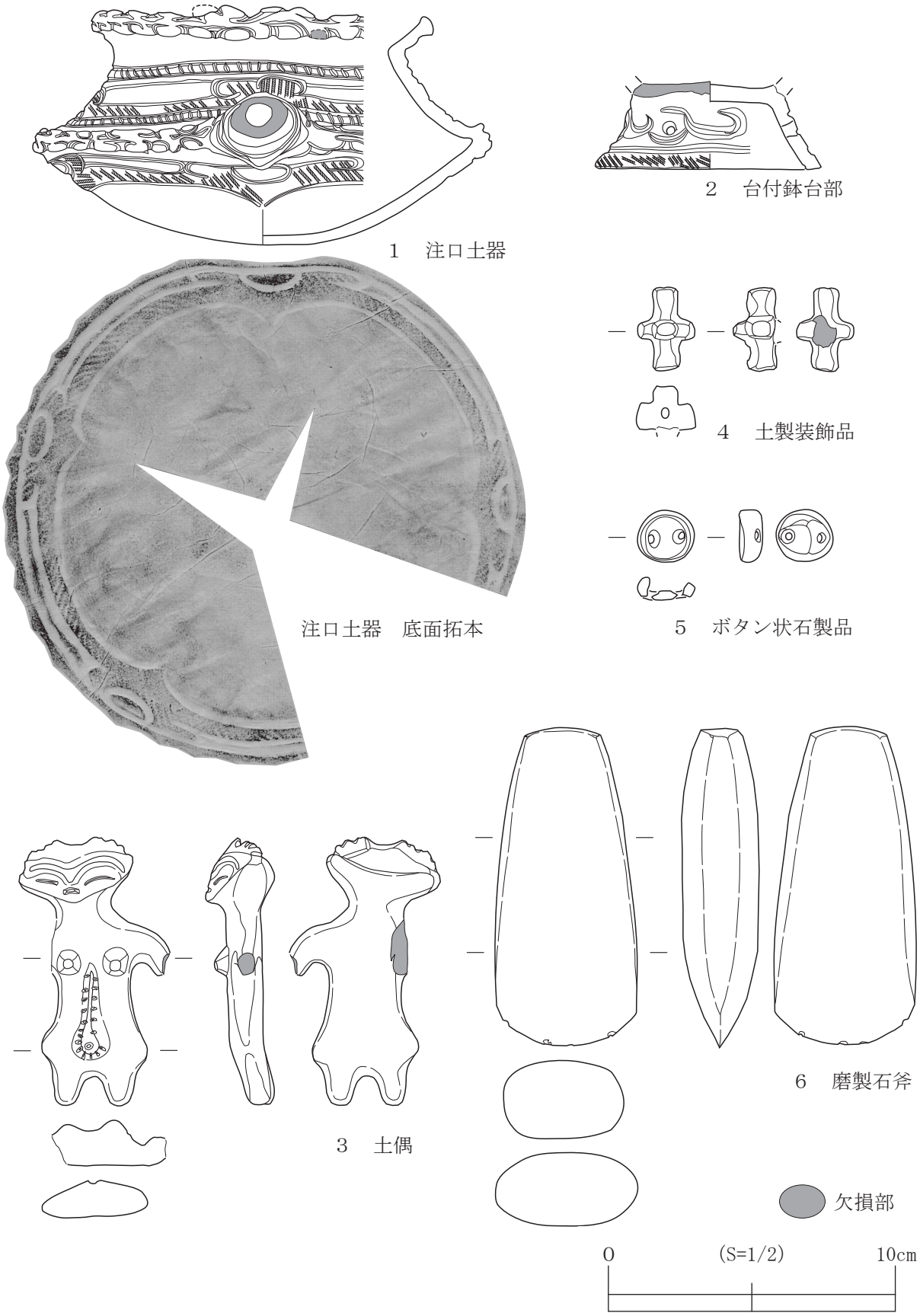
1　注口土器
2　台付鉢台部
注口土器　底面拓本
4　土製装飾品
5　ボタン状石製品
3　土偶
6　磨製石斧
欠損部
0
(S=1/2)
10cm

第1図　遺物実測図

1　注口土器正面

2　注口土器側面

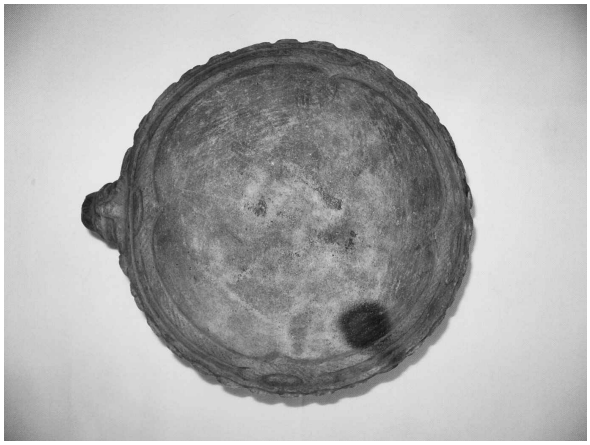

3　注口土器底面

4　注口土器内面底部にある「麻生」の注記

5　台付鉢台部

6　台付鉢台部内部底面にある「麻生」の注記

7　土偶表面

8　土偶裏面にある「麻生（火中セシモノ）」の注記

9　ボタン状石製品と土製装飾品表面

10　ボタン状石製品と土製装飾品裏面

11　磨製石斧表面

12　磨製石斧裏面にある「男鹿樽澤」の注記

13　石棒未製品（藤島氏採集品）[1]

註・参考文献

（1）藤島氏は自身の手で採集した石鏃・石匙・磨製石斧などの多量の石器も所有している。その中には石棒の未製品がある（写真13）。大仙市協和峰吉川で採集されたもので、長さは約30㎝、両端に頭部を作り出すために敲打や研磨によってくびれさせてある。

（2）東山多三郎氏は、真崎勇助氏・安藤和風氏らと共に秋田史談会を立ち上げた郷土史家である。生年1871（明治４）年、没年1942（昭和17）年、職業は手工科教師で、歴史的主題を設けて数多くの史料集を作成した（田口勝一郎 2008「秋田の郷土史家　東山多三郎小伝」『秋大史学』54号 秋田大学史学会 49－59頁）。氏が収集・作成した史料は、現在秋田県公文書館に東山文庫として保管されている。東山文庫に、東山邸で行われた秋田史談会の第30回例会で勾玉・矢根石（石鏃）など石器類を陳列した記録があり、文献史料のみならず考古遺物も収集していたことがわかる。

（3）真崎勇助 1887「秋田県鏃石産地一覧表」『東京人類学会雑誌』第２巻第11号 東京人類学会
（4）藤沼邦彦 1981「東北地方」『縄文土器大成４晩期』講談社
（5）（3）に同じ
（6）宮腰陸奥男・安保彰 1979「秋田県山本郡二ツ井町麻生Ｂ遺跡発掘調査略報」『二ツ井町の文化財』NO. 2 二ツ井町教育委員会
（7）大野延太郎 1901「羽後国麻生発見の土偶」『東京人類学会雑誌』第16巻第185号 東京人類学会
（8）二ツ井町 1977「二ツ井町史」
（9）大野延太郎 1898「羽後麻生発見ノ玉類」『東京人類学会雑誌』第13巻第147号 東京人類学会

平成24年度企画展講演会＋座談会『小谷地遺跡の灌漑堰』講演録

報告「小谷地遺跡の灌漑堰」

村上義直[*1]

埋蔵文化財センターの村上です。よろしくお願いします。今日この会場には、３年前一緒に調査された方が何人かいまして、ちょうど３年前のことを思い出しました。黄金色の田んぼに囲まれた中で、小谷地遺跡の発掘調査をしていたことを思い出します。東を見ると、晴れた日には八郎潟東岸が非常によく見えます。そして特に空気が澄んだ日には南に鳥海山が見えるという非常に見通しのよい、広々とした遺跡だったことが印象に残っています。

それでは小谷地遺跡の灌漑堰についての報告を始めます。まず最初に、小谷地遺跡の概要について説明します。次に、平成21年度の調査について、この中では４つの項目について説明します。この中でも３つ目の小谷地遺跡の堰の構造と機能、このことに時間をかけて説明したいと思います。そして最後にまとめとして21年度調査の成果、今後の課題について触れたいと思います。

それでは小谷地遺跡の概要について説明します（１）。小谷地遺跡は男鹿市の東部脇本地区にあります。男鹿市の中心部である船川地区からは北東に６㎞ほど離れた場所になります。小谷地遺跡は昭和34年に確認された遺跡で、古代の埋没家屋が発見されたことで有名です。埋没家屋といいますのは、古い時代の家屋が土に埋もれた状態で腐らずに残っているものになります。この写真は、北秋田市の胡桃館遺跡の埋没家屋です（１）。十和田火山の大噴火によって発生した泥流の堆積物に埋没していたため、1,100年前の遺構や遺物が非常によい状態で残されている全国的にも非常に珍しい遺跡です。こういったものを埋没家屋、埋没建物などと呼びます。

小谷地遺跡では、昭和34年の発見以来、昭和39年・40年・41年・56年と昭和時代に４回の発掘調査が行われています。そして遺跡の時代は、弥生時代・古墳時代・奈良時代・平安時代・中世の遺跡であることがわかっています。埋没家屋のほかにも、土器や木製品といった遺物がたくさん出土し、それらの中には県の文化財にも指定されているものがあります。

これは昭和39年に行われた１次調査の様子です（２）。現在の発掘調査と違い水を排水するためのポンプなどがないため、かなり悪い条件で調査が行われたようです。左上の写真は大雨のあとのようですが、調査区が完全に水没しているのがわかるかと思います。当時の記録を見ますと、大雨や地中から湧き出る水に大分苦労されたことがわかります。画面に水路という文字がありますが、耕地整理によって新しく掘削された水路になります。この水路の中からたくさん遺物が見つかったことにより、小谷地遺跡が確認されることになりました。

以上、小谷地遺跡の概要について説明しましたが、ここからは平成21年度の調査の話に移りたいと思います。

21年度の調査は3,700㎡を対象に、６月22日から11月６日までの期間で行いました。調査では弥生時代から中世のものが出土しましたが、遺構、遺物のほとんどが、今から1,200年前の奈良時代の終わり頃から平安時代の前期のものになります。秋田城や払田柵が機能していた時代と大体同じ時代のものになるかと思います。

これは小谷地遺跡の周辺の様子を東側から撮影したものです（３）。小谷地遺跡は標高11ｍほどの低地にあります。遺跡の北西３㎞には寒風山があります。東側４㎞には八郎潟残存湖があります。画面に表示はありませんが、こちらの方にこんもりとした山があります。これは飯森館跡という中世城館になります。このような遺跡も小谷地遺跡の近くにあります。

平成21年度の発掘調査は、県道男鹿琴丘線という道路建設事業に伴うもので、調査区はご覧のとおり南北方向に長くなっています。調査区は、農道や水路などによって３つに分割されています。以前調査された過去の調査区からは、最短距離で70ｍほど離れています。現在、遺跡の近くに川は流れていませんが、耕地整理する前には小さな川が流れていたようです。その川ですが、古い航空写真でも確認できます。遺跡近くに住む方にその川について聞いたところ、実際に水が流れていた部分は幅２ｍから３ｍ、深さが１ｍほどでフナなどの雑魚がいたようです。またある年配の方は、昔下流側の八郎潟近くにある長根という集落まで、舟で行き来していたという話を聞いたことがあると話されていました。現在、遺跡近くを流れる大排水路がその川の名残のようです。

これは小谷地遺跡周辺を上空から撮影したものです（４）。画面の上が北、下が南になります。左が耕地整理する前の写真で、1948年（昭和23年）のものになります。そして右側の写真が、耕地整備後の1962年（昭和37年）の写真になります。左の写真の方を見ていただきますと、赤枠で囲んだ部分が平成21年度調査区の範囲になります。ここの南側を南西から北東方向に向かって川が蛇行しているのがわかるかと思います。これがかつて遺跡近くを流れていた川になります。この川ですが、耕地整理によって上流側で流れが分散されるとともに、本流部分は大排水路に変わってしまいました。それが右の写真で確認できるかと思います。右の写真には、以前の川の跡

＊１秋田県埋蔵文化財センター文化財主査

がソイルマークとして黒く筋状に薄く残っています。画面では確認できないかもしれませんが、かすかに残っています。田んぼの所有者に話を聞いたところ、以前川が流れていた部分とその周囲とでは稲の生育に違いが確認できたそうです。

それでは、21年度の調査で見つかった主な遺構を簡単に説明します。（5）

まず、北側調査区で見つかった足場状遺構です。長さ４m、幅20㎝、厚さ２㎝ほどの板材を中心とする材を敷き並べています。今はあまり見かけませんが、建築現場などで使われる足場板と形がそっくりです。この場所は泥炭という水分を多く含む軟弱地盤の上にあるため、何らかの作業をするための足場として使用されたのではないかと考えています。

次に、中央調査区で見つかった水路ですが、幅４mから７m、深さ50㎝から60㎝で広さのわりには浅い水路です。この水路の中に水をせき止めるための堰が造られています。この堰は木材で構成されており、水路を斜めに遮るように造られています。

最後は、中央調査区で見つかった掘立柱建物跡です。桁方向が３間で4.5m、梁方向が１間で3.2mの大きさです。８本の柱で構成されていたと考えられますが、このうち４本の柱で柱材が見つかっています。この柱は丸太を縦に切り裂いた割材を使用しています。この建物ですが、水路と平行する位置にあるため水路に関連した建物、施設であると考えられます。また、当時の地表面から柱穴の底までの高さがさほどないため、建築の専門家からは桟橋のような高さのない構造物であった可能性もあるとの指摘も受けている遺構です。

今、説明した３つの遺構のほかには、道路状の遺構や杭列などが見つかっていますが、竪穴住居や竪穴建物、埋没家屋といった人々が住んだとみられる遺構や、焼土遺構などの火を使った痕跡などは見つかりませんでした。

それでは、ここからは少し突っ込んだ内容の話になります。

平成21年度の調査では、大きな発見がありました（6）。最初にそのことを話しておきたいと思います。

これは21年度の調査で見つかった遺構になります。杉皮、矢板、丸木材で構成されています。かつて小谷地遺跡で発見された埋没家屋と非常によく似ているため、当初は埋没家屋が倒壊したものと考えて調査を進めていましたが、水路の中に造られていることと構造的に建物として無理があるということ、それと出土した遺物の内容などから堰であることが判明しました。同じような構造を持つ遺構は、西日本の古墳時代の遺跡からも見つかっています。

堰というと秋田では用水路やどぶのようなものも堰といったりしますが、これは水をせき止めるための堰になります。大きく分けると３段構造になっていますが、上から順番に木材を取り上げていくと一番下の構造は次のようになります（7）。前の写真とは90度違う方向から撮影したものです。横木となる丸木材に直行するように矢板が敷き並べてあるのがわかります。この横木と矢板のセットがこの堰の基本構造になります。

ここで21年度調査で堰とわかった遺構と過去の調査で埋没家屋とされた遺構を見比べてみます（8）。ともに北側から撮影しています。左が平成21年度の堰、右が過去の調査で埋没家屋とされた遺構です。ともに横木の上に矢板が並べられているのがわかります。ちなみに左の写真ですが、丸い円の部分、こちらはこの堰が使われなくなってから打ち込まれた杭になります。この堰にはこのような杭が何本かみられ、この杭を打ち込むことによって堰が損傷を受けている部分が確認できました。ご覧いただいたように21年度調査で見つかった堰と埋没家屋とされてきた遺構は、非常によく似た構造をとることがわかります。

実は小谷地遺跡の埋没家屋は発見当初から建物としての問題点を抱えていました。ここで小谷地遺跡の埋没家屋の問題点をまとめてみます。大きく２つあります。

まず、当初から指摘されていた構造上の問題点ですが、杉皮、矢板などを仮に屋根材と考えてみても、それを受ける柱が不明瞭であるという点が１つあります。もう１つ、材と材を組み合わせるための加工や材と材を固定するための釘や縄なども一切ありません。

次に立地上の問題点ですが、湧水が著しい泥炭地にあり、居住区域としては不適当な場所にあるということが挙げられます。これら２つの問題点は、建物として見た場合の問題点であって水路の中に造られた堰と考えれば問題点は解消されます。

次に、埋没家屋とされた遺構と堰との共通点を挙げてみます。

まず１つ目として、先ほども言いました横木プラス矢板の基本構造が一致するという点。２つ目として、長さが８m前後とほぼ一致するという点があります。

以上、埋没家屋の問題点と堰との共通点から、小谷地遺跡の埋没家屋は建物ではなく堰と考えざるを得ません。

これまでの調査では、「これは埋没家屋である」ということを前提に、その構造をどうにか説明しようと苦心してきました。実際21年度の調査でも当初はそのように考え調査を行っていましたが、「やはりどうもおかしい」ということで、考古学の研究者だけではなく、土木や建築の専門家の意見を聞いたり、全国の類例などを調査した結果、堰と判断することにいたりました。

ここからはしばらくこの堰の構造や機能について詳し

く説明します。

まず全体像から説明します。これは堰が見つかったときの状態です（６）。先ほども言いましたが、堰は幅４mから７m、深いところで60㎝の広さのわりには浅い水路の中に造られています。構造材の一つである丸木材は長さ２mから5.6m、直径５㎝から20㎝と様々な大きさのものがあり、水路の流れを遮る方向に横木として置かれています。先ほども言いましたが、この横木の上に直行する形で長さ１mほどの矢板を敷き並べています。この横木と矢板のセットが大きく分けて３段重なることにより、ある程度の高さを稼ぎ、水路をせき止めることができるような構造になっています。

これは堰を復元した図になります（９）。上の大きな図がやや下流側から斜めに見た図で、下の図は上の図の白い点線部分で２つに割った状態の断面構造になります。この断面図を見ますと３段構造であることがわかるかと思います。ちなみに３段構造の１番上の矢板の上には杉皮がのっていまして、その上にはさらに15㎝ほどの粘土がのっています。矢板は水路の底辺に緩やかな角度で挿し込まれているため、堰の高さは低く、水がスムーズに堰を越えていけるような構造になっています。あとで説明しますが、この堰は水路にやや斜めに設置されているため水が左岸側に集まりやすくなっています。また、この堰本体を支える形で、何本かの支持材、専門的には支保材というものがつっかえ棒的な形で何本か底面に挿し込まれています。

それでは杉皮の上にのる粘土から順番に下に向かって内部構造を見ていくことにします。

これが堰の杉皮の上にのる粘土です（10）。灰色と黒が混じった非常に粘り気の強い粘土です。杉皮がずれたり、浮き上がってくるのを防ぐためにのせられたと考えられますが、粘土自体にも水を遮断する効果があると考えられます。

これは先ほど見た杉皮を外した状態になります（11）。杉皮を取り除くと３段構造となる骨格がよく見えます。上から順番に３段目、２段目、１段目と呼ぶことにします。３段目とその上を覆う杉皮の間には、画面にありますとおり細い木の幹や、建物の部材を再利用したものが横木として置かれています。またこれらの上に、その横木に直行するような形で縦方向の板材がわずかながらあります。この部分については、本来、横木の上にのるはずの矢板や縦方向の板材がほとんどないため、何らかの事情により板材の設置を省略した可能性があります。この部分については、先ほどの断面図では省略していますが、杉皮と３段目の矢板の間にある3.5段目ともいえる部分になるかと思います。この3.5段目の遺材を取り除くと、３段目の矢板列がきれいに表れます。矢板の長さは１m前後、幅は15㎝から20㎝、厚さは２㎝前後です。ほとんどの材の端は鋭く加工されています。建築の専門家の分析によれば、ヨキという当時の斧によって加工されているそうです。矢板はかなり緩やかな角度で水路の底面に挿し込まれていますが、少しでも挿しやすくするために先端を尖らせたと考えられます。３段目の矢板を外すと３段目の矢板を受けていた横木と２段目以下の構造が見えてきます（12）。２段目の矢板は、写真のとおり３段目に比べ疎らになっています。この段階で堰の長さが少なくても7.4mに及ぶことがわかりました。ただし、この写真の青い円の部分の南側は、矢板が流されてしまっているようで、横木とわずかな矢板しかありませんでした。この堰の下流側からは、矢板などの遺材が出土していますので、堰の構造材が流失してしまったものと考えられます。本来、堰はもう少し長かった可能性があります。これは３段目の矢板を受けていた横木で、左の写真の楕円部分を取り上げて作業員さんに持ってもらったものです（13）。長さが5.6m、直径は20㎝ほどで横木の中では１番大きなものになります。先ほども見ましたが、これが２段目の矢板と横木を外した状態になります（14）。つまり１段目の構造になります。先ほどまでの写真とはまた90度違う方向から撮影したものです。先ほどの２段目よりは密に板材が並んでいるのがわかります。この１段目の構造にはちょっと変わった部分がありまして、まずはこの四角い点線の長方形の部分に丸木材に接するように板材が倒れていました。横に倒れた板材になります。またこの上の白い円の部分には厚い板材がありました。この厚い板材は、横に倒れた板材の下にも続いています。違う角度から撮影したものがこちらの左上の写真になります。左の写真は先ほどの写真ですが、この写真の青い点線部分の遺材、丸木材・横木・矢板を全て取り除くと右のような写真になります（15）。先ほど少し見えていた厚い板材は、垂直に近い角度で打ち込まれた太い矢板の先端部分が折れたものであることがわかりました。この水路の底面から下の部分については、そのままの状態でささっています。この堰を構成する材木の中で、このような急角度で打ち込まれている遺材はこの遺材以外にありません。堰の構造の基礎となる１段目の横木がずれないようにこの厚い矢板で止めたものと考えられます。堰の構造の要といえる矢板になります。長さが114㎝、幅20㎝、厚さ４㎝の大きさです。

模型を使ってこの重要な部分の状態を説明します（16）。

①は堰の部分模型ですが、②と④は、①の写真の赤い楕円の部分を拡大した模型になります。左側の写真①と②が太い矢板が折れる前の堰本来の状態になります。右側の③と④が折れた後の状態を示しています。解説しますと、先ほど見た厚い矢板が①と②の写真の矢印で示した部分になりますが、このように上下方向からの圧力が

加わっていたと考えられ、それによって④の写真のように先端が折れてしまいます。それと同時に、横木と矢板の間にかませていた板材も下流方向に倒れてしまった。その状態が③の状態といえます。この板材の役割ですが、太い矢板と横木の間にこの板材をかませることにより、より広い面で横木を受けることができるようになるので、横木のずれ防止に効果的だったのではないかと考えています。

ここまで堰の構造について細かく見てきましたが、小谷地遺跡の堰の特徴を挙げますと大きく２つあります(17)。

１つは、矢板の上に杉皮を被せ、さらに粘土で覆うという入念な漏水対策がみられるということです。

もう１つは、流れの方向に対して斜めに構築されているということです。これは斜め堰と呼ばれているもので、戦前の日本の代表的な取水堰の４分の１が斜め堰だったという報告もあります。流れに逆らわない設計のようです。小谷地遺跡ですが、写真にあるとおり斜め35度の位置に造られています。

ここで斜め堰ということにポイントをおいて、過去の調査で埋没家屋とされてきた２つの遺構の位置や広がりを確認します（18)。

埋没家屋とされてきた２つの遺構は、平成21年度の調査で見つかった堰が造られている水路の上流側直線上に位置します。さらに流れの方向に対して、やはり斜めに流れを遮るような方向に造られています。このことからも埋没家屋とされた２つの遺構は、21年度の調査で見つかった水路と同じ水路内に造られた斜め堰である可能性が極めて高いことがわかります。前回の調査地点と今回の調査地点の距離は70mから100mほどありますが、この間の部分にもこのような堰の存在が予測されます。

さてこの堰の機能や目的ですが、米作りに関係するものである可能性が極めて高いと考えられます（19)。まず水路の中からは馬鍬と呼ばれる馬を使った耕作、馬耕で使用された鍬が見つかっています。また水路内から採取したサンプルからは、米の種子や大量の稲の花粉、また水田雑草と呼ばれる雑草の花粉も大量に見つかっています。その他に調査区内からは、田下駄も何点か見つかっています。こういったものから当時、小谷地遺跡周辺では稲作が行われていたことは確実といえ、この水路と堰は稲作に伴う灌漑水路であったと考えられます。このほか、水路の中からは大量の土器や馬の歯、骨、モモやスモモの種子などが出土しており、それらは稲作に関連した祭祀に用いられた可能性が考えられます。雨乞いなどの祭祀に馬が捧げられたことは文献でも確認できますが、日本各地の発掘調査事例においても明らかとなっています。過去に行われた小谷地遺跡の調査でも動物の骨の中では馬の骨が卓越する状況にあります。

以上により、この堰と水路は稲作用の灌漑水路であることがわかりました。これは先ほども見た図(９)ですが、この稲作用の灌漑水路の水は斜め堰によって左岸側に導かれ、あふれだした水が田へと注ぎ込まれる、そういう仕組みになっていたと考えられます。

ここまで見てきた水路は、その幅の広さから川ではないのかと思われる方も多いかと思いますが、川とは認められない根拠がいくつかあります。

まず１点目は、堰を川に造ると舟が使えなくなるという点です。これは実際、堰を造っても舟が使える場合はありますが、小谷地遺跡のような堰を連続して水路に設けた場合、舟は使えなくなると考えられます。低湿地において舟は重要な交通手段として利用されていたのではないかと考えられます。

２点目は、川でこのような堰を維持することは難しいのではないかという点です。大雨などで勢いが増す場合が多々ある川で、このような堅固とはいえない堰を造ってもすぐに流されてしまい、水田へ安定的に水を供給することは維持できないのではないかと考えます。

この２点目を受けての３点目となりますが、この堰の保存状態の良さ、これは取水量を調整できる水路だったことを物語っているのではないかと考えます。

こういった点から、堰が造られている流路は川などから取水した水路ということができます。灌漑の全体像を想定すると、川に設置された取水堰（頭首工）のようなものから用水が人工水路へと流れ、それで斜め堰によって水田へと水が供給されるといった流れになるかと思います。これを先ほどの図で説明しますと、遺跡周辺は南西から北東方向に向かって地形が低くなっています。耕地整理前にあった河川もご覧のとおり蛇行しながらおおむね北東方向に向かって流れています。この川に設けられた頭首工から水を引き込んだ人工水路も、川との距離を保ちながら同じような方向に伸びていたのではないかと考えられます（20)。

今から50年前の流路と1,200年前の流路は同じではないと思いますが、地形を考えると大体同じようなところを流れていたのではないかと考えられます。図に示した取水口、水路の想定ラインなども全体的なものではなく、おおよその位置と捉えていただきたいと思います。

ここからは人工水路の特徴を見ていきたいと思います。

県内のほかの遺跡の古代水田に伴う水路の断面形を比較してみます（21)。この断面形は水をせき止める方向に水路を切った状態の形になります。左側が小谷地遺跡のものです。真ん中が由利本荘市の横山遺跡で、９世紀前葉から10世紀前葉のものです。右側がこの会場の近く、大仙市の半在家遺跡で、９世紀の終わり頃から10世紀半ばのものになります。縮尺はみな同じになっています。

横山遺跡、半在家遺跡の２つの遺跡の水路に比べ、小谷地遺跡の水路が広く浅いことがわかるかと思います。小谷地遺跡の平成21年度の調査では、この水路以外に水路跡や溝跡は見つかっていません。そのため、この大きな水路から直接掛け流しの状態で田へ水が供給されていたと考えられます。

ここで小谷地遺跡の幅が広く浅い水路と、堰の構造から浮かび上がるある機能について説明します（22）。

幅のわりに浅いこと、これは温水路といわれる水温上昇施設に似た構造を持っているといえます。秋田県では、にかほ市の温水路群が有名です。この温水路群は水田に供給するための水を温めるものです。鳥海山麓から流れ出る冷たい水を浅く幅の広い水路に通すことによって水面積を広げ、また写真にありますとおり、水路内に階段上の落差工を多数設けることによって流れを遅くし、水に太陽光をじっくり当てさせ水温の上昇を図ったものです。この水路群は昭和２年から造られ始めたようですが、水路の建設によって米の収量が平地並みに上がったようです。この水路群は、あくまで鳥海山という高い山から流れ出る冷たい水を温めるためのものであって、近くに高い山のない小谷地遺跡周辺で水を温める必要があるのかという疑問もあるかと思いますが、実は寒風山からの伏流水や周辺の山からの沢水など、川の水温が低かったと推測できる要因があります。寒風山の湧水としては、男鹿市の水道水にもなっている滝の頭湧水が有名で水量もほかの湧水を圧倒していますが、小谷地遺跡の北西１㎞にも岩清水という湧水があります。大きな岩の下から冷たい水が滾々と湧き出ていますが、以前に比べ水量が減ったようです。坊さんが岩に蛇を封じ込めたという伝説も残る場所です。春、夏にここに手を入れますとかなり冷たく感じられます。ここの水温を計測したところ年中一定で10.5℃であることがわかりました。ここから出る水は、今は沢の下にある立派なため池へと流れ込んでいますが、ため池ができる前は直接川に流れ込んでいたと考えられます。この水を直接田へ供給していたわけではありませんが、稲の苗の活着の限界温度というのが12℃から13℃、最適温度が25℃から30℃といわれていることを考えるとかなり低い温度といえます。湧水や周辺の山の沢水などを集めた川は低温だったと考えられ、少しでも米の収量を上げるため、また発育障害や収量低下を避けるため水温を上げる必要があり、水温上昇効果を期待した灌漑水路が造られた可能性があります。

では、冷たい水を温める技術の発生はいつ頃からあるのかというと、古墳時代には冷たい井戸水を温めてから水田に流す技術が確立されていることがわかっています。それは「溜井（ためい）」と「温（ぬる）め」による灌漑になります。溜井というのは、水田灌漑を目的に掘られた井戸です。特徴として、井戸水なので冷たい水が湧出します。温めというのは、溜井の冷たい水を温める場所です。溜井からの水を浅い水路や小さな池に導き、そこに溜め置き、水温を上昇させる施設になります。温めは、太陽熱による水温上昇効果を高めるために浅く造られているのが一般的です。冷水による発育障害や収量不足を避けるために、溜井の冷水を温めで温めてから水田へと水を供給する流れとなります。この溜井や温めは、当時の上野国、今の群馬県で多く発見されています。溜井のみ発見される場合と、溜井と温めがセットで発見される場合があります。温めがない場合でも冷え掘という長く浅い水路を経由することにより、水を温めてから田へ注ぐ例もあります。この冷え掘は、冷たい水をそのまま田んぼの水口に入れないようにするための水口迂回路のようなものといえます。

溜井と温めがどういうものか見たいと思います（23）。これは群馬県の前橋市にある二之宮谷地遺跡という遺跡で、奈良時代の遺構になります。右の写真の赤線で囲んだ踏み台のような形をした部分、これが温めになります。深さは20㎝から40㎝ほどのようです。この沢頭の方には溜井があり、そこから導水路によって温めに水が引き込まれる構造になっています。そして温めからあふれだした水が掛け流しの状態で下の水田に供給されていたと想定されます。先ほどの写真を図にしたものになります（23）。図の左側に２つの溜井がありますが、これにはわずかな時期差があるかもしれませんが、いずれも温めに導水されています。溜井は直径が６ｍから８ｍ、深さが60㎝の比較的浅い穴の中の中央部に直径2.5m、深さ２ｍの大きさの井戸、湧水部分があります。下に３本の断面図があります。これは温めの断面図になりますが、底面はほぼ平らで浅いことがわかります。群馬県内では主に河川に恵まれない地域で溜井が多く見つかっているようで、溜井を掘削し、溜井からの灌漑により農地を拡大していったと考えられています。

先ほど小谷地遺跡で見つかった水路の水源は川の可能性が高いと言いましたが、小谷地遺跡周辺の地名には腋本など湧水や井戸の存在をうかがわせる地名があります。また、夏場の水量不足を補う手段としても溜井は有効と考えられます。こういった溜井農耕の事例を考えますと、川のほかに溜井などからの取水もプラスされていた可能性が考えられます。

以上、堰と水路について説明しましたが、ここで21年度の調査で出土した遺物を紹介します。今回の調査では、木製品のほかに様々な遺物が出土しています。

まずは須恵器という土器です。窯で高い温度で焼かれた硬い土器ですが、小谷地遺跡からは秋田城で出土するものと同じもの、つまり秋田城に供給するために焼かれたとみられる新城窯跡群産の土器や、横手の富ヶ沢窯跡群産の土器が出土しています。このほかに墨で文字の書

かれた墨書土器も20点出土しています。

次は丸鞆です。丸鞆は役人が腰に巻く銙帯というベルトに付けた装飾品になります。この丸鞆は銅製です。役人との関連をうかがわせる遺物といえます。

このほか水路からは古代の木製鐙が出土しました。鐙は馬に乗った際に足を乗せる部分になります。古代の木製鐙の出土は全国でも20点足らずで大変貴重なものです。傾向としては、郡家と呼ばれる郡の役所や有力者の邸宅などから出土することが多いようです。この木製の鐙は、八郎潟対岸の五城目町にある中谷地遺跡でも２点見つかっています。

小谷地遺跡の過去の調査では、160点もの墨書土器が出土し、その文字の内容から秋田城などの国家機関との関連が指摘されています。今回の調査でも須恵器、丸鞆、鐙などから国家機関との関連がうかがえます。

それでは21年度の調査成果をまとめたいと思います。

今回の調査の一番大きな成果は、埋没家屋と考えられてきたものが堰であることがわかったことです。これにより、集落の中心部は別の場所にあるということがわかりました。

これらに加えてもう１つ、男鹿において９世紀の初めの段階で、大規模な灌漑施設を伴う本格的な水田開発が行われていたということが明らかとなりました。これまで埋没家屋と誤認されてきたことには事情があります。それは過去４回の調査は悪条件の中で、しかもかなり狭い範囲を４回に分けて調査したため、一度に広い範囲の様子を見ることができませんでした。そのため、水の流れの中に埋没家屋とされた遺構があることに気付くことができなかったと考えられます。しかしながら当時の関係者は悪条件の中で、緻密で客観的な調査記録を残しています。それがあったからこそ、今回明らかになった堰との比較や検討が可能になり、新たな事実が浮かび上がってきたといえます。

最後に今後の課題を挙げます（24）。

１つ目は、水路の続きの部分です。この部分には同様な堰が眠っている可能性が高く、部材、木製品、土器などの大量の遺物が保存されていると考えられます。木製品や土器の中には文字が書かれているものもあるため、重要な文字資料が保存されている可能性があります。

２つ目は、水田と灌漑の全体像の確認になります。今回の調査は、埋没家屋を前提にした調査、調査工程で行っていたため、限られた期間内で水田の検出に時間をさくといった調査はできませんでした。これらの水路によって灌漑された水田の形態や広がり、川からの取水口の位置や形態などが注目されます。

３つ目は、集落の中心部の位置ですが、より標高の高い地盤の安定したところにあると考えられます。現在、飯ノ森郷が形成されている部分や、隣接する小さな山などに集落が形成されていた可能性が考えられます。そしてその集落は、後に日本三代実録にみられる腋本村の中心部である可能性が高いといえます。遺跡近くを流れていた川の下流部分、これは、現在は水路化され当初の流路は確認できませんが、現在の八郎潟に注ぐ小深見川に相当すると考えられます。そのため、八郎潟からこの川を遡った位置にある小谷地遺跡は、男鹿半島の東の入口とも成り得る場所にあたり、男鹿半島開拓の拠点にふさわしい場所にあるといえます。このほか、小谷地遺跡周辺は、男鹿半島では最大規模の沖積地が広がり、大規模な水田開発が可能だったこと、人々の暮らしに欠かせない飲料水や生活用水に恵まれていることなども開拓の拠点にふさわしい条件といえます。この集落の中心部には、開拓拠点となる施設や建物が存在した可能性があります。

最後に４つ目ですが、八郎潟対岸の同時代の遺跡との比較になります。八郎潟の対岸の五城目町大川地区には、秋田郡家の擬定地である石崎遺跡があります。また石崎遺跡の近くには、祭祀具・農耕具などが多数出土した中谷地遺跡があります。近年の文献史学分野の研究では、郡のトップクラスの役人である郡司が大量の農具をお寺に寄進したという記録や、郡家から大量の農具の未成品が出土した例、郡家近くの遺跡から大量の農具が確認された、そういった発掘調査成果などから古代における水田開発は郡家を中心に行われてきたのではないかという見方が広まってきております。このような文献史学側からの指摘も踏まえ、石崎遺跡や中谷地遺跡をはじめとする対岸の遺跡との比較が、出羽北部の開拓の実態を知る上で重要と考えられます。小谷地遺跡周辺の様子をより深く理解するためには、以上の４点の解明が必要と考えます。小谷地遺跡の埋没家屋は幻になってしまいましたが、小谷地遺跡が今後とも重要な遺跡であることには全く変わりありません。これで報告を終わります。

小谷地遺跡について
・古代の埋没家屋が見つかったことで有名
・弥生時代から中世にかけての遺跡（主体は古代）
小谷地遺跡
船川
男鹿市
秋田市
小谷地遺跡の位置
北秋田市胡桃館遺跡
の埋没家屋

（1）

過去の調査の様子
水路
水路

（2）

調査区の位置関係
本山
寒風山
過去の調査区
大排水路
70m
21年度調査区

（3）

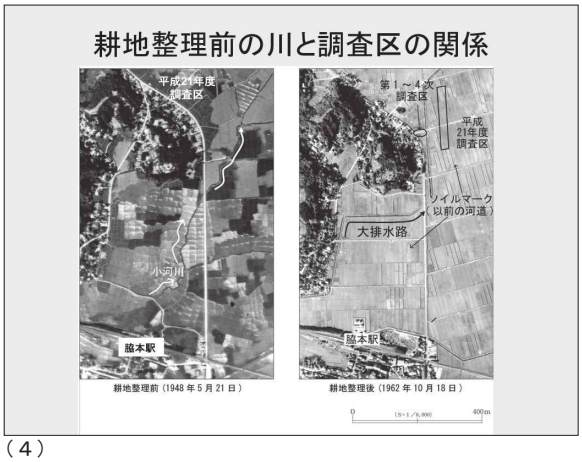
耕地整理前の川と調査区の関係
平成21年度
調査区
小河川
脇本駅
耕地整理前（1948年5月21日）
第1～4次
調査区
平成
21年度
調査区
ソイルマーク
（以前の河道）
大排水路
脇本駅
耕地整理後（1962年10月18日）

（4）

21年度調査で検出した主な遺構
堰
足場状遺構
掘立柱建物跡
4. 5m
3. 2m
水路跡

（5）

平成21年度調査の大きな発見
矢板
丸木材
（横木）
杉皮

（6）

一番下の構造（1段目）
丸木材
（横木）
矢板
流れの方向
横木＋矢板の基本構造

（7）

過去の調査（埋没家屋）
21年度の調査（堰）
矢板
横木

（8）

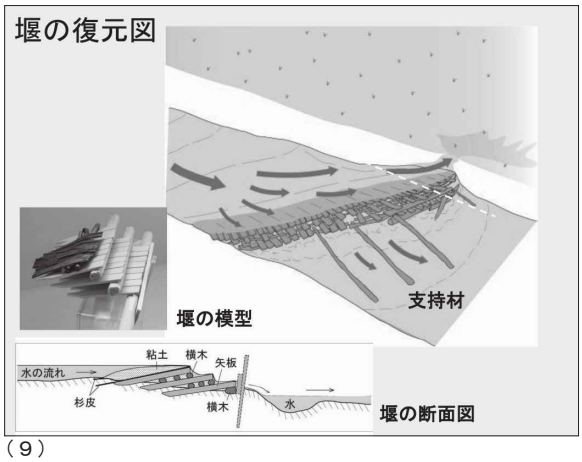

（９）

（10）

（11）

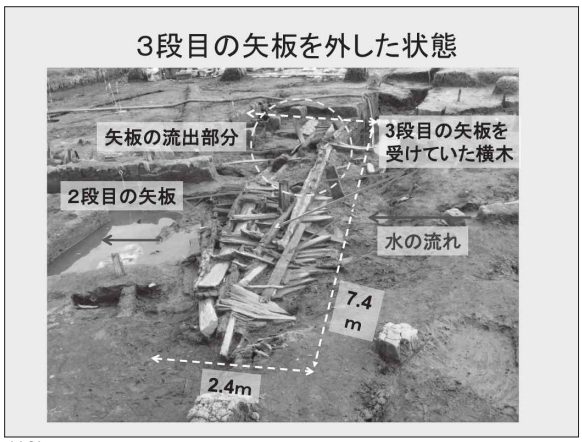

（12）

（13）

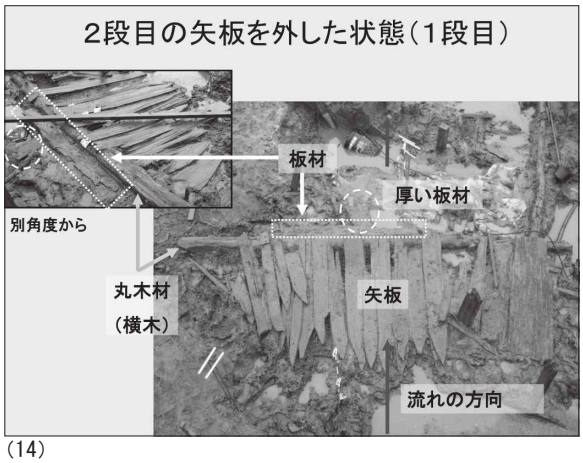

（14）

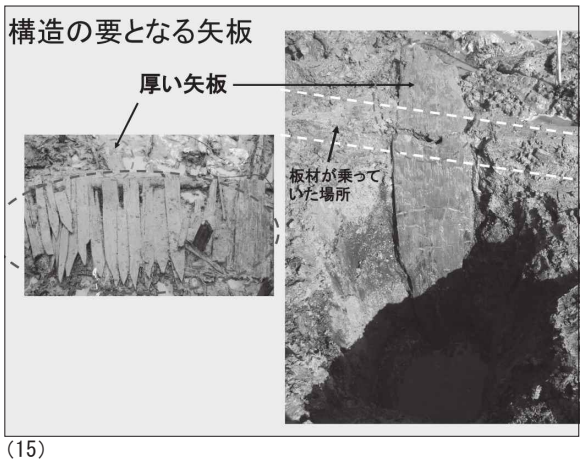

（15）

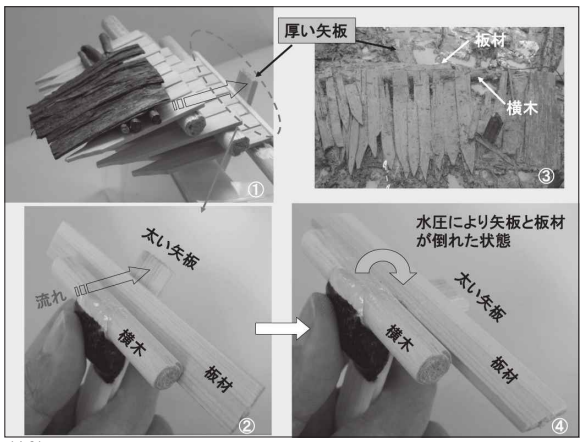

（16）

小谷地遺跡の堰の特徴

- 矢板列の上に杉皮を被せ、さらに粘土で覆う
  入念な漏水対策
- 流れの方向に対して斜めに構築

「斜め堰」とよばれるもの

水路と堰の位置関係

(17)

流路の推定ライン

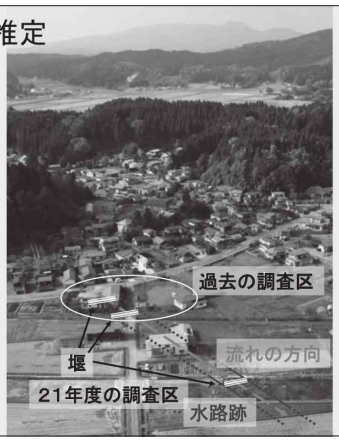

南西から北東方向に流れる

(18)

稲作灌漑水路を裏付けるもの

農具：　馬鍬、田下駄
種子・花粉：　稲、水田雑草（オモダカ、ミズアオイなど）

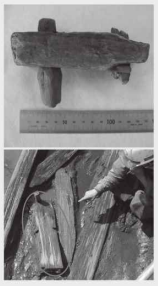

馬鍬

稲

オモダカ

田下駄　　ミズアオイ

(19)

水路と川の関係

画面上が北

耕地整理前（1948年5月21日）

(20)

水路の特徴

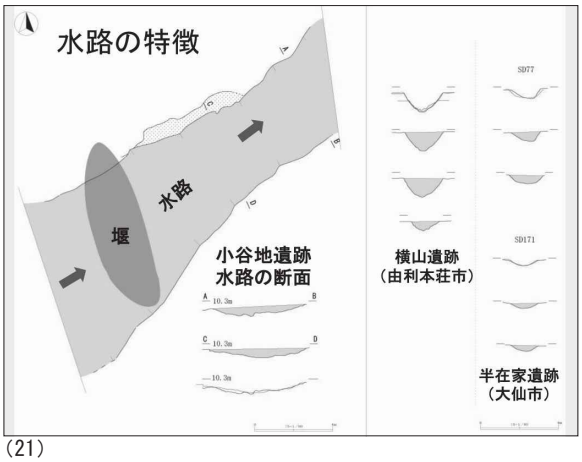

(21)

水路と堰の特性
ー水温上昇効果ー

幅広く・浅い水路
（通常の稲作水路と形態が異なる）
↓
温水路と呼ばれる施設に類似

冷たい川の水
・寒風山の湧水
・近辺の山からの沢水

にかほ市の温水路
（上郷の温水路群小滝温水路）

(22)

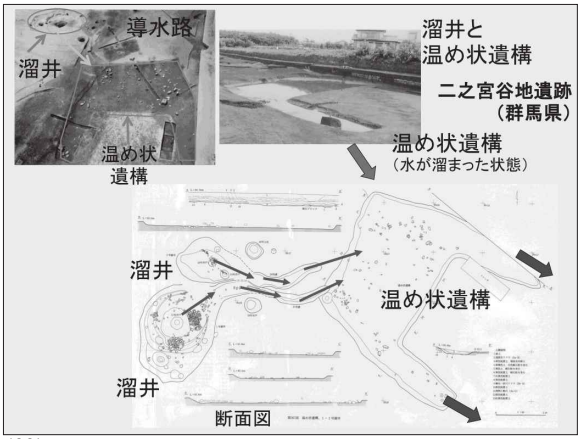

(23)

まとめ　今後の課題

①水路の続きの部分　②水田と灌漑の全体像
③集落の中心部　④対岸の遺跡との比較

小谷地遺跡周辺の様子

(24)

演題「五所川原市十三盛遺跡の発掘調査について」

藤原弘明[*2]

五所川原市教育委員会の藤原と申します。今日は小谷地遺跡と似た性格の低湿地遺跡である、五所川原市十三盛遺跡の発掘調査について説明させていただきたいと思います（25）。

十三盛遺跡の調査原因は、正式名称一般国道101号五所川原西バイパス建設事業、通称津軽道と呼ばれている道路建設に伴う発掘調査で、調査期間は、平成20年度に県の教育委員会がまず一部を発掘調査して、五所川原市では平成21年度・22年度の２カ年に渡り発掘調査を実施しております。

調査面積は全体でおよそ17,100㎡ですが、そのうち五所川原市では10,200㎡を２カ年に渡って発掘調査しております（26）。

最近は立ちねぶたでも有名になってきている五所川原市は、津軽平野の西北部に位置しております。遺跡はちょうど五所川原市街地の北約２㎞のところに広がる水田の標高約５、６ｍほどの低地帯に位置しております。

立地場所は、岩木川と十川に挟まれた中洲上のところに遺跡が所在しております。

遺跡の位置図ですが、１番に当たる部分が十三盛遺跡です。東側の青いところが十川で、西側の広い川が岩木川となっており、その両河川に挟まれた低湿地帯に位置しております。３番の石上神社遺跡、４番の久米川遺跡、５番の松枝遺跡と同時期の低湿地遺跡が周辺に所在しております（27）。

遺跡を西側に見た景観です（25）。青森で有名な岩木山が望める平野に位置しております。手前が先ほど地図で見た十川、奥側に岩木川が所在しております。十三盛遺跡はここに位置しております。逆に東側から景観を見ると、馬ノ神山と梵殊山、さらに奥には、有名な八甲田連峰の山並みが存在しております。

遺構の形成ですが、文化層が２枚確認されまして、上層では近世以降から現代の水田・水路跡が検出されています。津軽平野の新田開発ですが、17世紀後半に津軽藩が主体となり新田開発に取り組み現在に至っております。

出土遺物としては陶磁器片や近世の下駄、お椀、現在のものですが、護岸工事等のコンクリートの廃材などが出土しております。

メインとなるのが下層の遺構で、平安時代の集落跡が検出され、時期は10世紀の第２四半期に降下したと言われている白頭山苫小牧火山灰が堆積している自然流路を切る形で遺構が形成されておりますので、10世紀中葉以降から11世紀前半頃のムラと考えております。

特徴としては、集落の中心部を区画するように、南東方向に開口部を有するコの字状の柵列が巡ります。個々の住居跡に関しては、同じく南東方向に開口部を有する外周溝に囲まれた住居跡が多く見られます。それとはまた別に、大規模な掘立柱建物跡が確認されております。さらに集落全体を囲むように大規模な溝が、東西方向に向かって検出されております。

主な遺構としては、県の方は含まず、五所川原市の概数で、掘立柱建物跡が28棟、竪穴住居跡は圃場整備によって掘削されていて明確なプランで出土したものがほとんどない状況で、それに伴う柱穴がおよそ2,000基以上出土しております。主に建物や集落内を区画する溝跡が192条、土坑が41基、井戸跡が19基、柵列が16条検出されております。かなり短期間に遺構の作り直しが頻繁に行われています。平成21年度の調査区は、このように調査区全体に渡ってほぼ溝が走っていて、コの字型の溝跡が並ぶ状況です。集落の中心部はおそらく調査区の南側になると思います。左側が県の21年度の調査区で、右斜め上方に延びる溝が集落を区画する大溝となっており、おそらく集落全体を囲む溝ではないかと考えております（28）。

22年度の調査区です（29）。写真の状況で本来へこんでいる部分が盛り上がっているように見えますが、写真右下から中央へとのびる集落を区画する溝、右端が県の発掘調査区ですが、ここにも集落を区画する大溝が検出されております。

柵列跡です（30）。幅20㎝くらいの小さな溝を掘り下げて、その中に柱を何本も埋め込むような形状となっております。この柵列ですが、南東方向に開口部があり、北西部に面して柵列があるということから、防御という目的ではなく、冬場の防雪柵のような機能を有していたのではないかと考えております。

続きまして住居跡です（31）。全体で３軒しか検出されていませんが、壁溝が一部残存している竪穴住居跡が検出されております。ただこの竪穴住居跡に関しても、カマドの痕跡というのが削平によって見えなくなっている状況です。

掘立柱建物跡です（32）。こういった外周溝を巡る中に３間、６間の長方形の大型の建物跡、あとそれを切るように２間、４間のほぼ同形の掘立柱建物跡などが検出されております。ほかにも多数検出されていますが、代表的なものを上げておきました。

22年度の調査区におきましても、４間、３間の掘立柱建物跡が検出されております。

集落を囲む溝です（33）。幅２ｍ深さ約１ｍの大溝がこの場合ですと住居を切っていますが、集落の端に検出されております。

住居跡を囲む溝跡として隅丸の方形のものや、複数の

＊２五所川原市教育委員会社会教育課文化財保護係長

溝がセットになってちょうど楕円形になっている溝跡もありますが、一番代表的なものが南東方向に開口部を有するコの字型の溝跡が検出されています（34）。

溝跡の中には、やはり低湿地なのか植物遺体層が底面から検出されており、木の樹皮の部分が炭化した状態で検出された溝跡もありました。

柱穴に関しましては地盤自体が軟弱地盤なため、柱穴の底に柱が沈み込まないように板を敷いているものも何点か見られました。

井戸跡ですが、ほとんどの井戸が取り壊されており、これは唯一底の井戸側横木が検出された例です（35左上）。ここに建っているのが井戸側の柱材だと考えております。こちらも壊されていますが、井戸側横木と思います（35左上）。井戸の大きさ自体は、だいたい幅１ｍから1.5mの大きさのものです。これは、横木を上に組む形で井戸側として構成されております（35右上）。下の方が見づらいですが、枠材が上下２カ所ありまして、それに縦板を構成する形になっております（35下）。掘り方自体もほかの井戸と違って上からまっすぐ方形に掘られているものと、井戸の構成が古代だと横木を組んで上に上げていくものが多いのに対して、これは横木を縦木に挿す形で井戸を造っているという点から考えて、おそらく古代ではなく近世の水田耕作時の井戸跡の可能性も考えられます。

集落形成以前の地層ですが、洪水層によって堆積された砂層の上に古代の遺構が検出されており、その砂層自体の年代が奈良時代の７世紀とか８世紀代の堆積層と地質学の先生がおっしゃっていますので、それ以前の層というのはいわゆる小谷地遺跡の水田の下にあるような泥炭層でして、ちょうど洪水時になぎ倒された木の跡や上の部分が飛ばされている根株の跡等が確認されました。

県で調べていますが、ここの堆積層がだいたい縄文時代の晩期に相当すると考えております（36）。小谷地遺跡と同様に降雨後に発掘調査区を見ますと、ほとんどプール状況になっており、水を汲むのにまず丸一日費やすといったような発掘現場でした。

続きまして、出土遺物の説明に入ります。遺物の出土量は、土器が400箱、石器、砥石がほとんどですが20箱、木製遺物2,000点以上、動植物遺体、小谷地遺跡でも見られた、馬の歯などが検出されています。植物遺体としてはクルミ、オニグルミ、トチの実などが検出されております。土壌分析資料として３箱となっております。

出土した土師器を見ていただければわかりますが、１番が皿で、２番から６番が皿と椀の中間の皿型の土師器、７番から９番が椀となっております。２番・３番・４番で見られますが、墨書の土器も数点出土しております。小谷地遺跡の墨書土器というのは、ほとんど文字として認識できるものですが、青森になりますと、実際書いている人が文字を知っていたのかどうかよくわかりませんが、２番は上の部分に「有」と書いてあるのがわかりますが、下の方は何と書いているのか見当がつきません。４番は、一応「大日安」と読むことができます。また、ヘラ記号を有する土師器が出土しており、５番・７番は同一の遺構で出土していまして、同じようなヘラ記号ということから同一の工人、ないしは同一の人物へともたらされた土師器ではないかと考えております。

土師器の坏に関してはほとんどがロクロ成形を特徴としまして、このロクロの段というのが深くなっており、ロクロの水挽きをする際に強く指の跡を残す技法が取られております。少ないですが、８番のように手捏ねの非ロクロの土師器も出土しております。これは削り技法によって成形されております（37）。ミニチュアですが、大体５㎝前後となっております。１番・２番のようなミニチュアの壺、他に類例があれば教えていただきたいですが、３番・４番のような器台の上に椀が乗るような、それが一体となって作られているといった珍しい土器や、５番も上の部分だけ見れば耳皿ですが、耳皿の下にまた器台状のものが付くといった土器が出土しております。６番・７番の実高台、８番の中空の高台を有する土器も出土しています（38）。

青森県の10世紀中葉以降に特徴的な把手付土器も数多く出土しております（39左上）。１番は下の部分が切られており、下側部分だけ色が違いますので甑・蒸し器として使用されていたものと考えております（39右上）。大型の土師器として長胴甕が出土しております。長胴甕のほかにはほとんど出土していませんが、球胴甕が何点か出土しております（39左下）。

擦文土器ですが、胎土分析の結果、ほとんど地元の粘土で作られておりますので、北海道から来た人が地元の粘土を使って作っているのか、地元の人間が北海道由来の擦文土器の技法を真似て作っているか不明ですが、こういった北海道系の土器も少数ですが出土しております（39右下）。

須恵器は１番がミニチュア、３番・４番・５番は長頸壺となっております。４番は五所川原の須恵器に特徴的な菊花状のケズリが見られます。６番・７番に見られる中甕や２番の鉢、８番の大甕といったような須恵器が出土しており、すべて五所川原の須恵器となっております。時期的には10世紀の中葉以降から第３四半期にかけて製作されていた前田野目系の須恵器であり、年代的にも十三盛遺跡と整合性がとれるのではないかと考えております（40）。

遺構は確認されませんでしたが、鍛冶の道具、いわゆる空気を送ってカマド内の温度を上げるための送風管として使用された鞴の羽口がこのように数点出土しております（41左上）。

内水面漁労に使われたと思われる網の錘、土錘も数多く出土しております（41右上）。市側の調査だけでも150点ぐらい土錘が出土しており、やはり内水面漁労も盛んに行われていたことがうかがえます。

アクセサリーとして土玉も検出されております（41下）。

ほとんどの出土遺物が溝跡からの出土遺物となっており、坏に関しては、ほとんど一個体のままで出てくるものが多く、破損したから廃棄したというような状況ではなく、何回か使用したらそのままもう廃棄しているような状況です。

木製遺物は、まず代表的な種類として家屋や井戸枠などの構造部材、箸・焼き串といった食事具、容器では挽物、ロクロで挽いたもの、ノミや何かで刳り抜いた刳物、秋田で有名ですが曲げわっぱのような曲物、服飾具では下駄、農工具では鍬、漁労具ではヤス、紡織具では紡錘車、あと馬形・鳥形などの祭祀具が出土しております（42左）。ただ祭祀具自体はほとんど少なく、メインとなっているのはやはり生活に準拠した道具類です。

木製遺物の全体的な傾向は、大型の丸木材がほとんど出土していませんので、おそらく持ち込まれた物は、まず大型のものから板材や丸木材を一次加工した製材が持ち込まれております。８割から９割が製品ではなく木材加工時に出た端材や残材等となっております。ですから、集落内で生産された木製品の大半が、ほかの集落へと移動している可能性も考えられます。先程申しましたように集落内では１、２割が製品、しかも実用品や日用品が多いという点が上げられます。また木製品の大半がヒバ材となっております（42右）。

続きまして、木製品の説明に入ります。まず構造部材として、先ほど井戸の方でも見ましたが（35）、井戸側横木が出土しております。樹種はアスナロで芯持ちの丸木材を使用しており、それぞれ出ホゾとホゾ穴を切って組んでいる形となっております。

容器の挽物です（43左上）。こちらは柿渋の下地を塗った後に黒漆などが施されているもので、１番の樹種はトチノキとなっております。この遺跡で作られた製品や端材・残材がほとんどアスナロですので、こういった別の樹種の椀というのは、やはりほかの場所で作られてこちらに持ち込まれた物と考えております。２番の樹種はアスナロ（ヒバ）になります。ヒバ材である点と、全体として完成されていないもので、ロクロの挽目がまだしっかり残っており、身の部分も厚いものですから、おそらくロクロで挽いている途中で割れて溝跡内に廃棄された未成品であると考えております。

次の木製品です（43右上）。こちらが灯明皿を受ける受け皿の部分となっております。こちらがその灯明台の下の部分の台の部分となっております。ただ、それをつなぐ柱の部分というのが検出されておりません。この灯明台というのが首都大学東京教授の山田先生に言わせれば「東北というか関東以北ではまだ出土例がなく、十三盛で初めて見た」とおっしゃっていましたので、結構貴重な資料ではないかと考えております。刳物ですが、どちらも升形の刳物となっております。こちらは長方形の刳物で、宮城県の多賀城でこれと似たような刳物が出ており、「もしかしたら、建築の際にここに水を入れて水平を図るための水準器ではないか」と山田先生は話しておりました（43左下）。

曲物です（43右下）。１番が小型の曲物、大体直径20㎝前後となっております。こちらが大型の曲物で、大体長さ60㎝前後、隅丸長方形の曲物の底板が半分に割れた状態で出土しました。

次に服飾具の下駄になります（44）。十三盛の下駄の特徴は、隅丸の小判型と言ったらいいでしょうか、そのような形態で鼻緒のつく前壺はどちらかに偏り、今の下駄のように中心部ではなく足の親指の方向に偏っている下駄です。４番を見ればよく残っていますが、壺の部分はほとんどノミで真四角にあけています。１番などは使用で丸くなっています。小型の下駄に関しては、キリなどで開けている下駄も存在します。歯の形態は、縦断面でハの字状の形態、横断面でもハの字状の形態をとる形をしております。大型の下駄に関しては、ほとんど歯が擦り減った状態、結構酷使された状態で出土しております。４番は多分後ろの部分がどうなったのかわからないですが、裁ち落した形で使用しております。小型の物に関しては、ほとんど歯が残っている状況です。少し写真では見づらいですが、２番の後壺付近に所有者の持ち物が誰のものであるかを示した記号が付けられております。３番も同様の場所に三角状に記号が付けられております。

続きまして、漁労具として１番のヤスの先端部分が出土しております。編具として、これは若い人はあまりわからないと思いますが、２番は木から糸を作る繊維を取るために使う苧引き金の一部です。刃を装着する部分がちょっと欠けています。３番は糸を紡ぐために使う紡錘車の紡輪です。４・５番は、今もご高齢の方ならご存知かと思いますが、コモヅチで、コモ編具に使われる編おもりが出土しております。左右均等なものと少し左右均等ではない形をした２類型のものが出土しております。６番は機織りに使用されたと考えられる道具です。７番は布を巻くための布巻具です。工具として８番は鉈（やりがんな）の柄となっております。ちょうどこの右側部分、柄の部分が二つに割れておりまして、ここにの鉈の刃を入れる穴が確認されております。９番は唯一出てきた農工具で、鍬先の一部分です。鍬の部分の残っているところが破損してこの部分だけ出土しております（45）。

続きまして、発火具です。これは縄文時代から続くような、この部分に棒を入れてくるくる回して火を付ける、発火具の火鑽臼と火鑽杵がセットで出土しております。３番は不明ですが、おそらく何かの把手のようなものと考えております。４番も本来U字状の形で、これが何らかの蓋ないしは容器の把手部分と考えております。５番は先端が細くとがっておりますので、ヘラ状の工具となります。６番は今でもありますが、木製の杓子です。７番が箸になります。小谷地遺跡で出土している箸だとほとんど削り面はしっかり残っているのに対して、五所川原の十三盛で出土した箸に関しては、先端部分は削った痕跡が確認されていますが、手に持つ部分に関しては、今でも割り箸を裂いて持つ時にささくれが起きないよう削る人もいると思いますが、そういった形で使用する前に手に握る部分に対しては丁寧に磨いております。８番は間隔を空けて、黒く炭化しておりますが、おそらくこの部分に例えば団子など何らかのものを刺して火に近づけて焼いていた焼き串と考えております。９番は、曲物の留め具として利用するために、あらかじめ樹皮の部分をくるくる巻いてある樹皮巻で、多数出土しております(46)。

最後に祭祀具です(47)。１番のように先端部分に宝珠状の加工を施したような、有頭串と分類しましたが、この串を数本並べて、おそらく結界として使用していたのではないかと考えています。２番・３番は非常に小型で、10㎝から15㎝ぐらいですが、斎串で、側面に切り込みの痕跡が見られます。４番・５番も山形の斎串としております。９番、一応これは足なのか、こちらが頭なのかと考えていますが、人形として形代の一つと考えております。６番はよくわかりますが、ここにとさか状の痕跡がついています。目の部分が黒く塗られており、鳥形としています。７番も鳥か馬か判別しませんが、このような形代となっております。８番はちょうど前で手を合わせるような形で、なんとも憂いに満ちた顔をしていますが、人形が出土しております。10番は最終かどうかはわかりませんが、ここにのこぎり状の刻み痕跡が付いたものが出土しております。何に使用したか、用途不明製品となっております。11番ですが、当初祭祀具としていましたが、ここには紐で巻くための穴が開けられていて、中は箱型に刳り抜かれていて、なおかつ箱型の部分を板で釘止めした状態で出土しています。何かを入れてそれをそのまま木で留めて塞いでいるような状況となっております。舟形の容器としております。12番は十三盛遺跡で唯一発見された木簡です。こういった斎串もしくは付札かもしれませんが、それを転用しています。肉眼で見える文字が３字確認されております。唯一判読できるのが１巻・２巻の「巻」という字です。２番目の文字は、奈文研の人に言わせれば、師匠の「師」ではないかと、全体で「巻師」と言う形で読めるのではないかとおっしゃっておりました。

要約です(48)。十三盛遺跡は、10世紀後半から11世紀前半の溝に囲まれた集落です。遺構・遺物は調査面積に比べればかなり豊富で、先ほど写真でご覧なったと思いますが、ほとんど調査区全般に遺構が密集するように豊富で、さらに溝跡内からは遺物が多量に出土しております。今まで青森県で低湿地の遺跡はほとんど調査されていませんが、木製品出土量は本県で過去最高の出土量となっております。しかも保存状況が大変よくほとんど腐らずに残っております。

ここまで大量の木製品が出土しているということで、なお且つ、木製品を作る際に出てきている端材・残材の量は多いことから、木工技術を知る上で貴重な資料の充実ができたと考えております。

集落の主な生業は、鍬といった農工具、これしかありませんが、鍬の出土から農業、土錘・網おもりが結構出ておりますので、そうしたことから漁業、それにプラスして木材の加工です。半農半工のような生業形態をとっていると考えております。

このような木工技術をもたらしたのは、おそらく秋田県から技術が入ってきていると考えられます。もしかしたら大半の人は蝦夷というか、昔から青森に土着している人々かもしれませんが、その中でやはり律令制の支配が及ぶ秋田県から入って来た人々が、五所川原の地に移住してこうした技術、文化をもたらしていると考えております。このような平安の集落が営まれた上に、江戸時代以降開墾された水田が現在まで営まれていったというような状況が見られます。

平安の集落が営まれた直後ですが、酸素がほとんど入らない状況で堆積したと考えられる水没した地層が、この平安の文化層の上に堆積していますので、江戸時代まではほとんど人が住めないような常に水が張っていたような状況と考えております。

最後に今後の課題です(48)。出土した木製品は全体の１、２割で、ほとんど加工の際に生じる端材・残材です。その端材・残材は、90％以上ヒバ材ですので、木製品の製作を行っていたことは確かですが、当遺跡がはたして他遺跡へ供給する木製品の加工所なのかということです。例えば、ロクロの挽物に関しても、一応挽いている状態で廃棄されている挽物がありますが、アラガタ、まずはロクロを挽く前にある程度ノミで形を成形してからロクロを挽くわけですが、そういったアラガタの出土が皆無で、はたして実際ほかの地、部落へそういった製品を供給していたのかどうかは疑問です。遺跡内で使用する製品のみを作っていたのではないか。こういった集落が実は一般的な集落ではないのか、今後類似した遺跡の発掘調査が行われればわかってくると思います。普通

の遺跡なのか、あるいは木製品の加工所としての集落なのかということは、今現在では不明ですので今後の課題としたいと思います。

従来、青森県では沖積地に遺跡がない、特に五所川原市では江戸時代の記録で今の五所川原、旧五所川原市街ですが、平地の部分に関してはすべて谷地だった、低湿地だったと言われていて、そういったところに集落を営むような遺跡はないということで、ほとんど遺跡として登録されている場所が今現在でもありません。唯一、十三盛遺跡が発見されているだけですので、今後は青森県の沖積地でも遺跡がかなり多く検出されるのではないかということで、やはり今後文化財等のパトロールを強化して遺跡の数を増やす、もしくは探す必要があると考えております。

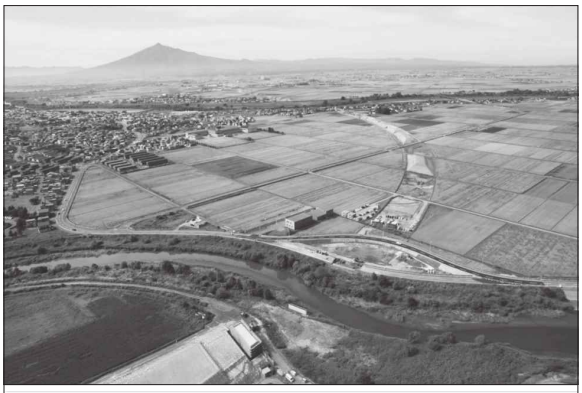

五所川原市十三盛遺跡の発掘調査について

（25）

◆調査原因

津軽道建設に伴う発掘調査

（正式名：一般国道101号五所川原西バイパス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査）

◆調査期間

平成20年9月～平成22年10月

平成20年9月16日（火）～10月31日（金）・・・県教育委員会

平成21年4月21日（火）～10月30日（金）・・・県・市教育委員会

平成22年5月11日（火）～ 9月17日（金）・・・県教育委員会

平成22年5月11日（火）～10月29日（金）・・・市教育委員会

◆調査面積

約17100㎡

県教育委員会 6900㎡（平成20～22年）

市教育委員会 10200㎡（平成21・22年）

（26）

遺跡位置図

1 十三盛遺跡
2 藪里遺跡
3 石神神社遺跡
4 久米川遺跡
5 松枝遺跡

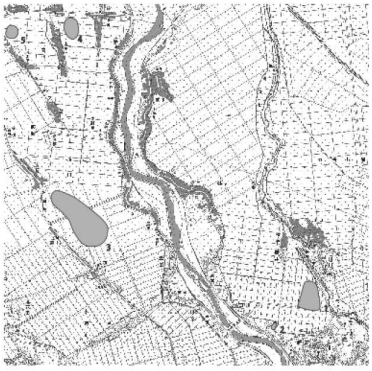

（27）

平成21年度調査区

（28）

平成22年度調査区

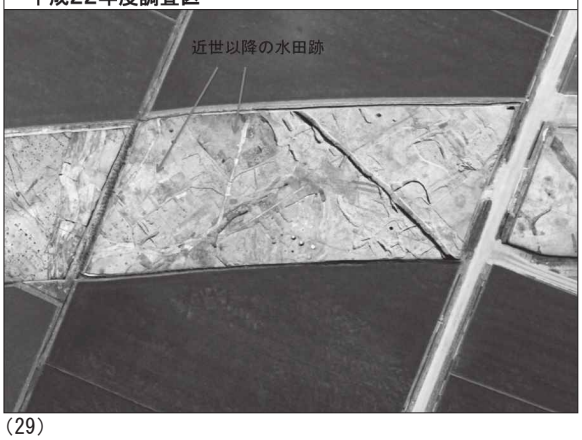

（29）

柵列跡

（30）

住居跡

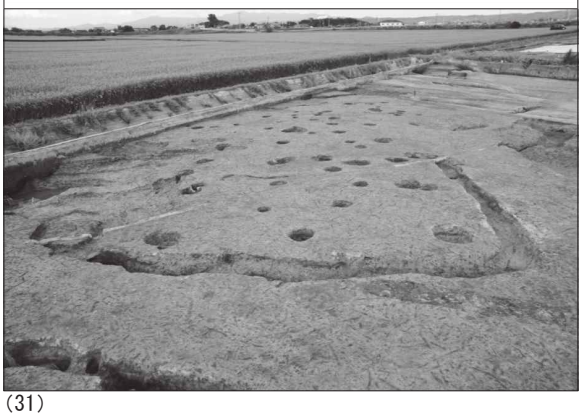

（31）

掘立柱建物跡（左がH21年度、右がH22年度に検出されたもの）

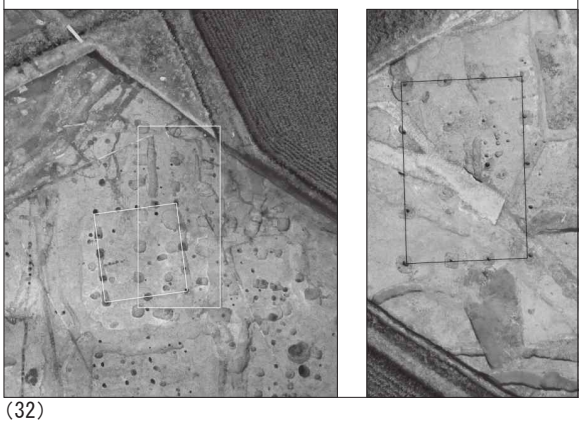

（32）

集落を囲む溝

(33)

建物を囲む溝（外周溝・コの字形）

(34)

井戸・井戸枠

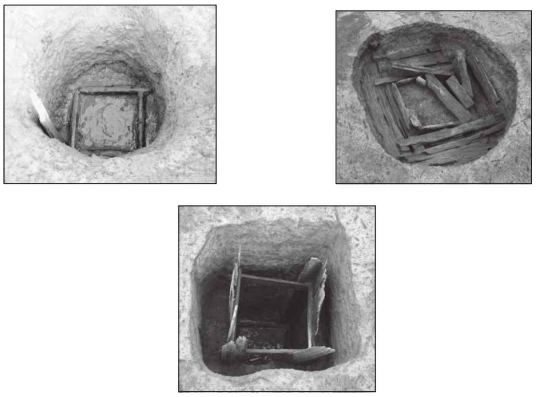

(35)

集落形成以前の地層

(36)

土師器（はじき）　皿・坏・埦

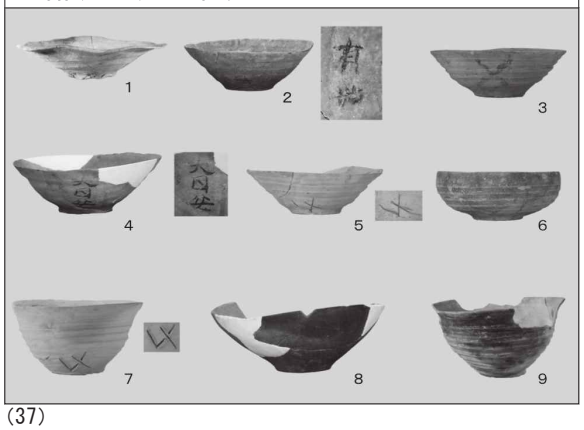

(37)

土師器（はじき）　ミニチュア・台付坏・台付耳皿

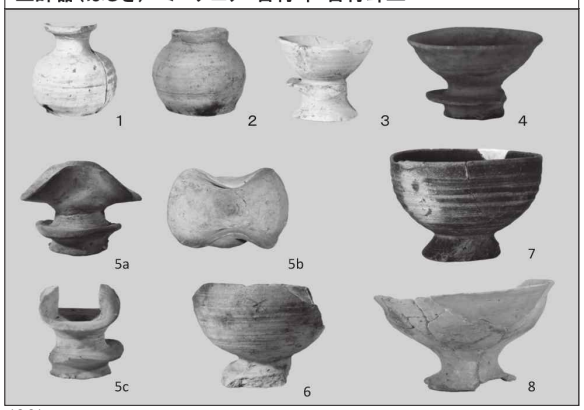

(38)

土師器（はじき）　把手付土器・小型甕

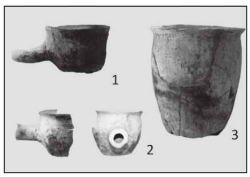

土師器（はじき）　甑（こしき）・長胴甕

土師器（はじき）　長胴甕・球胴甕

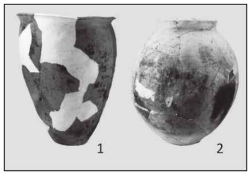

擦文土器（さつもんどき）

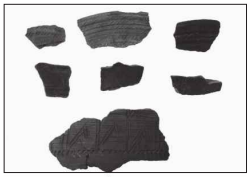

(39)

須恵器（すえき）　ミニチュア・鉢・壺・甕

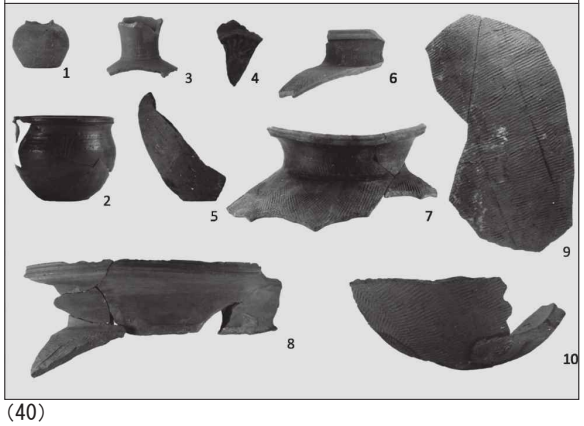

(40)

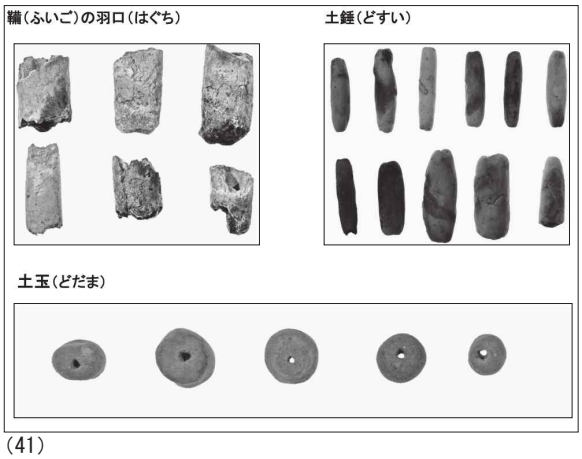

（41）

◆主な木製遺物

構造部材（家屋や井戸枠など）

食事具　（箸・串）

容器類　（挽物・刳物・曲物）

服飾具　（下駄）

農工具　（鍬）

漁撈具　（ヤス）

紡織具　（紡錘車など）

祭祀具　（斎串・馬形・鳥形など）

◆木製遺物の全体的傾向

・大型の木材の出土が皆無

→持ち込まれたのは製材か

・8～9割は、木材加工の際の端材や残材

→集落内で生産された木製品の大半が他の集落へと移動している

→集落内では1～2割が製品、実用品・日用品が多い

・木製品の大半がアスナロ（ヒバ）である。

（42）

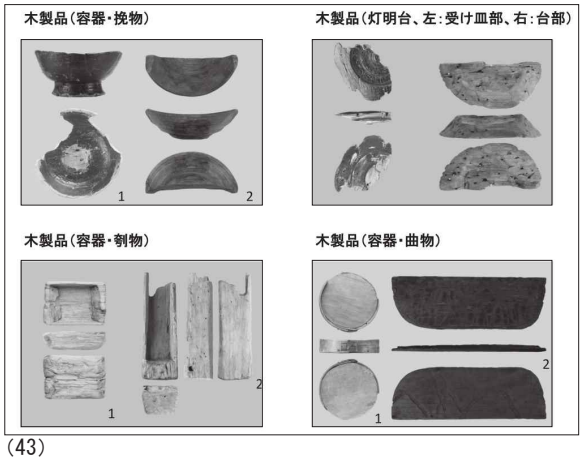

（43）

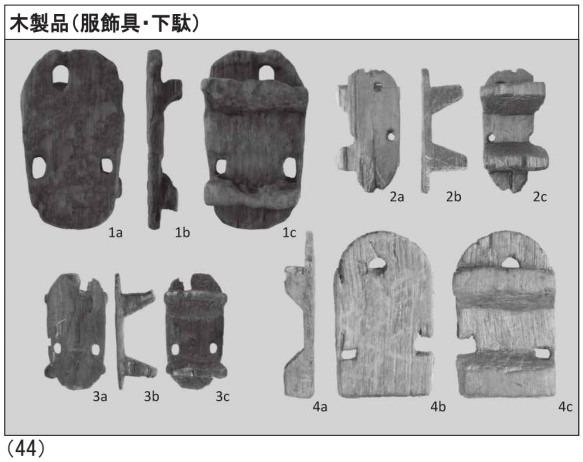

（44）

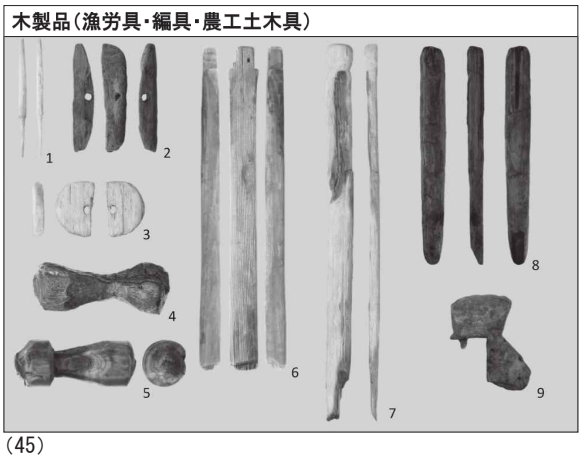

（45）

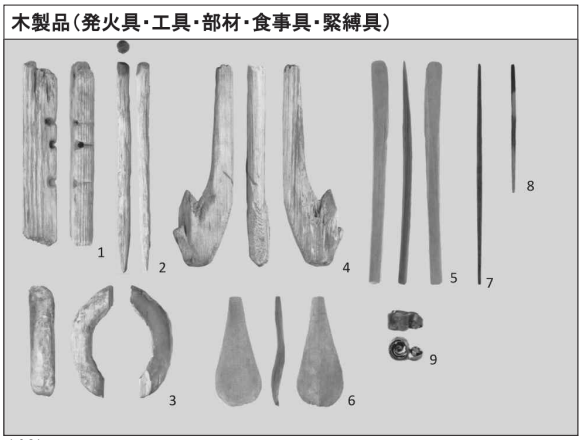

（46）

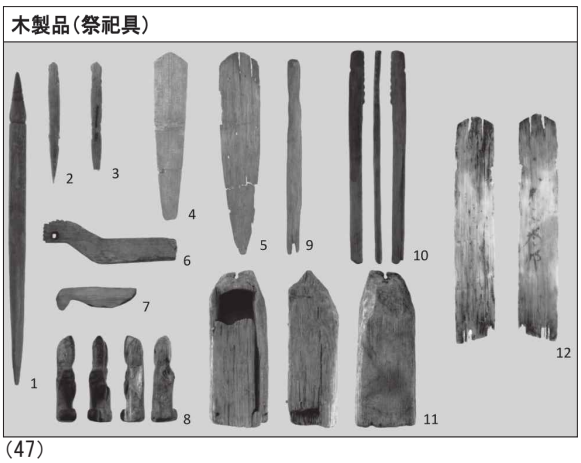

（47）

◆要　約

○10世紀後半～11世紀前半頃の溝に囲まれた集落

○遺構・遺物が豊富（調査面積に比して）

○木製品出土量は本県古代遺跡では過去最高、しかも劣化が少なく良好な状態

○当時の木工技術を知る上で貴重な資料の充実

○集落の主な生業は、農業・漁撈・木材加工か？

○沖積地・低湿地の蝦夷の生活を知る上で貴重な成果

○平安集落の上を江戸時代以降開発し続けている姿

◆今後の課題と期待

○出土した木製品は、全体の1、2割であり、大半がヒバ材の残材及び端材である。

→当遺跡は他遺跡へと供給する木製品加工場なのか、遺跡内で使用する木製品のみを加工していた普通の遺跡なのか。

○本県の沖積地には、本当に遺跡が少ないのか？

→今一度、探す必要あり

（48）

演題「東アジア的視点で見る古代日本の低地灌漑」

小山田宏一＊3

はじめに

大阪府立狭山池博物館の小山田宏一と申します。よろしくお願いします。昨日、払田柵を見学に行きました。写真で見たことはありましたが、現地を訪れたのは今回が初めてです。払田柵は二重の木柵に囲まれ、内側には政庁や鍛冶工房があり、古代律令国家が東北へ進出した時の拠点です。このような政治的、軍事的な拠点は、古代律令国家の農業政策の拠点にもなりました。

古代律令国家の農業政策については、パンフレット「一千二百年前の八郎湖岸干拓」の７頁に要領よく整理されています。キーワードは「勧課農桑」です。「勧課農桑」とは農業政策を進めて政治的、社会的な影響を及ぼしてゆく政策です。小谷地遺跡は、まさしくそうした農業政策の拠点であると実感しています。

本日は少し視野を広げて、東アジアの中で小谷地遺跡の堰を考えてみたいと思います。４本の話を用意しています。１番目は「古代日本の低地灌漑」です。12世紀頃に新しい低地灌漑方式が出現することにもふれます。２番目は「弥生時代の堰」です。小谷地遺跡もそうですが古代の堰の原型は弥生時代に出現しています。３番目は「古代朝鮮半島と小谷地遺跡の堰」です。小谷地遺跡と構造的に類似する堰が見つかった韓国の鳥城里遺跡を紹介します。４番目は「タイ・カンボジアの堰灌漑と古代中国の火耕水耨」です。小谷地遺跡の堰は二つの特徴があります。①水を温める働きがあること、②堰きあげた水を水田に送る水路が堰の周辺に発見されていないことです。報告書は、堰き上げた水はオーバーフローさせて周辺の水田に流していたと復元しています。私もそのように思います。時空をこえますが、タイ・カンボジアに類例があります。タムノップです。また古代中国の火耕水耨も参考になるでしょう。

古代日本の低地灌漑

国立歴史民俗博物館のAMS測定年代によると、水田稲作を中心とする日本の低地灌漑は紀元前の９～10世紀頃に北部九州の玄界灘沿岸で始まります。佐賀県菜畑遺跡、福岡市板付遺跡が学史に残ります。その後、日本海、瀬戸内、太平洋ルートで東へ広がります。青森県砂沢遺跡は東北最古級の水田稲作の遺跡で、日本海ルートで水田稲作の情報が伝わっています。紀元前400年頃のことです。

図は、大阪府池島・福万寺遺跡で発掘された１・２世紀頃の小区画水田です（49）。弥生後期の水田ですが、灌漑の基本的な仕組みは水田稲作が始まった頃と同じです。この図を使って弥生水田にみられる低地灌漑の原理を説明します。

水田は地形の高低差を利用して水を配り、そして集めて排水する仕組みです。水田は微高地から微低地に向かう緩やかな斜面に造成され、給水路は微高地に、排水路は微低地に開削されています。赤の矢印で水の流れる方向を示していますが、中央の微低地をとおる水路Ｂは排水路、微高地をとおる水路Ｃ・Ｄは給水路になります。排水路に集められた水は、下流では再び用水に利用されています。このような循環的な水利用システムは、現在と変わりありません。用水は自然河川に堰を設置して給水路に取り入れます（50）。

低地灌漑の水田稲作は、中国の長江（揚子江）流域で遅くとも6,000年前には出現しています。水田稲作は中国の雲南省で始まりアジアの各地に広がったと考えられていましたが、その後発掘調査が進み、現在では長江の中下流域で始まったという学説が有力です。

事例を二つ紹介します。浙江省の蘇州で発見された草鞋山遺跡と長江中流域の湖南省の城頭山遺跡です（51）。いずれも6,000年前の水田です。草鞋山では、くぼみ（小さいものは長さ２、３ｍで畳１畳くらいの広さ）をつくりその中に水田をつくっています。水は井戸を掘って確保しており、一番原始的な方法です。城頭山遺跡は、水を水平にはる工夫として畔が出現していて注目されています。水路はなく、貯水坑と呼ばれる施設で水を確保しています。このような畔が整備されてゆき小区画水田が生まれるのです。考古学の成果によれば、長江流域から山東半島を経由して朝鮮半島に伝わった水田稲作が日本に渡来してきたようです。

中世日本の低地灌漑

水田稲作の始まりを第１の画期とすれば、第２の画期は低地灌漑農業が臨海部低地に進出した12世紀になります。兵庫県尼崎市の猪名荘を紹介します。中世に始まる臨海部低地の灌漑方式は、あまり知られていないと思いますのでこの機会に紹介したいと思います。

猪名荘は８世紀に成立した東大寺領荘園です。開発の様子が知られる絵図が残っています。図は12世紀頃の猪名荘の景観を復元したもので（52）、同心円状の黒い線は海水の浸入を防ぐ防潮堤です。第１堤防は８世紀、第３堤防は12世紀頃になります。猪名荘では、堤を築き耕作地を開くという築堤開田を繰り返し、北から南へ開発が進められていました。図のなかの濃い網は大阪湾の沿岸流で運ばれた土砂が堆積した砂州、薄い網は海を表しています。

12世紀に入ると、第３堤防とその南の砂州Ａの間、また砂州Ａとその南の砂州Ｃの間に開発の手が及ぶようになります。地形の特徴は標高がとても低いことです。尼崎の臨海部は地盤沈下の影響がいちじるしい地域ですが、参考までに紹介すると現在の標高は０ｍです。砂州Ａと

＊３大阪府立狭山池博物館学芸員

砂州Ｃの間は、承安２（1175）年に京都鴨社の禰宜である鴨祐季が開発申請したところです。史料には「潮出入之跡」とあり、潮の出入りする干潟が陸化したところになります。史料には残っていませんが、海に接して海潮の浸入を防ぐ防潮堤があったことは疑えません。

弥生以来、古代日本の低地灌漑は微地形の高低差を利用して給排水するものでしたが、12世紀の猪名荘のように高低差のない場所では、傾斜を利用して自然排水することはとても困難です。そこで登場したのが潮汐に合わせて水門（樋門）を操作して排水する技術です。水田面と海水面がほぼ同じ高さでも、引き潮になると海水面が低下します。その時をねらって水門を開け、溜めていた排水を放出します（53）。樋門を閉じると、用水を溜めることができます。

このような樋門を潮汐利用型樋門と呼びます。兵庫県姫路市の福井荘には、潮汐利用型樋門にかかわる13世紀の史料が残っています。史料には、樋を操作する「樋守」が出てきます。「樋守」は、１日２回の潮汐の変化に応じて水門を開けたり閉めたりしていたのです。中世の潮汐利用型樋門の実物は残っていませんが、近世に見られる圦樋や干拓地水門のように堰板を上下に開閉する仕組みであったと推定しています（53）。

潮汐利用型樋門を用いた臨海部低地灌漑のルーツは中国にありそうです。図は浙江省紹興平野の南宋時代の景観復元図です（54）。縦横に走る線は水路（クリーク）です。もともと紹興平野の水源は、後漢２世紀に会稽太守の馬臻が築造した鑑湖という巨大な貯水池でした。しかし南宋の13世紀頃になると鑑湖の水利機能は衰え、平野一面にクリーク網が整備されます。クリークは、海潮の浸入を防ぐ防潮堤（中国では海塘と呼ぶ）、そして海潮の遡上を制御するとともに河水を溜める水門（閘門）とセットで機能します。水門の開閉は、潮汐による海水面の変化をみて操作します。史料を見ると、このような仕組みは唐代には出現していたようです。

これは浙江省の湖州博物館で展示されているクリーク地帯の模型です（55）。クリークの中には圩（堤）で囲まれた圩田あるいは囲田と呼ばれている耕作地があります。クリークより一段高くなっています。私が訪れたのは太湖の南にある桑基魚塘というクリーク地帯です。桑基魚塘という名称は圩田の堤に桑を植え、クリークで魚を養殖することに由来しているようです。

中国の水門はスケールが違います。上海市の紫丹苑遺跡では元の閘門が発見されています（56）。全長32m、閘門の幅が６m。閘門の左右には石柱が立っています。石柱は縦に溝があり、板を落とす仕組みです。板は取り付けた鉤に鎖をかけて巻き上げ開けています。非常に立派なものです。閘門の底は切石を敷き詰めています。切石を取り除くと、密に打設された無数の木杭がでてきました。石材の沈下を防ぐ基礎杭になります。

紫丹苑にくらべて規模はかなり小さくなりますが、類似した構造の水門が朝鮮半島にあります。韓国全羅北道の金堤市にある碧骨堤です（57）。現地には現在でも全長約３kmの堤が残っています（58）。韓国で溜池を表す漢字のひとつは「堤」です。しかも高麗・朝鮮時代の史料、朝鮮時代の地図に出てくる碧骨堤は溜池そのものなので、現地に残る堤は池の堤であったと考える人が多いようです。しかし、私は次のような理由から古代の防潮堤が溜池に改造されたと復原しています。

碧骨堤は朝鮮半島の歴史書である『三国史記』に、「始めて碧骨堤を開く」と出てきます。330年のことです。また発掘調査による炭素年代ではほぼ同じ年代が出ています。ただし炭素年代は較正されておらず、不安定な面があることは否めませんが、一般に４世紀に造られた堤と考えられています。

『日本書紀』にも碧骨堤は出てきます。そこでは「深泥巨堰」と表現されています（天智天皇元（662）年、冬12月条）。深泥とは深い泥の地、すなわち干潟環境を表し、巨堰とは大きな堤を意味します。碧骨堤は、干潟に築かれた大きな堤となります。そうしますと干潟の中に溜池があることはとても不自然であり、古代の碧骨堤は干潟に築かれた防潮堤であると理解する方が自然です。『高麗史』仁宗24（1146）年には、金堤郡の新築した碧骨池の堤を壊したという記事がでてきます。碧骨堤はこの頃に防潮堤から溜池に改造されたことがわかります。朝鮮時代の1415年にも大きな改修工事が行われています。高麗時代は、陸化の進んだ干潟を開発する機運が高まる時代です。陸化した干潟の開発は、土壌中の塩分を洗い流す大量の淡水が必要です。そのために防潮堤が貯水池に改造されたのではないかと考えています。

碧骨堤には２箇所の水門が残っています（57）。水門は築造当初のものとすれば、防潮堤の水門として設置されていたことになります。石柱は紫丹苑と同じように縦溝があり、堰板を上下し開閉する方式です。碧骨堤の下流域にあたる臨海部は標高１～３mの低地です。発掘調査資料はありませんが、開発地先端には防潮堤、水路には開閉式の水門があったことはほぼ間違いないでしょう。

このように日本と朝鮮半島はいずれも、12世紀頃に潮汐を利用した新たな低地灌漑農法が出現します。クリークや閘門などの水利技術が発達していた江南からその原理や技術が伝わったと考えてよさそうです。日本の場合、仏教、絵画、建築技術などをもたらした渡航経験のある僧侶が主体的な役割を演じていたのでしょう。

弥生時代の堰

これは沖積低地における堰の設置場所をモデル化した図です（59）。堰は木組みでつくる小さなダムのようなもので、流れを堰止めて幹線用水路に用水を送ります。

大小にかかわらず井堰と呼ばれることも多く、現在の農業土木では頭首工と呼ばれています。分水堰は水を分ける小規模な堰のことです。

沖積低地を流れる川は、多くの支流に分かれています。さらに支流も枝分かれしています。弥生時代は支流（59ｂ・ｃ）から水を取り入れていました。本流から水を取ることができるようになったのは（59・ａ）、近世以降のことではないかと思います。幹線用水路の水は支線用水路に送られ、さらに分水堰によって水田ブロックに送られてゆきます。

堰は水をコントロールする灌漑農法のとても重要な水利施設です。堰の平面形は三つに分かれます。近世では、①真っすぐなものは一文字、②膨らんでいるものは袋堰、③斜めのものは箕の手堰と呼ばれています（60）。これらの形態はすべて弥生時代に出現しています。考古学では①は直交堰、②は彎曲堰、③は斜め堰と呼ぶことが多いようです。

堰は木組みの方法によって、Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類に分けることができます。

Ⅰ類は水田稲作技術のひとつとして渡来してきたものです。最古級の水田が発見されている佐賀県菜畑遺跡の堰は、縦に杭を打ち込み、横木、石、土、植物、板材などで隙間をうめています（61）。小規模な水路に設置されるタイプで、直交堰が多いようです。機能的には分水堰と呼んで差しつかえないでしょう。

Ⅱ類は取水堰の一般的な形態で、部材は斜杭、縦杭、横木、草本などです。これまで合掌型堰と呼ばれていましたが、ここでは中心部材である横木の設置方法からⅡＡ類・ⅡＢⅡ類に、また密に縦杭を据え並べて厚い壁をつくるものをⅡＣ類に分類しました。現状では、弥生前期に斜め堰のⅡＡ類、弥生後期には彎曲堰のⅡＢ・Ｃ類を確認することができます（62）。

ⅡＡ類は、横木を瀬の高まりや盛土の土台に置き、その前面に斜杭を据え並べています。横木は、背後から先端が二股に分かれた太めの枝で支持しています。兵庫県岩屋遺跡のⅡＡ類は、弥生前期です。自然の砂礫層を台形状に削り出して土台をつくっていることがよくわかります（63）。堰の表面は水流が当たり崩れやすいので、樹皮や木の枝、あるいは粘土を貼りつけています（64）。ⅡＢ類は交差する斜杭を打ち込み横木を固定しています。図は愛媛県古照遺跡の弥生終末から古墳前期頃の堰で、交差する斜杭を積み重ね横木を高くする工夫がみられます（65）。

ⅡＣ類は横木を挟むように密に縦杭を配置して厚い壁体をつくることが特徴です。図は福岡県那珂君休遺跡の古墳前期の堰です（66）。

Ⅲ類は、盛土を堰体とするⅢＡ類と木組を芯に盛土するⅢＢ類にわかれます。類例は少ないようですが、弥生後期から古墳前期に出現するⅢＢ類は木組と敷物を主材料とするなど小谷地遺跡の堰に共通するところがあります。図は岐阜県柿田遺跡の古墳前期の堰です（67）。基礎となる縦杭を打ち込みその上に盛土します。次に盛土の斜面は斜杭を据え、その上に横木を置きます。横木の上には草本を隙間なく敷き並べ、その上から斜杭を打ち込み、さらに草本を重ねて最後に粘土で覆います。

一部内容が重複しますが、小谷地遺跡と比較するためにⅠからⅢ類の技術的特徴を整理しておきます。１番目は基礎のつくり方です。川には深くなった淵と砂がたまり浅くなった瀬がありますが、その瀬の高まりを利用して土台をつくる場合があります（岩屋遺跡）。大阪府山賀遺跡の弥生後期の堰のように、自然砂を山形に掘り残こす場合もあります（68）。山賀遺跡では杭列の表面に貼りつけた草本の深さと杭長の関係からみて、杭の打ち込みは浅く、据え並べるという表現の方が良いのかも知れません。２番目は横木を後ろから支える構造です（岩屋遺跡）。建築用語で支保、あるいは支保材といいますが、突っ張り棒でも良いと思います。３番目は堰の表面を草本や粘土などを被覆して洗掘から守る技術（岩屋遺跡）、４番目は木組を芯とする構造です（柿田遺跡）。

小谷地遺跡の堰は、横木と矢板をかさね杉の皮をかさねたあと粘土で被覆しています。背後には突っ張り棒を設置しています。小谷地遺跡の堰は、弥生時代の堰にみられる２・３・４番目の技術を受け継いでいるようです。

古代朝鮮半島の堰

朝鮮半島では、小谷地遺跡の堰にとても似ている堰が見つかっています。韓国全羅南道宝城市の鳥城里遺跡です。沖積地にある遺跡で堰の年代は１世紀頃と推定されています。韓国では伝統的に堰のことを洑と呼びますが、幅３ｍほどの蛇行する自然流路に３基の堰（洑１、洑２、洑３）が設置されていました（69）。

鳥城里遺跡の堰では、次の３点に注目しています。

第１点は、堰の周辺に水路が見当たらないことです。調査トンレンチに入り断面を観察させていただきましたが、後の時代に大幅な削平を受けた様子は見られませんでした。はじめから水路は存在していなかったようです。小谷地遺跡の場合もそうですが、堰き止めた水はオーバーフローさせて水田に流していたと推定されます。

第２点は堰の構造です（70）。鳥城里遺跡は角材、板、木の枝（粗朶）を格子状に並べ重ね上に草本を敷き詰め、最後に粘土で被覆します。小谷地遺跡の場合も、横木と矢板を格子状に重ねた木組の上に樹皮を敷き詰め粘土で覆っています。類似点の多いことに驚きます。堰を設置する水路が浅いことも同じです。鳥城里遺跡を訪れた時は保存処理のために切り取られていて、堰の実物を見ることはできませんでした。堰の写真を見せていただいた時、木組や草本がほぼ水平に堆積していたので、堰

が倒壊したあとではないかと担当者に何回も質問しました。しかし、もとからほぼ水平であったという返事しか返ってきません。そのことについて疑問を持っていましたが、小谷地遺跡の例を知り、鳥城里遺跡の場合もわずかな傾きしか持たない堰であったと考えるようになりました。写真は鳥城里遺跡の堰のつくり方を復元したものです（71）。材料を集めたあと、作業は杭打ちから始まると復元しています（70）。しかし遺構写真を見る限り杭は打ち込んでいたようには思えません。難しい問題です。

第３点は近接して３基の堰が設置されていることです。報告されているとおり、ほぼ同時期とすれば、小谷地遺跡によく似ています。小谷地遺跡では連続して堰を設置した理由について、落差工により水の流れを弱め、太陽光にあたる時間を長くして水温を上げるためだと説明されています。水温を上げる「温水路」をモデルにした魅力的な解釈です。鳥城里の堰やこれまでの発掘例についても、小谷地遺跡の視点で調べ直す必要があります。

注目する点を３つほどあげました。鳥城里遺跡の堰と小谷地遺跡の堰の類似は、偶然の一致でしょうか。小谷地遺跡の堰の技術系譜は、弥生時代の堰Ⅲ類を介して朝鮮半島にたどれるような気がします。

タイ・カンボジアの堰灌漑と古代中国の火耕水耨

堰き上げた水をオーバーフローさせて灌漑する事例がタイ・カンボジアにあります。タムノップです（72）。タムノップとは堤あるいはダムを意味しています。現在も使われている灌漑方式です。起源を解明することはこれからの研究になりますが、11世紀頃まではさかのぼることができると報告されています。

タムノップは大小の川に設置されています。川幅が100mを超えるものもあります。タムノップの堤はダムのように川を堰き止めるだけではなく、川筋に沿って上流側にも伸びています。最大規模の総延長は600mにもなります。堰き止めた水は川を締め切る堤ではなく、川に沿った上流側の堤から溢れだすことが特徴です。溢れた水は田越えで拡散し、下流の川に還流する仕組みになっています。規模は比較になりませんが、人為的に水をオーバーフローさせて灌漑するタムノップと小谷地遺跡や鳥城里遺跡の堰灌漑は、どこかで結びついているのかも知れません。東アジアの水田稲作圏に共通する灌漑方式として調べてみる価値があると思います。

東アジアにおける堰灌漑の歴史を考える上で、『史記』『漢書』『晋書』や宋代の地方志に見える「火耕水耨（かこうすいどう）」に注目しています。「火耕水耨」が江南の低湿地農法であることは疑えませんが、これらの史料からその内容を明らかにすることはとても難しいようです。その中で東南アジア各地の稲作を調査してきた福井捷朗さんと河野泰之さんは、「火耕水耨」とは季節的に自然に湛水する低地で、春先に草焼きをし、増水前に直播し、湛水によって雑草が抑制される稲作法であると考えました。このような農法は、人為的に水を制御しないので非灌漑農法になります。現在、一番有力な学説です。

一方、中国語の語学を専門とする藤堂明保さんは、まず草や灌木を焼いて肥料とする、そこに水を流して土を柔らかくする、そのあとに直播すると解釈しました。「耨」は水で腐らし除草することではなく、「耨」の辱とは辰（貝）で土をやわらかくすることで、のちに耒（スキ）を加えて「耨」になったと言います。この場合、水は自然まかせではなく人が制御して流し込んでいたとすれば、「火耕水耨」は焼畑的要素と粗放な灌漑農法の複合した形態になります。「火耕水耨」は囲田や圩田が盛行する頃に影をひそめていくと言います。つまり「火耕水耨」は南宋頃までは河川やため池を使った灌漑農法と併存し、しかも区別されていたことになります。ひょっとしたらオーバーフローによる堰灌漑であったのかも知れません。これからの課題になると思います。

おわりに

小谷地遺跡の堰は、オーバーフローによる堰灌漑の存在、そして連続して設置する堰には水温を上昇させる働きがあることなど、新しい研究視点を提供しました。具体的な関係を明らかにすることはできませんが、このような堰灌漑の特徴は東アジアの水田稲作圏に共通するものと思います。小谷地遺跡からは、東アジアの低地灌漑の歴史が見えてきます。これからも小谷地遺跡に、注目していきたいと思います。

低地灌漑のはじまり／前10～8世紀

小区画水田
微高地
微低地
緩斜面
給水路　C
排水路　B
余水
還流
堰　A

大阪府池島・福万寺遺跡
／弥生後期

(49)

池島・福万寺遺跡の堰

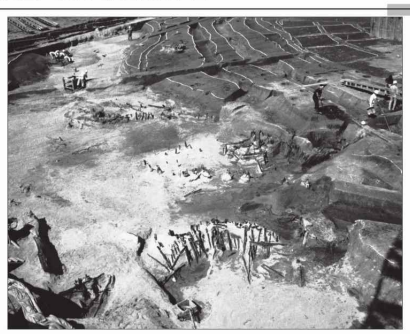

(50)

中国新石器時代の水田／6000年前

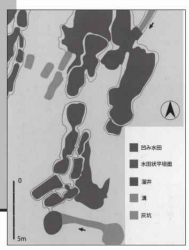

草鞋山遺跡
浙江省蘇州市

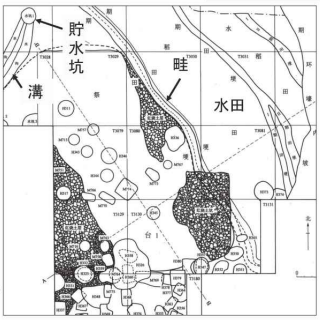

城頭山遺跡
湖南省

(51)

低地灌漑の第2の画期

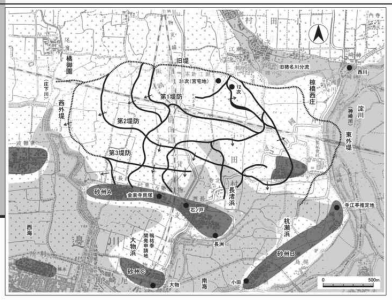

三角州
沿岸砂州
後背湿地
干潟
築堤開田
潮出入之跡
潮汐利用型樋門

東大寺猪名荘／兵庫県尼崎市／12世紀

(52)

潮汐利用型樋門の原理

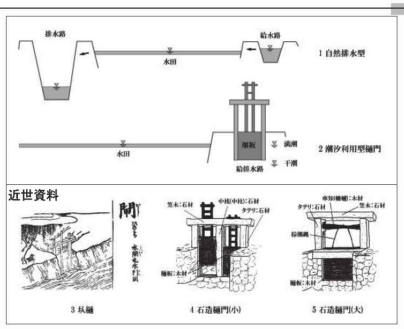

潮汐利用
蓄水

姫路市福井荘
「樋守」13世紀

圦樋（いりひ）
干拓水門

(53)

南宋のクリーク灌漑／13世紀

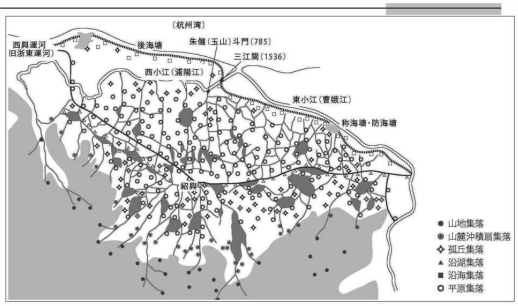

紹興　圩田（囲田）　海塘　竜骨車　河口堰（閘門）

(54)

太湖南岸　湖州のクリーク地帯

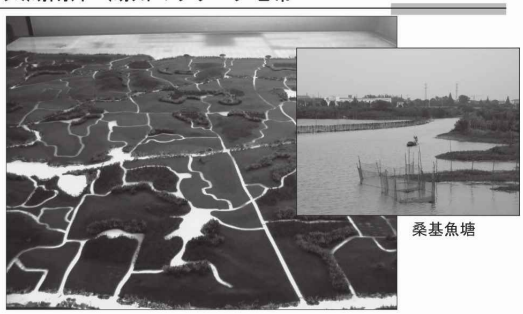

桑基魚塘

（湖州博物館）

(55)

紫丹苑　閘門／元／上海市

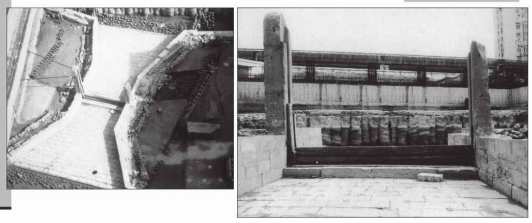

呉松江　閘門奥行き32m　閘門幅6m　門柱高6m以上
堰板　巻き上げ式　切石　地形杭

(56)

碧骨堤の水門

長生渠

復原

(57)

全羅北道碧骨堤／防潮堤から貯水池へ

新羅訖解王21年（百済比流王27（330年）「始開碧骨堤」『三国史記』

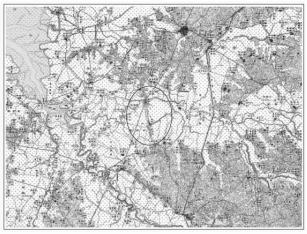

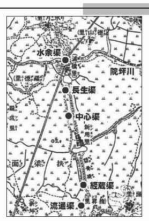

330年　「始開碧骨堤」『三国史記』
662年　「深泥巨堰」『日本書紀』
1146年「決金堤郡新築碧骨池堰」『高麗史』
1415年　太宗15年の改修『重修碑』

全長	3km
堤防敷	17.5m
堤高	4.3m
天端	7.5m

(58)

堰の設置箇所

頭首工・井堰

a・b・c・d

分水堰

e・f

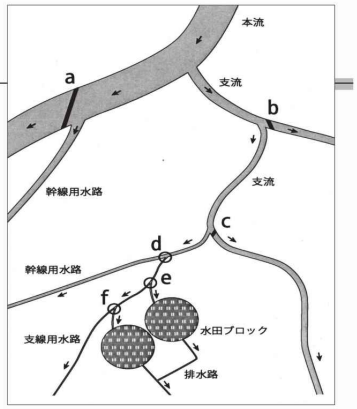

(59)

近世頭首工の分類

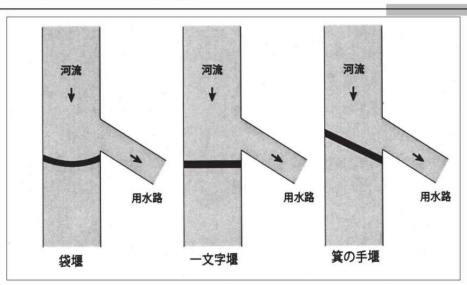

彎曲堰　　直交堰　　斜め堰

(60)

Ⅰ類　佐賀県菜畑遺跡／弥生早期

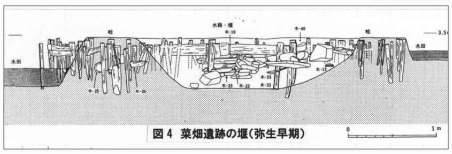
図4　菜畑遺跡の堰（弥生早期）

横木　縦杭　斜杭

(61)

堰の変化

	弥生早期	弥生前期	弥生中期	弥生後期	古墳前期
Ⅰ類					
Ⅱ類		ⅡA			
				ⅡB	
				ⅡC	
Ⅲ類					
直交堰					
斜め堰					
彎曲堰					

(62)

ⅡA類　兵庫県岩屋遺跡／弥生前期

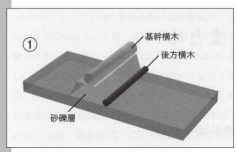

支保

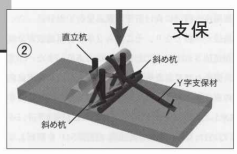

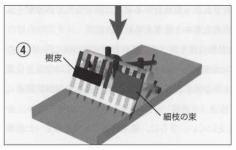

(63)

斜面の保護／草本・粘土の被覆

埼玉県北島遺跡
弥生中期

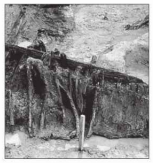

兵庫県岩屋遺跡
弥生前期

(64)

ⅡB類　愛媛県古照遺跡／弥生終末・古墳前期

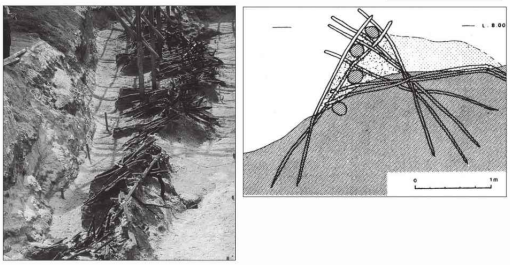

(65)

ⅡC類　福岡県那珂君休遺跡／古墳前期

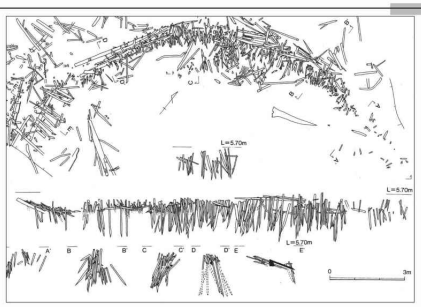

(66)

Ⅲ類　岐阜県柿田遺跡／古墳前期

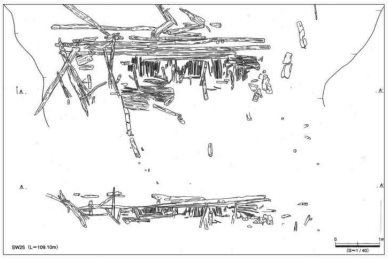

構造材
盛土
草本敷設
粘土被覆

(67)

基礎を造る／自然砂の高まり（瀬）を利用する

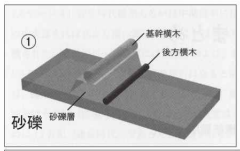

兵庫県岩屋遺跡

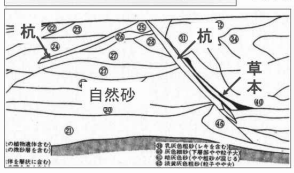

大阪府山賀遺跡
弥生後期

(68)

韓国の堰／全羅南道鳥城里遺跡／1世紀

幅3m

洑（ふく）＝堰

(69)

鳥城里遺跡と小谷地遺跡

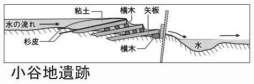

小谷地遺跡

(70)

洑の復原

杭
粗朶
草本

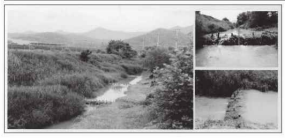

(71)

タイ・カンボジアの堰灌漑／タムノップ

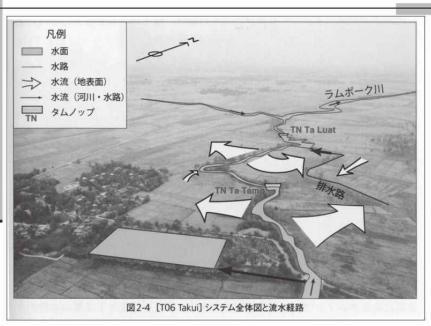

溢流水
田越
拡散
余水
還流

(72)

出典

(49)(財) 大阪文化財センター『池島・福万寺遺跡二（遺構・遺物編）』2002年、191頁図Ⅳ－131を転載、一部改変。
(50)(財) 大阪文化財センター『池島・福万寺遺跡二（遺構・遺物編）』2002年、巻頭カラー図版19を転載。
(51)草鞋山／草鞋山水田考古隊「草鞋山遺址1992－1995年発掘調査概要」（『シンポジウム 稲作起源を探る－中国・草鞋山遺跡における古代水田稲作―』）1996年、図18から作成。城頭山遺跡／湖南省文物研究所『澧県城頭山』2007年、図109を転載、一部改変。
(52)小山田宏一「東大寺猪名荘の築堤開田」『大阪府立狭山池博物館研究報告』4、2007年、図14を転載。
(53)圦樋／中村惕斎著、杉本つとむ解説『訓蒙図彙』早稲田大学出版部、1975年、60頁、巻之２（地理）12オを転載。石造水門／樋口輝久・馬場俊介「岡山藩の干拓地における石造樋門」『土木史研究』19、1999年、103頁、図３・４を転載。他／小山田宏一作図。
(54)小山田宏一「東アジア沿海低地の開発方式」『大阪府立狭山池博物館研究報告』７、2011年、図６を転載。
(55)小山田宏一撮影
(56)上海博物館考古研究部「上海市普陀区志丹苑元代水閘遺址発掘簡報」『文物』2007・４、図７・８を転載。
(57)小山田宏一撮影。
(58)小山田宏一作図。
(59)小山田宏一「古代日本の堰と「敷葉工法」―弥生水利技術と鳥城里遺跡の堰の比較―」（大韓文化遺産研究センター編『古代東北アジアの水利と祭祀』ソウル、学研文化社、2011年）図1を転載。
(60)喜多村俊夫『日本灌漑水利慣行の史的研究 総論篇』岩波書店、1950年、84頁図「堰の三様式」から作図。
(61)唐津市教育委員会『菜畑遺跡』1982年、折込図Ｂを転載。
(62)小山田宏一作成。
(63)兵庫県教育委員会『岩屋遺跡・森本遺跡』2006年、148頁、第52図を転載。同左、巻首図版5下段写真を転載。
(64)埼玉県埋蔵文化財調査事業団『北島遺跡Ⅵ』2003年、346頁第298図を転載。
(65)松山市教育委員会『古照遺跡発掘調査報告書』1974年、43頁第30図を転載。
(66)福岡市教育委員会『那珂君林遺跡Ⅶ』1998年、29頁第16図を転載。
(67)岐阜県教育文化財団『柿田遺跡』2005年、第８分冊図版124を転載。
(68)(財)大阪文化財センター『山賀（その1)』1983年、41頁第47図を転載。
(69)高卿珍「韓国の水利施設」（大韓文化遺産研究センター編『古代東北アジアの水利と祭祀』ソウル、学研文化社、2011年)図12を転載。
(70)鳥城里遺跡堰の断面／高卿珍「韓国の水利施設」（大韓文化遺産研究センター編『古代東北アジアの水利と祭祀』ソウル、学研文化社、2011年）図14を転載。同遺構写真／報道提供写真。小谷地遺跡堰全景／秋田県教育委員会『小谷地遺跡』2011年、巻頭図版6を転載。同断面図／村上義直「小谷地遺跡・中谷地遺跡」（『発掘された日本列島2012』朝日新聞社、2012、49頁から転載。
(71)高卿珍「韓国の水利施設」（大韓文化遺産研究センター編『古代東北アジアの水利と祭祀』ソウル、学研文化社、2011年）図20・21を転載。
(72)福井捷朗・星川圭介『タムノップ』株式会社めこん、2009年、31頁図２－４を転載。

主要参考文献

郭鐘喆「青銅器時代～初期鉄器時代の水利施設」（韓国考古環境研究所編『韓国古代の水田農業と水利施設』ソウル、書景文化社、2010年。
喜多村俊夫『日本灌漑水利慣行の史的研究 総論篇』岩波書店、1950年。
高卿珍「韓国の水利施設」（大韓文化遺産研究センター編『古代東北アジアの水利と祭祀』ソウル、学研文化社、2011年。
小山田宏一「古代日本の堰と「敷葉工法」―弥生水利技術と鳥城里遺跡の堰の比較―」（大韓文化遺産研究センター編『古代東北アジアの水利と祭祀』ソウル、学研文化社、2011年。
小山田宏一「「東アジア海」が結ぶ沿海低地の開発方式」『東アジア海文明の歴史と環境』学習院大学東洋文化研究叢書、東方書店、2013年。
藤堂明保『漢字と文化』徳間書店、1976年、182頁。
福井捷朗・河野泰之「「火耕水耨」再考」『史林』第76巻第３号、1993年。
福井捷朗・星川圭介『タムノップ』株式会社めこん、2009年。
渡辺信一郎「火耕水耨の背景―漢・六朝の江南農業」『日野開三郎博士頌壽記念 論集中国社会・制度・文化史の諸問題』中国書店、1987年。

座談会

座談会資料「埋没家屋と灌漑堰」

黒崎　直＊4

大阪府立弥生文化博物館の黒崎と申します。これから、三名の方々の発表・講演を受けての座談会を始めさせていただきます。その中で会場の皆さんからいただきました質問にもできるだけ多く答えていきたいと思います。それで私も何も喋らないというわけにはいきませんので、最初の15分か20分、灌漑堰とはちょっと趣を変えまして、この小谷地遺跡の調査の発端となった埋没家屋について資料を使いながら全国の例などをご紹介をしたいと思います（73）。それではスライドをお願いいたします。

小谷地遺跡については埋没家屋から灌漑堰だということに遺跡の性格が変わったのですが、いくつかそういう例が日本の考古学の中にあります。まずはそんな実例をざっと紹介したいと思います。そして最後に、これは小山田さんのお話と同じようなことになりますので簡単にしますけれども灌漑堰の変遷ということでお話をしてみたいと思います。

では最初に、愛媛県の松山市にあります古照遺跡についてです（74・75）。これは1972年に松山市のもうほとんど海岸に近いところなんですが、砂地の中に下水処理場を造ろうということで、重機が入って掘削をしました。そうしたところ、この発見当時の遺構の写真のように、断面に垂木みたいなものがいっぱい顔を出しました。これがその時のスケッチの状況ですが、これを見て竪穴住居が建ったまま埋まっているという報告が入りました。そして、出てきました土器が弥生時代の後期の土器でしたので、弥生時代の竪穴住居が埋まっているということで大騒ぎになりました。

これはその時の新聞記事です。地下に竪穴住居が建ったまま埋もれたとすると、断面ではこの部分が顔を出していることになります。当然すぐに工事がストップし、翌日には市民の方々がたくさん見に来られるという状況となりました。昭和47年11月秋のことでした。この1972年は、３月に高松塚古墳で壁画古墳が見つかりました。また８月には、中国の長沙というところで、馬王堆という漢代のお墓が見つかりました。皆さんご存知の方いらっしゃると思いますが、馬王堆古墳では女性の遺体が地下水の中で完全に密封されており、内臓まで残っておりました。考古学の発掘では今まで考えられなかったものが見つかるんだという、新しい発見に期待が高まるそういう雰囲気に覆われた年が昭和47年です。ですから松山市の場合も、さもありなんということで大騒ぎになりました。

その時私は、奈良国立文化財研究所に入って３年目ぐらいでしたが、すぐ現場へ行けということで調査に参加しました。

発掘調査をしていきますと、今回の小谷地遺跡と一緒ですね。竪穴住居じゃなくて、結果的に灌漑堰だったことが判りました。木組みが長く横に続く状態で最終的に堰と判りました。時代も古墳時代の始め頃で、差し渡しが７、８ｍもある大きな川に構築された堰だった訳です。最初に見つかった堰の奥を少し広げますとここにももう一つ堰がある。そしてさらに上流にも一つ見つかりまして、最終的に古照遺跡では３つ堰が見つかっていることになります。これが日本で本格的に堰が発掘された最初の例になります。竪穴住居が転じて堰になった訳ですが、それはそれで、大掛りな灌漑堰を確認した最初の事例となりました。

考古学の発見というのは一つ見つかりますと次々に同じような例が見つかってまいります。この後に多くの灌漑堰の類例が見つかってきます。そのきっかけになった遺跡が古照遺跡なのです。

堰の断面をみますと、大体60㎝くらい水嵩を上げています。ほとんどの水流は超えて下に流れていくんですが、川底よりも50㎝から60㎝くらい水位が高くなるように作っています。残念ながらその先に水路があるのか、小山田さんのお話のタムノップのように堤防をオーバーフローして田へ水を入れていくのか、その辺はわかっていないんですが、川の水をダムアップして、その水を灌漑に利用するということです。

古照遺跡では残念ながら工事の方も進みまして遺跡はなくなりました。そこで博物館の中に堰を復元して組み立てるということになり、用材をすべて取り上げました。ところが取り上げて一本一本を調べて見ますと、堰に使っていた用材の中に、高床住居の部材がたくさん入っておりました。中には５ｍくらいある長い材が使われていました。これが拡大した図面ですが、一部分が腐っています。実はここが地表面にあたるところで、それ以下が地下に埋まっていました。同じような材が２本あり、長い方が棟を受けた材じゃないかと思われます。こちらが短い方で、やはりここが腐っており、この部分以下が地下に入っていたと思われます。そのような検討をへて、棟持柱をもつ建物の部材が堰に再利用されていることがわかりました。長い方は棟持柱で、短いのは軒の方を受ける柱だろうと考えられます。また軒を作る垂木とか壁の材の一部も転用して使っております。これらの部材を使って古墳時代の始め頃の建物を復元することができたわけです。全部の材が出てきたわけではありませんが、５割くらいのパーツが出てきましたので、復元ができました。お配りしましたレジュメに図面を付けております（76）。興味のある方は、見ていただきたいと思います。

＊４大阪府立弥生文化博物館長

現在、古照遺跡の傍に古照遺跡資料館が建っているんですが、その傍に建物の復元がされています。古照遺跡の場合、竪穴住居が埋まっていたという第一報は間違っており、実際は灌漑堰だったわけですが、その堰に転用されていた材から古墳時代初めの高床建物が復元できたということです。

次は秋田県のお話をします。ご存知の方も多いと思いますが、北秋田市にあります胡桃館遺跡という遺跡です。現在の北秋田市立鷹巣中学校の校庭から埋没家屋が見つかりました。これも昭和40年くらいのことだったと思いますが、数年にわたり発掘調査されました。その結果３軒の建物が一本柱の塀に囲まれて埋もれている状況が発掘されました。この建物が非常に残りの良い状態でした。

それから後でお話しますけれども、米代川という川を挟んだ南側対岸の「小ケ田」というところでも同じような埋没家屋が見つかったと言われています。後でその記録をお見せしますが、場所はこの地図で確認しておいてください。米代川上流には十和田湖があります。そこに大きな火山があって、それが噴火して非常にたくさんの火山灰を降らせます。それが米代川の流れを一時的に堰き止めて湖を作る。その水が増えてどっと一気に溢流する、その土石流でこの辺の建物が埋まったんだろうと言われています。この十和田火山の噴火年代につきましては、西暦915年と推定されています。ですから平安時代に埋没した遺跡になります。

これが発掘調査された建物の状況です。壁の上部とか屋根の部分は既に失われていて残っていないんですが、全体の下３分の１はよく残っておりました。壁を縦板で並べているものと横板で組んでいるものがあります。それから扉口もよく残っていました。このような写真を見ると埋没家屋は本当にすごい迫力で我々に訴えかけてきます。まさに古代のロマンです。

建物の角の部分の組み方も、井戸のようにお互い切りかけを作って止めていっている。建物の土台には土居桁と呼ばれる基礎になる木材を置いてしっかり支えています。西暦900年頃の建物の様子がよくわかります。

この遺跡の模型を作ろうという計画があり、その時に描かれた復元模型の設計図があります（77）。屋根の支え方という点ではどうかというところもありますが、下の部分については完全に遺構が残っておりましたので誤りはありません。古代の建築の専門家が復元し設計したものです。

２棟並んでいた一方が縦板の壁で、他方は横板の壁でした（78）。この胡桃館遺跡は、まさに日本を代表する埋没家屋の遺跡であるといえます。

先に話しました「小ケ田」というところで見つかった埋没家屋を取り上げます。江戸時代の終わり頃、秋田県には菅江真澄という方がおられ、あちこちを歩いていろんな記録を取られています。今から200年前の1817（文化11）年のことですが、埋没家屋という一項目を作り、鷹巣のところで出てきた埋没家屋をスケッチされています。そこには屋根まで描かれていますが、屋根まで本当に残っていたかどうかはよくわかりません。先ほど県の方におききしますと、菅江真澄は実際に家屋自体は見ておらず、耳で聞いて書いた可能性もあるということです。屋根まで残っていたら大変なことです。胡桃館の場合、建物は残念ながら下の部分だけでしたから、この絵のように上まで残っていたというのは誤りかもしれません。ただし、江戸時代にも米代川流域で埋没家屋が発見されたということはまちがいない事実です。小谷地遺跡についても、我々が若い時には、脇本の埋没家屋として世間に知られていました。そんな遺跡もあって当然だと、そういう風土がずっと考古学の間にはあったんだろうと思います。

真澄のスケッチには中から出てきた遺物の図もあります。鍬とか下駄とか曲物ですね。そういうものが一緒に出てきたと書いております。

菅江真澄の記録を始めとして、秋田県には埋没家屋が発見されて当たり前みたいなところがある。そうした先入観が相当に影響して小谷地遺跡の堰についても長い間、埋没家屋ではないだろうかと、言われてきたのだと私は思います。

もう１例、埋没家屋の例を紹介します。現在渋川市になっている群馬県旧子持村に、黒井峰遺跡があります（79）。榛名山に二ツ岳という火山があり、それが噴火して、ものすごい量の軽石を降らせました。厚さ２ｍくらいの軽石層で古墳時代の村が一瞬のうちというか半日くらいで埋め尽くされてしまいました。軽石を採集する工事で掘削したら、地下から埋まった状態そのままで古墳時代の村の跡が発見された訳です。普通の発掘調査では竪穴住居の位置くらいはわかりますが、平地式住居という発掘してもほとんどわからないような建物までよく残っていた訳です。

全体図を見ますと、竪穴住居はほんのわずかしかありませんでした。ところが平地式住居は多くあります。この住居は夏場とかの気候の良い時に利用した住居で、冬の寒いときには竪穴住居に入っていたようです。そしてまた竪穴住居の屋根の上には土を被せていることが判りました。屋根が軽石の重さで崩れ、中で蒸し焼きになったような状況がみられ、竪穴住居の屋根の構造を復元することができました。さらに家と家とを結ぶ踏み固められた道路の跡があったり、畑の跡が見つかったりして、一瞬にして埋まった村の全体像をうかがうことができました。この例など埋没家屋というよりも、埋没集落といった方がいいと思いますが、考古学では時として普通考えられないようなことが発見されるのです。今回の小谷

地遺跡の場合も黒井峰遺跡のように、住居が埋まっている遺跡だというイメージが強かったんだろうと思います。

今回のシンポジウムは灌漑堰のことがテーマの中心になりますが、それについて私がどう考えているか、簡単にまとめておきたいと思います（80）。結果的には小山田さんのお考えと同じだと思います。弥生時代の米作りの技術は、当初から用水をコントロールする技術を伴っていたと思われます。水のない所に水を入れ、余った水を排水するという、そういう灌漑技術は稲作伝来の最初から伴っていました。先ほどの小山田さんの話で菜畑遺跡が登場しました。さらにもう一例、同じ早期の時代に板付遺跡という有名な遺跡があります。この遺跡にもはっきりとした堰の遺構が存在します。その後、灌漑技術の進展とともに堰の構造とか対象とする水路が変わってきます。最初は小さな河川であったのが段々大きくなっていく。大きな水流でもコントロールできるようになり、最後はため池まで造って多量の水を操るという形へ変遷していくんだろうと考えています（81）。

これが弥生早期の板付遺跡の水田の復元図です。こんなにきれいに田植えをしていたかどうかはわかりませんが、川から水を流し込んで各々の田んぼへ水を引くという灌漑をしていたことは充分に考えられます。堰を作り、ダムアップした水を水田へ取り入れて行くというようなイメージです。

これは先ほど紹介がありました大阪の池島・福万寺遺跡の堰です。

このように、初めは溝とか小さな水路に作られた小規模な堰があり、弥生時代の後半から４世紀の古墳時代になると、先ほど紹介しました古照遺跡のように小河川に造られるいわゆる合掌堰が出現してきます。さらに５、６世紀になりますと垂直の堰や、大規模な堤を造るようになり、以前とは比べものにならないほど大きな流れでも何とかコントロールできるようになります。それから７、８世紀の飛鳥・奈良時代になると、工具なども大掛りになり、硬い岩盤なども掘削できるようになります。そして更に注目すべきはため池の出現です。堤の下に木の樋を通しておいて、そこから必要な分だけの水を取る技術が、この時代に大陸から朝鮮半島経由で伝わってきたんだと思います。その技術が入ってきてため池が造れるようになる。また大阪には古市大溝という人工河川がありますが、そうした人工の大規模河川を造って広い範囲を灌漑するようになります。それから小山田さんがお勤めになっておる博物館に隣接する狭山池は非常に大きな池なんですが、これも７世紀くらいに造られたため池であります。

以上で私の話は終わりです。最後に簡単にまとめておきます。埋没家屋は土石流とか先ほどいいました火山の噴火など自然災害によって一瞬にして家や集落が埋まるというのが必要な条件なんです（82）。当時の人々にとってはとてつもない災害ですが、考古学にとっては重要な遺跡と言えます。当然そこでは、生活が中断されますので非常に多くのデータがその中に封じ込められるんですね。そしてその発見も、思わぬところから突然に出てきて、人々を驚かせます。そんな謎解きのロマンに満ちた遺跡として埋没家屋が話題になる所以です。しかし、残念ながらその実例というのは、先ほど言いましたように群馬県とか秋田県ぐらいしかないわけであります。松山の古照遺跡の場合も結果的に灌漑堰だった訳ですが、幸いにもその用材から家屋が復元できました。今回テーマの小谷地遺跡も灌漑堰ということになりましたが、今後の整理作業の中で、あるいは家屋の転用材なんかが出てくる可能性も皆無ではないわけです。今後に期待したいと思います。

先ほどの繰り返しになりますが、埋没家屋は、当時の生活の様子を立体的に理解する非常に良い遺構で夢とロマンを与えてくれます。それから灌漑堰の遺跡からは古代の農業技術と生産、農法をより具体的に学ぶことができます。現在、日本の農業、特に米作りは曲がり角にきておりますが、そんな現状を考え直す一つの契機になってくれる重要な遺構として、注目したいと思います。これで私の発表は終わりといたします。

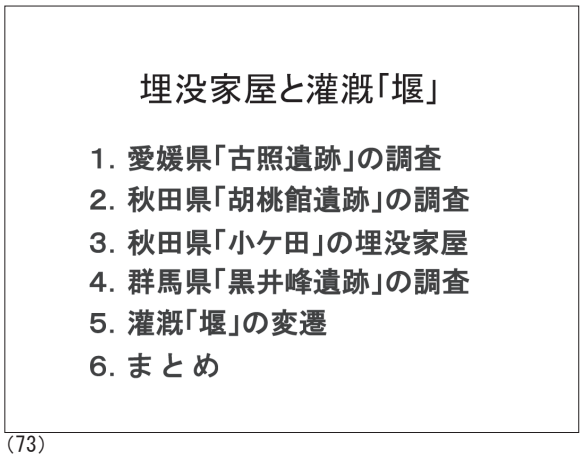

（73）

（74）

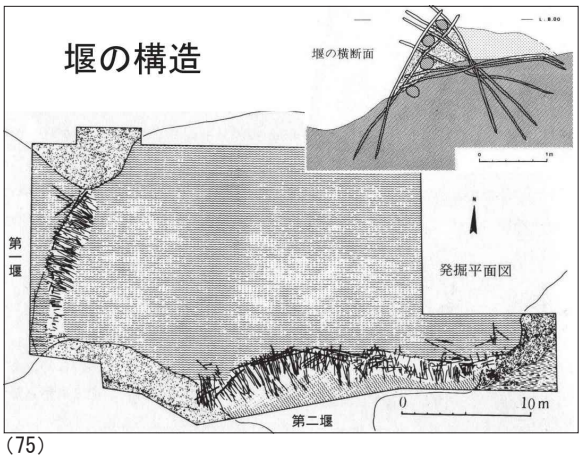

(75)

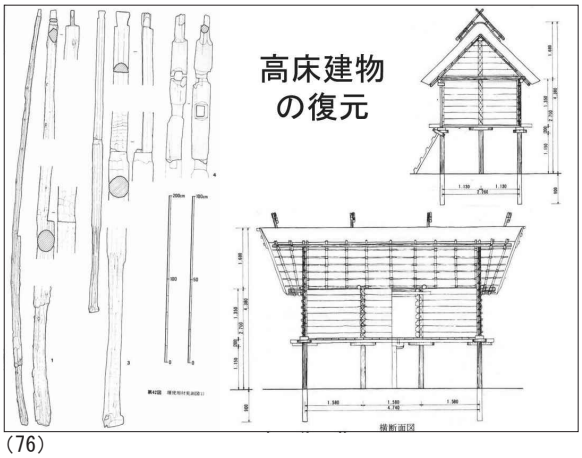

(76)

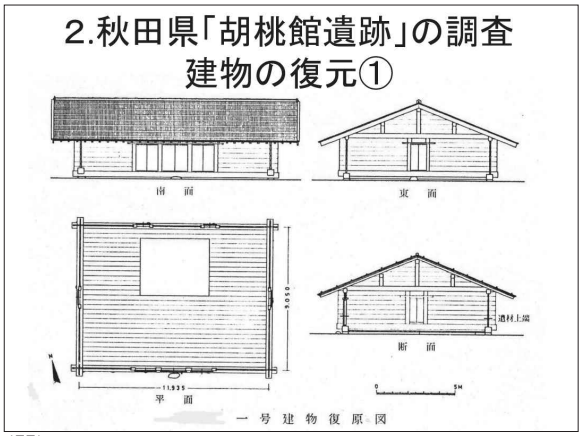

(77)

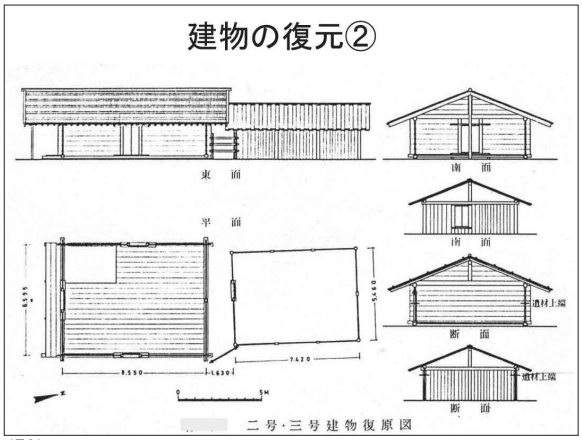

(78)

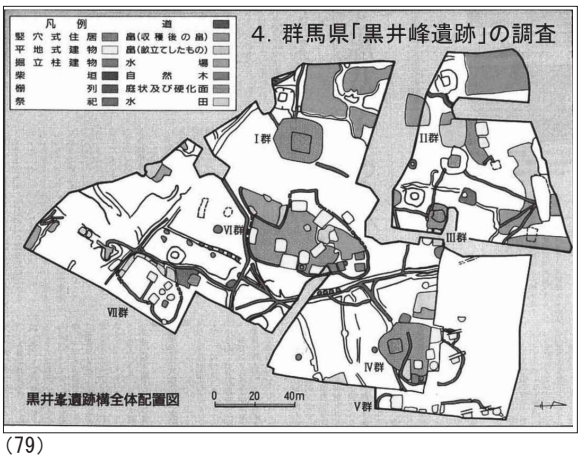

(79)

5. 灌漑「堰」の変遷

- 水稲耕作には、初期の段階から用水をコントロールする「灌漑」技術が伴う
- 弥生時代早期の福岡県「板付遺跡」には、灌漑用の堰（小規模）が存在
- その後、灌漑技術の変遷と共に、堰の構造や対象にする水路（河川など）の規模などが変化していく。

(80)

古代の灌漑技術

- 弥生早　　：堰(小規模)　：「溝・水路」（板付）
- 弥生中～4C　：合掌堰　：「小河川」
  （福万寺・池島）（古照）
- 5･6C（古墳中・後）：垂直堰・堤(敷葉工法)：
  「河川」（亀井）
- 7･8C（飛鳥・奈良）：岩盤掘削・樋門技術
  ：「人工河川」「ため池」
  （古市大溝）（狭山池）

(81)

6. まとめ

- 埋没家屋＝土石流や火山噴火などの自然災害によって埋没（生活の中断）
- 土砂崩れや土木工事などで地下から突然出現
  → 人々を驚かす → 謎とロマン
- 調査の結果：
  埋没家屋 → 灌漑堰 →（家屋復元）
- 埋没家屋は、当時の生活の様子を立体的かつ詳細かつ克明に物語る
  → 夢とロマン
- 灌漑堰は、古代の農業技術と生産力をより具体的に物語る
  → 日本のコメ作りを考える

(82)

座談会（黒崎、村上、藤原、小山田）

黒崎　それではただいまから１時間ほど、発表の皆さんとお話をしていきたいと思います。一応次のように３つの柱を立てて進めていきたいと思います。

座談会の検討内容
1　埋没家屋から灌漑堰へ
　どうして埋没家屋と考えたのか？
　どうして灌漑堰と判ったか？
2　灌漑堰の構造と類例
　どのように水田を潤したのか？
　東アジアの中の小谷地「灌漑堰」
3　古代東北における水田開発
　十三盛遺跡との類似と相違（集落と水田）
　タイ・カンボジアの「タムノップ」との関連
　開発の主体は？（役所、豪族、農民？）

最初は埋没家屋から灌漑堰ということで、村上さんが中心になると思うんですが、どうしてあの遺構が埋没家屋と考えられ、それがなぜ灌漑堰へと変わったのかという問題です。ここら辺から入って、２つ目は灌漑堰のいろんな評価を話題にし、３つ目に「灌漑堰の構造と類例」として、どのように水田を潤したのか、そして東アジアの中での小谷地遺跡の灌漑堰の位置付けを考えてみたいと思います。そして最後に古代東北における水田開発はどのようなものであったのか、十三盛遺跡との関わり、また「タムノップ」と呼ばれる東南アジアの粗放灌漑との関わりを取り上げながら、小谷地遺跡の水田開発は誰が主体になって行われたのかを考えてみたいと思います。

それではまず最初に、村上さんの方から小谷地遺跡の発掘調査を通して先輩たちが長い間埋没家屋だと、おかしいなとは思いながらもついついそれを完全に払しょくし切れなかったその辺の事情と、今回灌漑堰だと断定したその根拠などを皆さんに説明を願えませんでしょうか。お願いします。

村上　はい、わかりました。それでは堰の想定図のスライドをお願いします（9）。この大きな図をご覧ください。ここに支持材と書いてありますけれどもこれは正しくは支保材です。そして発見当初は、上の杉皮とこの天板の重なる部分を屋根材と考え、支保材のところが屋根を受ける柱じゃないかと考えていたようです。実際発見当時の写真を見ますと確かにそういう構造を確認できます。ところが今回の調査で、細かくその遺材を取り上げていってそれを分析していったんですが、杉皮と矢板の重なる部分を屋根材と考えた場合、この支保材で構造を受けることができるかどうか検討し、結論として無理だろうということになりました。それは、材と材を組み合わせるための加工、ホゾ穴ですとか仕口が一切なかったこと、あと釘や縄などの材を固定するもの、それも一切なく、そして水路の中に造られていたということによるものです。遺跡発見当時の調査は大変狭い範囲で発掘していましたので、おそらく水路の中に造られているという状況を確認できなかったのではないかと考えます。こうした理由から、やはり建物ではないという結論を導き出しました。

黒崎　ありがとうございました。今おっしゃったことはレジュメの12ページに簡潔に書いていただいていると思います。まず第１に構造上の問題です。杉皮や矢板を屋根材と考えていたんだけれども、それを屋根とした場合、受け止める柱というのがどうも明確ではないということですね。それから第２に、材と材が非常にうまく組み合って出ているんだけれども、それぞれをしっかりと結び付けるためのホゾとか、紐あるいは釘が一切見つからない。構造的にみてもどうも建物とは考えられないということが今回、明確になりました。それからもう１つ、第３の点は、その位置が家が建つような高いところじゃなくてどうも水の流れるような場所である。どうもこの場所に家を建てることは無理だろうということになったわけです。そして今回見つかった木組と以前みつかった木組の異同についても厳密に調査検証された結果、ここに書かれているように、基本的に今回の堰と前回まで埋没家屋とした遺構とは類似点があるので、前に出ているものもやはり堰と考えるべきであろうということになったわけです。この検討内容は非常に科学的な順序を踏んだ調査・分析で、私もその結論は間違いないなと思います。ですから脇本の遺跡については埋没家屋ではなく灌漑堰だということがこれではっきりしたことになります。このように小谷地遺跡では３つの堰が並んで見つかった訳ですが、それらが同時にあったのか、それとも時期をたがえて造られたものかについてご質問いただいています。村上さん、その辺のお考えはどうなのかお答え願えませんか。

村上　私自身、前回から連続して調査したわけではありませんので、実際のところはわからないんですけれども、ただこの図の示す構造どおりに支保材が全てに見られ、やはり同じような構造ですので、そんなに時期差がないのではないか、一気に造られたものではないかと考えています。また先ほどの説明では触れませんでしたが、この堰が造られている水路は、実はそんなに長く使用されたわけではないようです。一定の期間使われた後、堰がだいぶ埋まり最終的に水路内に幅２ｍくらいの小さな水路が蛇行した状態で終わるという、それがこの水路の最終状態になります。

黒崎　ありがとうございました。堰の使われ方とか構造についてはまたこれからお話していきたいと思います。

そういうことで埋没家屋ではなくなりましたが、このパンフレットにありますように1,200年前に行われた八郎潟の湖岸開拓事業を物語るひとつの大きな記念碑的な遺構、灌漑堰であるという説明でした。ですから埋没家屋でなくなったからこの遺跡の価値が減ったということは一切ありません。また別な意味で非常に重要な発見であったと思います。遺跡の評価が転換したということだと思います。次に灌漑堰の構造とか類例について、お話をしていきたいと思います。これもまた調査した村上さんにお聞きしたいんですが、どのようにして水田を潤していたのか？ 調査所見から、川幅に対して斜めに堰がかかっている、田越しに水を供給していたことが言われていたわけですが、その中でもうひとつ「温(ぬる)め」という役目も考えておられます。その辺のことをもう一度簡潔にご説明をいただけないでしょうか。

村上　温めそのものではないと思うんですが温水路ですね、それに似たような効果があるんじゃないかと考えました。温水路の写真を準備してもらえますか（22）。先ほども話したんですけれども、温水路は幅が広くて浅い水路なんですが、そうすることで太陽熱で水が温まりやすくなります。深いとですね、深い湖は凍らないのと同じでなかなか水全体が温まりにくくなります。温水路にはそういう効果が１つと、あと落差を設けることで水の流れをできるだけ遅くするような仕組みになっています。水の流れが遅くなる分だけ長い間太陽熱が当たるようになりますので、その効果で水が温められるというふうな仕組みになっています。小谷地遺跡の場合もやはり幅が非常に広い割には、水深が深いところで50～60cmというだいぶ浅い構造になっています。それで堰直前の水深は、ほとんどゼロに近い浅さになります。そうした堰の構造が何なのかとしたら、現在のもの程の高低差はないのですが、まさにこの温水路と同じような効果があるんじゃないかと考えます。群馬県内の「温め」はまた違う水温上昇の仕方ですが、考え方としては似ているように思います。

黒崎　はい、ありがとうございます。小山田さんにおうかがいしたいんですが、小山田さんのご発表の中でも「温水路についての視点を与えてくれた」という評価をいただいたんですが、東アジア的に見て「温水路」についてはどういう研究があるのか、小谷地遺跡の場合もその解釈でいいのかどうか？ご意見をお聞かせ願えればと思います。

小山田　温水路についての研究は、あまりないように思います。こちらへ来る前にソウルで発表がありまして、韓国の研究者に、韓国に用水を温める施設があるのかと尋ねたら、自然湧水を下流の溜め池状施設にいったん溜めて温める事例があると言っていました。湧水を温めて流すという発想は、いろんなところにあるように思います。狭山池は全周３㎞弱の溜池ですが、近世に入ると温まった水面から順番に取水してゆく尺八樋という樋門が出現します。時代を問わず場所を問わず、水を温める発想やその知恵はあったようです。

黒崎　私もこのシンポジウムに来る時、資料などを調べていて田下駄に気づきました。この遺跡でも出土しているのですが、田下駄は普通、関西とか静岡ぐらいまではたくさん発掘例があります。そして民俗例などでは田下駄は田んぼの中で作業をする時に足が冷えることへの対策であると書いてありました。少しでも水から足を離していると和らぐというような内容だったと思います。それは東北地方における報告でしたが、そういう意味では田の水の冷たさというのは関西ではあまり感じないんですが、特に東北などでは春先の雪解け水とか、あるいは冷たい湧水などを使う時には大変な苦労なんだろうなと、そういう気がしたわけです。それについては村上さんどうですか。

村上　そうですね、この図で左が小谷地遺跡から出たもので右２つは中谷地遺跡から出たもので、ほとんど同じ形です。この田下駄の裏側には４つの小さな足が付いています。普通、田下駄というと余り下に足を付けるようなタイプはないんですが、これはちょっと変わっていて、少しだけ足の裏の位置が高くなる、そういう形の田下駄になっています。

黒崎　そういうことで水を温めるということも灌漑をする上での一つの大きな効果と思われます。それから小山田さんのレジュメ76ページの上の方では、近世の例ですが、彎曲堰と直交堰、斜め堰の３つの堰を紹介していただいています（60）。小谷地遺跡の場合は一番右側の斜め堰ということになると思いますが、この３種類の堰はそれぞれどのように役目が違うのか、また小谷地遺跡の場合はどういう意味があるのか追加でご説明願えませんでしょうか。

小山田　近世の地方書を調べた喜多村俊夫さんは、袋堰（彎曲堰）は砂川につくり下流側にふくらむ袋部に砂を溜める、箕の手堰（斜め堰）は流を集めて取水量を増やす、一文字堰（直交堰）は大河に設置するという特徴があるとしています（60）。発掘調査で彎曲堰、直交堰、斜め堰がたくさん見つかっています。しかし彎曲堰は砂を溜めるだけではないようです。池島遺跡は自然砂の高まり（瀬）を加工して彎曲堰をつくっていますが、そこには貯水的な役割があったのではないかと考えています（50）。

黒崎　調査された村上さんは小谷地遺跡は斜め堰とおっしゃっていますけれども、なぜ斜め堰にしたのか、私には理由が判りません。古照遺跡の堰について、私は直交堰のような気がしています。本当のところはわからないんですけれどもね。流れに対して斜めに水を流すという

のは直交堰とどのような違いがあるのか、何かお考えがありますか。

村上　最初、やはりどうして斜めに造るんだろうと考えました。その時は、小谷地遺跡のある場所はすごく地盤が軟らかい泥炭地ですので、杭を深く打ち込んでも地盤が緩く簡単に下流の方向に堰が倒壊してしまうので、わざと高さのない構造にして、しかも斜めにすることで水流の圧力を分散させたのではないか、と考えました。まだ斜め堰によって水田に水を補給するという考えには至っていませんでした。

小山田　補足しますと、斜め堰は直線的な斜め堰と、中央が彎曲する斜め堰があります。これらの中には、川の中を蛇行する瀬の高まりを利用して設置するものがあります。この場合、瀬の高まりは川を斜めに横切っているので、設置された堰も斜め堰になります。

黒崎　いろいろな考え方ができるということですね。私なんかは斜め堰というのは、この場合はこちらに用水路と書かれていますので、左岸の方へ水をやりたい、右岸にはやりたくないというための斜め堰なのかなと思ったんですが、その辺はどう考えればよいのでしょうか？

村上　最終的にはそういうふうに考えました。スライドでは紹介していないのですが、左岸の堰から下流側に浸食を受け、そこを粘土で補修しているような跡もありましたので、やはり水が左岸側に供給されていたのは確かだと思います。

黒崎　前回までの調査で上流側で２つ堰がみつかっていますが、それも斜め堰なんですか。その辺はどうお考えですか。

村上　基本的に直線上の延長地点にありますので、同じ水路に作られた堰と考えます。それで遺材の広がりをみてもその水路に対して斜めになっていますので同じような斜め堰だったと思います。

黒崎　そうなると基本的に左岸側に水をオーバーフローさせて灌漑する堰が３つも続いている。３つ同じような堰が並んでいるということは、「温め」のことを考えてもより効果が高いわけですよね。

村上　言い忘れましたけれども、川の右岸側よりも左岸側の方に水田が広がっていると考えられますので、やはり左岸側に供給されていたと思います。

黒崎　水田の位置がわからない、発掘でまだ見つかっていないことに対し、それはどこにあったのかとご質問いただいています。今までの話を総合していきますと川の左岸側に水田があって、そこに水を入れるための堰だということがおぼろげながらわかってきました。また、３つある堰もはっきりとは言えませんが、ほぼ同時に存在したものであって、川の流れを緩やかにし水を温めて田んぼへ順次入れていく、そういう役割を担うことが明らかになったんではないかと思います。それらを前提にして、東アジア的な非常に大きな視点から、灌漑について小山田さんにお話をしていただきました。東アジアという地域の中全体、あるいは日本の弥生時代以来という時代の中で、小谷地遺跡の堰や灌漑技術がどう評価できるのか？ もう一度再確認の意味でご説明いただけませんでしょうか。

小山田　中国で、流れを緩くして水を温める堰の発掘例は知られていません。韓国では、水田や水利施設への関心が高まり、堰の発掘事例が蓄積されてきました。小谷地遺跡のように並んでいますが、同時存在なのか、順番につくられた結果なのかはっきりしません。日本でも同じです。堰の近くからら出土した土器で築造年代の前後を決めるのはとても難しいことです。流れを弱める落差工は減勢工とも言います。これまで減勢工について、緩やかな流をつくり太陽光を浴びる時間を長くして水を温めるという視点は考古学にはなかったような気がします。小谷地遺跡の堰を知って、目からうろこが落ちました。

黒崎　一番小谷地例に似ているというのは、韓国の鳥城里例ですか。時代は１世紀だということですが規模的にもよく似ているのですか。小谷地の場合は幅７ｍとかおっしゃっていましたけれども。

小山田　鳥城里遺跡は幅３ｍの自然流路です。規模は違いますがとても浅く、堰の形状はよく似ています。

黒崎　私もお話をうかがって、形状はよく似ているなあと思っていました。また堰の数が３つというのも一緒かなと思ったりしました。

小山田　鳥城里遺跡では、堰の見つかった上流側は発掘調査されていませんが、下流側は工場をつくるとかで調査がされていますが、堰は発見されていないようです。堰が設置された範囲は狭いようです。

黒崎　両者は非常によく似ていると思います。ただし構造的に見たら鳥城里例の場合は水を堰き止めるための杭が縦にいっぱいありましたね。しかし、小谷地例はせいぜい１本しか残っておらず、頼りなげな印象です。そのことについて村上さんどうお考えですか。私なんかは縦に杭がもっと打ってあった方がしっかりすると思うんですけれどもね。

村上　先ほど触れたんですけれども、水路の底面は杭をしっかり打ちこめない泥炭層で、打ち込んだとしても手を触れただけで動くような軟弱な地盤です。あまり水面に近い方向で杭を打っても、そんなに大きな効果は得られないんじゃないかというふうに思います。

黒崎　替わりに支保材を使っているわけですか？

村上　そうですね。斜めに突っ張り棒という形で。

黒崎　いずれにしてもこれで耐えているという。

村上　そうですね。

黒崎　役割として小谷地例と鳥城里例は非常によく似た例だといっていいわけですね。

村上　そうですね。韓国にこういう例があるとは全然思いませんでした。

黒崎　少し時代が離れすぎていて、すぐに両者の関係を云々することはできませんが、たしかに興味深いですね。ところで小谷地遺跡の堰は小山田さんの分類ではⅢ類ということですが（67）、その一番古い例が岐阜県の柿田遺跡例です。それは古墳時代前期ですから４世紀代で、そうなると韓国例とさほど大きな時間差はなくなります。そうですよね、小山田さん。

小山田　そうです。表「堰の変化」をご覧ください（62）。

黒崎　皆さん、レジュメの81ページをご覧ください。

小山田　Ⅲ類の岐阜県柿田遺跡は、弥生の終わり頃から古墳の始め頃です。それまでⅡ類などは杭を打ち込む、あるいは据え並べて堰をつくっていましたが、柿田遺跡の時期になりますと、木組みをベースにして堰をつくる技術が出現します。そういう意味で鳥城里が紀元後１世紀、この年表でいいますと弥生後期前半頃になり、朝鮮半島からの影響があったのかも知れません。

黒崎　朝鮮半島で開発された１世紀の技術が、日本には弥生時代後期の末から古墳時代の初め頃、３世紀の後半から４世紀くらいに日本列島に入ってきたということです。すぐにその直接的な系譜はたどれませんが古代の小谷地遺跡にもう一度顔を出してくるという年代的な位置づけができるかと思います。そこまでの系譜がどのようにどこにたどれるかという課題は残りますが、一応東アジアの低地灌漑の大きな流れの中に小谷地遺跡の灌漑堰は位置づけられる、ということが明らかになったかと思います。

それでは次の話題へと移ります。会場の皆さんからたくさんの質問をいただいていますので、いくつかそれにお答えいただきたいと思います。まず村上さんの方からお願いしますが、馬の骨が出ていることに対する質問です。大きさはどの程度に推定できるのかという質問ですが、それについてお答え願えませんでしょうか。

村上　平成21年度の調査で見つかった馬ですけれども、歯を分析した結果３、４歳くらいの若い馬じゃないかという結論が出ています。あと１次調査の際に見つかった馬の統計の結果ですけれども、具体的に何歳かわからないんですけれども現在の馬よりも少し小さい馬という推定がされております。

黒崎　３歳くらいの小さい馬だということで、統計的にも小形の馬だということですね。次に堰に使われていた横木の長さが５～６ｍとありますが、それは近くからとった木なのか、また材質とかがわかればあわせて教えてほしいということです。

村上　横木の材質については、大きなものはわからないんですけれども、比較的小さい横木は広葉樹を使っているようです。また矢板の材質ですが、これはほとんど杉板のようです。堰の構造材を奈良文化財研究所の方に見てもらったところ、元々の原木はかなりの大径の材を使っているとのことでした。胡桃館の埋没家屋よりもしかしたら原木が大きいんじゃないかと、そう話されていました。男鹿半島というと杉の産地というイメージがあまりないんですけれども、実際江戸時代にはたくさん杉が伐採された記録もあるようです。実は遺跡近くの田んぼの下にもこういった杉の埋没林がある場所があります。それを掘り起こしてテーブルか何かにしている人もいまして、私もその１つを見せてもらったんですけれども、だいぶ立派な杉の木でした。

黒崎　それからもう１つ、開発の主体が誰なのかという質問があります。これは非常に中身の濃い質問ですので最後の議論の中で取り上げたいと思います。村上さんへの質問で最後にもう１つだけお願いします。丸鞆（帯の飾金具）が出ていますが、出た場所とか特徴とかをおうかがいしたいということです。よろしくお願いします。

村上　銅製の丸鞆が１点だけ出土しています。それは水路の中から見つかりました。どういう経緯でそこに１点だけそういうものがあるのかという問題は私もなかなか理解できないところがありますが、秋田県で銅製の丸鞆はほとんど出土していない、何例かしか出土していませんので、大変貴重なものだということとしか言えません。

黒崎　ちょっと答えになっているかどうかわかりませんが、水の中から出たというのは間違いないようです。そういうお答えでありました。ありがとうございました。それでは次に、藤原さんにおうかがいしたいと思います。１つは集落を区画する溝の目的は何なのでしょうかという質問をいただいています。

藤原　遺跡の立地する条件から、十三盛遺跡も低湿地に所在していますので、住居内に水が入り込むのを防ぐため、住居かもしくはその集落内に流入を防ぐために溝が掘られていると思います。あと溝自体も結構早く埋まりますので、同一場所に建て替えるのではなく次から次へと移動した結果、あのような多数の遺構もできたものと考えております。同一時期にあれだけの遺構があったわけではなくて、あくまで建て替えの結果、あれだけの遺構の数に増えたと考えております。灌漑とは直接関係ない集落なんですけれども、可能性として集落を区画する溝、それがそのまま南北の方向に繋がっているとすれば、集落から外れたところにある水田の用水路としても活用していた可能性は考えられるかと思います。

黒崎　材がヒバだということですが、ヒバについてもご質問があります。伐採したヒバの木の山林はどの辺にあるんでしょうかという質問です。

藤原　今現在、青森県の津軽地方ではヒバはほとんど生育していない状況です。主な原生種はブナとあとナラ材がメインで、現在青森県でヒバ材が採れるところは開発

が行われていない下北半島の方に限定されております。ただこの時代、津軽半島の方でもおそらくヒバが生育していたと思うんですが、考えられることとしてはスライドの一番最初の方にあった、おそらくこの馬ノ神・梵珠山等の奥羽山系、そこに自生していたヒバ材等が運び込まれてきたと考えております。

黒崎　遺跡からたくさんの木製品が出たということで、それに対する質問が集中しています。この遺跡では木製品ばかり作っている訳じゃないですよね。農村の一部で木製品を作っている。それとも木製品を作る木工の専業集落だと考えられるのでしょうか？ 製品が村の中で消費されたのか他の村へ出ていっているのか？なども含めてお答え願えますでしょうか。

藤原　青森で古代の集落というと低湿地というよりは、むしろ現在田んぼが作られている場所より一段上の河岸段丘上に普通は遺構があるものと考えられていたんですが、今、十三盛で低湿地の遺跡が発見され、このような低い場所をなぜ集落として選んだのかという点を考えますと、やはり河川で木材を運び、そして木製品を搬出するにあたって利便性のあるこういった低地が選ばれたと考えております。したがって農業、漁労もやっておりますが、そういった生業を行った上で一応木材加工も一つの生業として、製品を作って外へ出すということも行っていたと思っています。

黒崎　ありがとうございました。農業ももちろんしていたけれども、この遺跡の大きな特徴として木材加工に相当の重きがおかれていたというお答えでした。次に小山田さんに対する質問です。９世紀に、この小谷地遺跡と同じような灌漑堰が全国どこかで見つかっているんでしょうか？という質問をいただいています。お答え願えますか。

小山田　私が知らないだけかも知れませんが、９世紀の類例は少ないようです。ただし小谷地遺跡のような事例は必ず見つかるはずです。

黒崎　それからもう１つ、中国の古い水田遺跡として河姆渡遺跡がよく引き合いに出されますが、それよりも古い遺跡と水田との兼ね合いなどについて、簡単にご説明願います。

小山田　スライドの４枚目（51）ですね、城頭山遺跡と草鞋山遺跡は6,000年前の遺跡です。河姆渡遺跡は年代幅がありますが、それより最大で1,000年ほど古くなります。河姆渡遺跡でも、くぼみ状の水田が見つかっています。草鞋山遺跡と河姆渡遺跡はいずれも長江下流域の遺跡ですが、河姆渡遺跡は長江と杭州湾にはさまれた蘇州市、河姆渡遺跡は杭州湾南岸の余姚市になります。草鞋山遺跡のくぼみ水田は、丸いタイプと細長いタイプがあります。細長いタイプに畦畔を整備すると、面的に区画された水田になります。

黒崎　ありがとうございます。河姆渡遺跡は本格的な農村として割合長い時代続く遺跡です。それに対しそれよりも古い周辺の遺跡はまだまだ本格的なものにはなっていないと考えられます。本当かどうかわかりませんけれども、そういう理解が今、学界の定説です。河姆渡遺跡が本格的な農村遺跡で、日本で稲作が始まるのはだいぶ後ですが、間接的にその影響を受けたということになっております。それでは最後にまとめをする方向で、「古代東北における水田開発」というちょっと大きな話題に移っていきたいと思います。９世紀の前半頃、小谷地遺跡ができた頃の秋田県では秋田城と払田柵という２つの城柵が造られます。払田柵はこの時期に造られるのですが、秋田城は再整備されるという時代です。ちょうどその頃、大陸の方に渤海という国ができて、しきりに日本へ国交・貿易を求めてきます。国内的にはアイヌの人々を含めて蝦夷と呼ばれる人々が関わる多くの物産を目的にして、中央政府が侵略といえば語弊がありますが、東北地方に注目して進出してくる時期であります。そういうことで国の機関を作り財政を維持するにはやはり水田生産力を開発させ向上させる必要があります。この小谷地遺跡にも新たに灌漑堰を造って、最新の技術を応用しながら冷たい水でも温めながらそこで新たに水田を切り開いて行ったんだと理解することもできます。そういうことでこの遺跡の開発に国家の意向がどの程度反映されているのかという問題を考えてみたいと思います。開発の主体も含めて、誰がどういう形でこの遺跡の開発・運営に絡んでいるのかという、その辺の問題について村上さんお話いただけませんでしょうか。

村上　すごく難しい問題だと思いますが、まずこのような灌漑の知識、そういう技術を持った人じゃないとこんなものは構築できないと思いますので、そういう人たちをコントロールできる国家なり機関なりが開発を進めたんじゃないかなというふうに考えています。それで先ほどのスライドでも説明しましたが、文献史学分野の指摘、古代の水田開発は郡家を中心に進められて来たんじゃないかなという考えがひとつ気になっています。郡家の遺跡から農具が大量に出土する例とか全国でたくさん見つかっていますので、そうした郡家で農業器材を与えて、それによって水田耕作を広めていく、そういったものがもしかしたら出羽の方ではあったんじゃないかというふうに考えています。

黒崎　官の関わりというか国家的な機構が小谷地遺跡の開拓に関係しているんだというご意見でした。私もそうだろうと思います。それに対しまして藤原さんにご発表いただきました十三盛の場合は、蝦夷的な擦文土器が出ていたりして、この辺の評価が難しいと思います。ご本人はどちらかよくわからないとおっしゃっていましたが、この小谷地遺跡の遺構や遺物なんかをご覧になって小谷

地遺跡と同じか、あるいはちょっと違うなとか、それについて藤原さんのご意見を教えていただきたいと思います。

藤原　小谷地遺跡から大体１世紀後の、十三盛遺跡の時期になると律令制が崩壊して、新たに南の方から北側へと人の移住というのが多く見られるようになるわけです。津軽地方で遺跡が増加するのは９世紀の後半、ちょうど元慶の乱が秋田で起こった後に、遺跡の数が増大しています。それに伴なってろくろの技術、須恵器の技術、製鉄の技術といった従来津軽地方でほとんど行われなかった技術の伝播がうかがわれます。但しやはり律令制下で作られていた須恵器、ないしは土師器といったようなものの器形とは大きくかけはなれている。やっぱり能力的に見てもあまりしっかり整っていない、ちょっとやぼったいような器形等の変化がある点から見ますと、須恵器を作っていた工人が、何人かはきているとは思いますが、それを実際に作っていた人たちというのは在地の豪族のもと、在地の工人が携わっていたように考えております。北海道との結びつきに関しましても、黒崎先生がおっしゃったように擦文土器等が出ておりますので、やはり北海道との交易、特に須恵器に関しては10世紀の中葉以降に北海道全域に五所川原の須恵器が流通しますので、十三盛遺跡の時期にはやはり北海道との結びつきが特に強くなったと考えております。

黒崎　ということは役所的というよりは、地元の豪族的な者が関わっていた可能性の方が高いということですね。それに関連して質問もいただいているんですが、その豪族について安東氏との関係はどうかという質問なのですが、それについてはいかがでしょうか？

藤原　すみません。津軽地方では11世紀までは遺跡があるんですけれども11世紀から12世紀を繋ぐ遺跡というのはほとんど見られておりません。13世紀になってやっと、市浦村、今は五所川原市ですけれども、北の外れの十三湖周辺に安東氏というのが突如現れてくるような状況です。まだ遺跡が見つかっていないのでよくわからないんですが、何らかの形で受け継がれていったのではないかと考えております。

黒崎　ありがとうございます。やはり判らないところは判らないので、安東氏との関係も興味ありますが今後の問題ということで置いておきたいと思います。では最後に、カンボジアのタムノップとの関係を取りあげてみたいと思います。ただしあまり時間がのこされておらず充分に議論ができないと思いますが、こういう大掛かりな、本当に広範囲な灌漑が行われている。これは11世紀ですか、時代的にも小谷地遺跡とさほど差がない。けれども運営主体というか、あれだけのものを維持していくには相当の組織力が必要だと思います。小谷地遺跡を考える上でも大いに参考になりますので、その辺について小山田さんお教えください。

小山田　福井捷朗・星川圭介さんの調査によると、行政が関与する場合もありますが、基本的には、タムノップに近い集落の村人が日常的に維持管理しています。タムノップの築造や大規模補修に協力する周辺集落は、タムノップの受益集落には限られていません。橋、道、寺院が公共の利益をもたらすのと同じように、一種の公共事業と考えた方が適切であろうと述べています。

黒崎　この規模から言うと少し小さすぎて本当にこれで充分なのかという気がします。やはり水ですから流域で関係するところは全部一緒に共同して行うはずです。そうした関係がなければ俺のところだけでやるということは不可能でしょう。今後流域単位でどの程度の水が必要でどの範囲を潤すのかというようなことを調べていけば、関係する範囲や規模がわかってくるのではないでしょうか。機会があれば検討のほどよろしくお願いしたいと思います。

もう時間がまいりましたので、ここでこれまでの討論をまとめておきたいと思います。

小谷地遺跡の木組については、これまで埋没家屋の可能性が考えられてきましたが、今回の調査で灌漑用の堰であることが明らかになりました。これは非常に大きな成果だと思います。埋没家屋でなかったことについては少し残念な気もいたしますが、しかし今回の議論でもわかりましたとおり、東北地方で初めて９世紀代の堰の構造が明確になった点は、まことに重要な成果だったと思います。今回のシンポジウムのテーマになっております「1,200年前の八郎潟湖岸の開拓」のその具体的な姿が見えてきたといえます。これは全国的に見ても非常に貴重な発掘例で大きな成果だと思います。その灌漑の技術・構造を見てもただ単にポッと出てきたのではなく、中国や朝鮮での灌漑の技術が、日本に伝わって来て培われていった。そういう長い歴史をたどることができました。その長い歴史と系譜があってこそ初めてこの小谷地遺跡の灌漑堰を造ることが可能になったのだ。その意味で東アジアの低地灌漑を考える上でも非常に重要な遺跡だと評価することができました。

それから更に青森県の十三盛遺跡との対比から、小谷地遺跡の水田開発が国家的な権力、すなわち役所の積極的な関与によって行われたということも明らかになりました。特に八郎潟の対岸にあります石崎遺跡、これは秋田郡家じゃないかと言われていますが、その隣にあります中谷地遺跡の存在からも、改めて両遺跡の関係というのがクローズアップされてくるのではないでしょうか。

今回の以上の検討で、小谷地遺跡が９世紀代の農業技術の、より効果的な水田開発の実態を理解する上で重要な遺跡であることが紛れもなくはっきりしたと思います。灌漑技術に関しては大きく東アジアの観点からも貴重な

資料であることがわかりました。日本の農業というのは今、本当に大きな曲がり角に立たされています。これからどうなるのか農業に関わる人々は非常に心配なところもありますが、日本の農業をもう一度原点に戻って考え直す上でも一つの手がかりを提供する遺跡だと思います。それを話題に取り上げた今日の座談会もその意味で大きな意義があるものと私は思っております。

以上をまとめとしまして、これで座談会を終わらせていただきたいと思います。長時間にわたりご清聴ありがとうございました。

秋田県埋蔵文化財センター研究紀要　第27号

発行年月　平成25年３月

発行機関　秋田県埋蔵文化財センター

〒014－0802

秋田県大仙市払田字牛嶋20番地

電　話　(0187)69－3331

ＦＡＸ　(0187)69－3330

ＵＲＬ　http://www.pref.akita.jp/gakusyu/maibun_hp/index2.htm

E－mail　maibun@pref.akita.lg.jp

印　　刷　株式会社三森印刷